

核戦争の 危機と被爆地



広島平和研究所
ブックレット

HPI
BOOKLET

VOL. 10

2024年9月

SEPTEMBER 2024

広島市立大学
広島平和研究所

HIROSHIMA PEACE INSTITUTE (HPI)
HIROSHIMA CITY UNIVERSITY

核戦争の危機と被爆地

広島平和研究所ブックレット

10

はじめに

四條 知恵

広島平和研究所は、研究成果を広く市民のみなさまに伝えるため、戦争や平和にかかわる諸問題をテーマに、連続市民講座や国際シンポジウム、研究フォーラムなどを継続して開催してきました。また、二〇一四年度より、これらの内容を分かりやすく伝え、現代世界における平和構築への問題提起とするため、この小冊子シリーズ「広島平和研究所ブックレット」を刊行しております。

第一〇巻である本書『核戦争の危機と被爆地』は、二〇二三年度にオンラインで行われた同タイトルのシンポジウム「核戦争の危機と被爆地——G7広島サミットを踏まえて」(二〇二三年二月一〇日開催)、連続市民講座「広島からウクライナ戦争を考える」(二〇二三

年一〇月二〇日から一月二三日まで配信)を中心に、一部二〇二二年度に行われた連続市民講座「平和文化を育むために」(二〇二二年一月一八日から二月二〇日まで配信)の報告・講演も含め、報告者・講演者に改めて執筆していただいた八つの原稿を収録しています。

第I部は、「核戦争の危機と被爆地——G7広島サミットを踏まえて」をテーマとして、「すべてのものにとつて安全が損なわれない」との原則——広島ビジョン二〇二三再考」(第1章 石田淳)、「ウクライナ戦争と国際平和秩序の行方」(第2章 吉川元)、「被爆国」と「被爆地」——サミット報道から見えてきたもの」(第3章 田中美千子)の三編を収録し、刻々と変化する国際情勢やサミット前後の議論も踏まえながら、広島と長崎、そして日本と世界が、こうした国際政治の変化や核戦争の危機にどのように取り組むべきかを改めて考えています。

第II部には、「広島からウクライナ戦争を考える」というテーマで、「核兵器をめぐる歴史の概観——マンハッタン計画からウクライナ戦争まで」(第4章 山田康博)、「ロシア・プーチン大統領のウクライナ戦争の論理」(第5章 吉川元)、「ウクライナにおける戦争と原子力施設への攻撃——冷戦の延長戦、あるいはリターンマッチか?」(第6章 友次晋介)、「ロシアのウクライナ侵攻とエネルギー」(第7章 沖村理史)の四編を収録しています。長引くウ

クライナ戦争は、国際社会にどのような変化をもたらしたのでしょうか。各分野の専門家が、ウクライナ戦争と核をめぐる問題を取り上げ、分かりやすく解説しています。

また、第Ⅲ部には、昨年度に続き、「平和文化を育むために」というテーマで、「知られざるフィリピン残留日本兵——一九五五年一月・ルソン島ソルソゴンの悲劇」(第8章 永井均)を収録しました。

本書が、本書を手にとっていただいみなさまに核戦争の危機と被爆地、そして平和にかかわる諸問題について、より深く考えるきっかけとなることを願っております。

目次

はじめに……………(四條 知恵)…………… i

第I部

核戦争の危機と被爆地——G7広島サミットを踏まえて

第1章 「すべてのものにとって安全が損なわれない」との原則

——広島ビジョン二〇二三再考……………(石田 淳)…………… 3

第2章 ウクライナ戦争と国際平和秩序の行方……………(吉川 元)…………… 21

第3章 「被爆国」と「被爆地」

——サミット報道から見えてきたもの……………(田中美千子)…………… 43

第Ⅱ部

広島からウクライナ戦争を考える

第4章 核兵器をめぐる歴史の概観

——マンハッタン計画からウクライナ戦争まで (講演録)

..... (山田 康博)

69

第5章 ロシア・プーチン大統領のウクライナ戦争の論理

..... (吉川 元)

99

第6章 ウクライナにおける戦争と原子力施設への攻撃

——冷戦の延長戦、あるいはリターンマッチか？

..... (友次 晋介)

127

第7章 ロシアのウクライナ侵攻とエネルギー..... (沖村 理史)

151

第Ⅲ部

続・平和文化を育むために

第8章 知られざるフィリピン残留日本兵

——一九五五年十一月・ルソン島ソルソゴンの悲劇

……………(永井 均)……………181

執筆者一覧……………210

* 本書所収の各論は、執筆者個人の見解であり、広島平和研究所を代表するものではありません。

第I部

核戦争の危機と被爆地——G7広島サミットを踏まえて

第1章 「すべてのものにとって安全が損なわれない」との原則

——広島ビジョン二〇二二再考

石田 淳

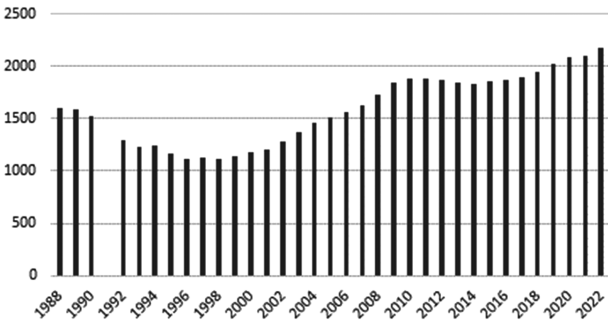
1 核兵器不使用の歴史

ヒロシマ、ナガサキ以降の「核兵器の不使用」の歴史を振りかえり、さらにその未来を展望したい。二〇二三年五月一九日から二一日までG7（先進七カ国首脳会議）が広島市で開催された。初日に首脳たちは平和公園を訪れ、慰霊碑に献花をしたあと、広島平和記念資料館を見学したことは、それが四〇分間だったことも含めて広く報道された。会合の初日に発表されたG7首脳による核軍縮に関する声明が、いわゆる「広島ビジョン」である。

本稿では、この広島ビジョンを手がかりに、その文書が強調した軍備管理の考え方とは何か、そしてあらためて国際的な軍備管理や個別国家の安全保障政策を通じて確保されるのは誰の安全なのか、という基本的な問題について考えてみたい。

図1は、冷戦終結後の世界の軍事支出の推移をあらわしたグラフである。縦軸は二〇二一年のアメリカのドルの価値で換算した軍事支出額（単位は一〇億米ドル）で、二〇二二年は二兆米ドルを超えた。三〇〇兆円という規模である。なお、関連情報として、二〇二二年における世界の軍事費の内訳については、アメリカの占める割合（シェア）は四〇%、中華人民共和国（中国）は一

図1 世界軍事支出（実質10億 US\$、2021年基準）



(SIPRI Military Expenditure Data Base, April 2023 から筆者作成)

(注) ソ連邦が解体した1991年については、ソ連邦の、そしてソ連を構成していた共和国（ロシアなど）の軍事費を特定できないため、それらを一部に含む世界軍事支出のデータも欠落している。

三%、日本は二%であった。さらに、近年の時系列的変化についても補足すると、成長著しい経済力を背景とした中国の軍事費の増加が目立つ。世界の軍事費におけるシェアは、一九九〇年には一%、二〇〇〇年には三%、二〇一〇年に六%、そして二〇二〇年には一三%という勢いで急速に存在感を増した。

世界における核弾頭の数については、冷戦期は冷戦終結まで増加し続け、その後減少に転じた。

他方で核兵器は一九四五年の八月六日に広島で、九日に長崎で使用されたあとは、使用が懸念されたにもかかわらず、実際に使用されることはなかった。つまり、核兵器不使用の歴史が続いているのは事実だ。

では、核兵器保有国は使用する意図のない兵器を開発し続けたのだろうか。それは明らかに違う。たとえば、一九四九年に多国間同盟として北大西洋条約機構(NATO)が創設されたが、その常設機関である軍事委員会(Military Committee)は、一九五四年にMC48という決定を行った。核兵器のような大量破壊兵器にあたらぬ兵器を通常兵器と言うが、冷戦期の西側陣営は東側陣営の攻撃を排除できるほどの通常兵力を保持していなかったため、東側からの攻撃には核兵器の「即時使用(immediate use)」をもって応じる戦略を立て

た。すなわち、もし戦争が勃発すれば、躊躇ためらうことなく相手国に先んじて核兵器を使用（「先行使用 (first use)」する）ことを想定した。なお、この「先行使用」に近い概念に「先制使用 (preemptive use)」という概念があるが、これは核兵器を使用する形で戦争を仕掛けることであって意味は異なるので注意を要する。

実際に、アメリカが一九五〇年代には朝鮮半島、台湾海峡、インドシナにおいて核兵器の使用を真剣に検討したことはよく知られている (Gadhis 1987: 124-140)。その際に想定された対抗国はいずれも中国である。アメリカは核攻撃を自制したが、中国の核保有は一九六四年のことで、当時の中国はまだ非核兵器国だったため、中国による核反撃の威嚇によって攻撃の自制を余儀なくされた、つまり核抑止が機能したという訳ではない。

一九五〇年代のアメリカのアイゼンハワー政権は、通常兵器の防衛力ではなく核兵器の抑止力を強調した。防衛とは、反撃を実際に実行することによって攻撃を排除する政策であるのに対して、抑止とは、反撃を威嚇することによって攻撃を自制させる政策だ。そのため、必要があれば核兵器の使用を辞さないとの意図が言明されたと言えるだろう。

したがって、保有されていた核兵器が使用されなかったのは事実とは言え、使用の意図がなかった訳ではなく、繰り返しその意図が言明されてきたのである。

ロシアのプーチン大統領は、二〇二二年二月二四日の対ウクライナ軍事行動に先立って国民向けにテレビ演説を行い、その中でアメリカその他のNATO加盟国が介入すれば、ロシアは「歴史上類例をみない」結末をもたらすような対応も躊躇しないと威嚇した。そして、あるうことか、その三日後には、ロシアの核戦力部隊を戦闘警戒態勢に置いたのである。これに対して、ロシアによる侵攻の直後から、ウクライナのゼレンスキー大統領は飛行禁止区域（no-fly-zone）の設定をNATOに求めているものの、NATOはこの要請に応じることはなかった。NATOのストルテンベルグ事務総長は、三月四日の記者会見において、NATOには「ウクライナ域外へと戦争がエスカレートすることを防ぐ責任がある」として、ウクライナ領土のみならず領空にも戦力を送らないと強調したのである。この展開から、ロシアが核兵器の使用を威嚇し、NATO諸国の介入を抑止しながら、通常兵器を使用してウクライナに侵攻したという構図を読み取ることもできるかもしれない。NATO諸国の介入が抑止されたことによって、この戦争は戦域や交戦国の範囲の限られた「限定戦争」となった。

そののみならず、二〇〇一年の九・一一テロ以降、大国アメリカの安全保障上の関心がヨーロッパから拡大するにつれ、米口間の核兵器をめぐる軍備管理体制が揺らいでいる。

二〇〇二年には弾道弾迎撃ミサイル制限条約 (Anti-Ballistic Missile Treaty: A B M条約) が、二〇一九年には中距離核戦力全廃条約 (Intermediate-Range Nuclear Force Treaty: I N F条約) が失効している。

2 広島ビジョンの安全保障構想

広島ビジョンの表題は、原文によれば G7 Leaders Hiroshima Vision on Nuclear Disarmament で、これを字義通り解釈すると「G7首脳による核軍縮構想」となる。つまり、表題は軍縮すなわち軍備の量的な削減を掲げた。しかしその内容においてビジョンが強調したのは、むしろ核不拡散条約 (Non-Proliferation Treaty: N P T) であった。この条約は、締約国の核軍縮交渉義務 (第六条) に言及するものの、核軍縮条約ではなく、代表的な核軍備管理条約であるともみなすのが通例だ。

軍備管理は軍備縮小とは異なる概念である。抽象的にいえば「軍備が使用されにくい状況をつくりだすための軍備に関する規制」と言える。

では、具体的に言えばどういうことなのか、N P Tの文脈で考えてみよう。一九六八年から各国が署名を始めた多国間条約である N P Tは、その禁止の対象である核拡散を定義

するにあたり、条約上の「核兵器国」を定義している。それは、条約締結時点の核兵器国にほかならなかつた。すなわち、米、ソ、英、仏、中、まさに国連の安全保障理事会の常任理事国だった（厳密には、国連総会が中国を安保理の常任理事国として承認したのは一九七一年であった）。それ以外の締約国は、すべて条約上の非核兵器国と位置づけられた。そのうえで、「条約上の非核兵器国」が、「事実上の核兵器国」となることこそを核拡散ととらえ、これを禁止した。まず、締約国にはその拡散を阻止する義務（不拡散義務）があるので、この条約は条約締結時点における核兵器開発の現状を固定する効果をもった。核兵器国と非核兵器国とでは不拡散義務（NPTの1条と2条）が異なり、条約締約国の間に同一の義務が設定されていないという意味において不平等条約とされる。

「現状の固定」という意味では、この条約によって核兵器開発の現状が固定されただけではない。西ヨーロッパにおいては核兵器配備の現状も維持された。

冷戦期のアメリカは同盟国に基地を持ち、そこに一定の戦力を配備した。一九五〇年にアジアで勃発した朝鮮戦争を機にヨーロッパでも核戦力の配備が始まった。たとえば西ドイツにも一九五五年以降、核兵器が配備されていたが、その後、西ドイツは核不拡散条約に「非核兵器国」として加盟した。NPTは締約国に核不拡散義務を課したので、たしかに、そ

れによって締約国には非締約国に対して核兵器を「移譲」しない義務が生じたが、米軍の管理下にある核兵器については、条約の禁止する非核兵器国への移譲には該当しないと条文が解釈された。こうして、核不拡散条約の下に、NATO加盟国の間で核兵器を使用する任務を同盟として共有することが可能になったとされた。これを「核共有 (nuclear sharing)」と言う。

3 「すべてのものにとって安全が損なわれない」との原則

「広島ビジョンのポイント」を確認しておきたい。広島ビジョンにおいて、G7首脳は、「全ての者にとっての安全が損なわれない形での核兵器のない世界の実現に向けた我々のコミットメントを再確認する」(外務省仮訳、引用内の傍点は筆者による)とした。着目すべきはこの「全ての者にとっての安全が損なわれない (undiminished security for all)」という語句だ。「全ての者」という日本語表現は、人間一人一人という意味で解釈するのが自然だろうが、はたしてその意味で使用されてきたのだろうか。この語句は、少なくとも半世紀近い歴史を持つ概念で、たとえば一九七八年の国連 (UN General Assembly 1978) の軍縮特別総会の最終文書 (国連文書 A/RES/S-10/2, June 30, 1978) に初めて明確に確認できる (『中国新聞』

(二〇二三年八月七日)もこの点を指摘する)。その第二段落では、「安全が損なわれないという原則 (the principle of undiminished security)」と表現されていたが、この原則は、「全ての国家の安全を保護する必要」を考慮するという文脈の中で謳われており、「全て」とは「全ての人間」ではなく、軍備を保有するとともに、軍備を縮小したり規制したりする条約を締結することのできる「全ての国家」であるとしか解釈できない。つまり、いかなる国家の安全も損なわれないと言う意味での国家安全保障論の発想である。

実際に、「二〇〇〇年NPT運用検討会議の最終文書」についての外務省の解説は「すべての国の安全が損なわれないことを原則として」と正確に翻訳していた。

たしかに、核兵器について、その開発、実験、製造、取得、保有、貯蔵、移譲、使用、そして使用の威嚇を行うことができるのは国家である。したがって、まずは国家の安全に配慮せざるを得ないということになるのだろうか。それでは、国民の安全はどうなるのだろうか。もちろん、国家安全保障概念も、民主主義国においては、国家が国策を通じて国民にとっての価値(典型的にはその生命・身体・財産)に対する脅威を取り除くというものであるから、国民の安全はいつさい看過されるといふ訳ではない。

4 「国家の安全」と「国民の安全」

国家の安全と国民の安全との関係について考えてみたい。二〇二二年一二月に岸田文雄内閣は、「国家安全保障戦略」を閣議決定した。ここで、国家安全保障戦略を通じて、国家が確保すべき国益を列挙している。まずあげられているのが、政治的独立の維持、領土の保全、そして国民の生命・身体・財産の安全である。国民の生命・身体・財産の安全を確保するために安全保障戦略を策定するという定式化それ自体は、決して二〇二二年の国家安全保障戦略の独自の着想ではない。それは、二〇一三年の国家安全保障戦略の定式化を踏襲するものであり、さらにさかのほれば、二〇〇四年の国民保護法でもこのように整理している。この意味では、国家は国民の生命・身体・財産の安全を保護すると謳い続けている。

生命・身体・財産の安全を保護される国民とは、どの範囲の国民を指すのかということも問題になりうるが、それは国民保護措置の適用範囲の問題であろう。

ここではむしろ、「日本国民は……政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないように」決意するという日本国憲法の前文が示した認識を想起したい。自衛権の発動など政府の行為によって、国民の生命・身体・財産の安全が危険にさらされるリスクはないの

だろうか。

ちなみに武力紛争において適用される国際人道法 (international humanitarian law) は、敵対行為とは無関係のもの (特に非戦闘員) を武力紛争から守ることを一つの基本原則としている。これを「区別原則 (principle of distinction)」と言い、軍事行動の対象を非軍事目標と区別される軍事目標 (人的軍事目標と物的軍事目標) に限定している。二〇二二年以降のロシアによるウクライナ侵攻、二〇二三年以降のイスラエルによるガザ侵攻においてもまさにこの「目標の区別」が問題になっている。では、戦争の損害についての補償はどうだろうか。非戦闘員もその損害を補償されるのだろうか。

戦争による国民の生命・身体・財産の損害については、戦後日本の裁判所が示してきた判断が良く知られている。判例を通じて蓄積されたきた法的な考え方を判例法理と言うが、戦争損害の補償についての判例法理として戦争被害の「受忍論」があるとこれまで指摘されてきた。

その典型は、在外資産喪失に関する補償請求訴訟における最高裁判所の判決 (最高裁大法院判決、一九六八年二月二七日、民集第二二卷第一二号二八〇八頁) である。同判決は、「国の存亡にかかわる非常事態にあつては、国民のすべてが、多かれ少なかれ、その生命・身体・

財産の犠牲を堪え忍ぶべく余儀なくされていたのであって、これらの犠牲は、いずれも、戦争犠牲または戦争損害として、国民の等しく受忍しなければならなかったところ」であり、「これに対する補償は憲法の全く予想しないところといふべき」とした。

この受忍論は、その後、一九七九年に提訴された東京大空襲訴訟の東京地裁判決（一九八〇年一月二八日）などでも繰り返された。ここでは、戦争災害は、戦争遂行過程における「国家の存立への国民の平等な寄与」とされ、そのうえで国に損害賠償責任はなく、補償は国会の立法政策の問題と位置付けられるなどした。

立法府も裁量的な判断には概して消極的だったが、被爆者については原爆二法、すなわち原爆医療法（一九五七年）、原爆特別措置法（一九六八年）において国籍要件を外して補償措置がとられた。これらは社会保障的給付であった。なお、これら二法は一九九四年には新援護法という形で統合されている。

国民の戦争犠牲あるいは戦争損害について受忍論とは対照的な評価をしたのが核兵器禁止条約（Treaty on Prohibition of Nuclear Weapons: TPNW 二〇一七年採択、二〇二一年発効）である。同条約はその前文において、被爆者の損害につきそれは「容認しがたい苦しみ（unacceptable suffering）」と形容した。

検討を要するのは、国内における補償が、はたして国家間の緊張にどのような影響を与えるかということである。

この点に関連して、哲学者のイマヌエル・カントの古典的な指摘、つまり一八世紀末の時点において既に自覚されていた政治体制の論点を思い起こしておくべきだろう。それは、カントの『永遠平和のために (*Zum ewigen Frieden*)』(二七九五)の以下の一節に明確である。

共和的な体制は……永遠平和という望ましい成果を実現する可能性をそなえた体制でもある。この体制では……「戦争するかどうか」について、国民の同意を得る必要がある。そして国民は戦争を始めた場合にみずから降りかかってくる恐れのあるすべての事柄について、決断しなければならなくなる。……だから国民は、このような割に合わない〈ばくち〉を始めることに慎重になるのは、ごく当然のことである(カント 2006: 168-169)。

なお、カントの言う「共和的な体制」とは、この文脈においては、国民の同意なしに開戦の決定のできない体制と理解できることを付言しておきたい。もちろん今日の民主的な

憲法の下では、国民の権利は広く保障されている。しかしながら、国民の戦争損害が十分に補償されない状態は、戦争に対する抑制が効かない状態となるのではないか。逆に国家間の緊張を緩和するには、武力行使を選択するにあたって国民の保護という観点からきわめて慎重な判断をせざるをえない政治体制を維持するべきなのではないか。

5 核兵器不使用の未来

最後に、一九四五年八月九日から今日まで続いてきた核不使用の時代の将来について考えたい。

アメリカの原子力科学者の定期刊行物である *Bulletin of the Atomic Scientists* は核戦争や気候変動など、人類が自ら創造したものによって滅亡するまでに残された時間を「終末時計 (Doomsday Clock)」上の時刻として発表している。滅亡までの時間は冷戦終結後の一九九一年には一七分だったが、二〇二三年には九〇秒にまで縮まった。世界の軍事費のみならず、人類滅亡の切迫度も記録を更新している。

二〇二三年度の広島ビジョンが公表されたのは、このような状況の中である。ただ残念ながら、その内容は斬新だったとは評価しがたい。というのも、既に言及した二〇〇〇年

NPT運用検討会議の最終文書には、今回のビジョンのキーワードたる包括的核実験禁止条約 (Comprehensive Test Ban Treaty: CTBT)、や核兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (Fissile Material Cutoff Treaty: FMCT)、核兵器に関する情報公開などのキーワードが既に並んでいたのである。

最後に、核不使用の歴史を未来にむけて継続するために、この広島ビジョンには挙げられていない道筋に触れて本稿を結びたい。それは、核のタブー化である。「核のタブー」(Tannenwald 2007) とは、核の使用は、現時点において明確に違法ではなくても、もはやタブーであるときみなす人道認識のことを指す。たしかに、核の使用が違法であるとの認識は、核兵器禁止条約への署名に消極的な核兵器国やその同盟国の間では成立していない。しかしながら、破壊力の限られた核兵器であれ、それがひとたび使用されれば、戦争において使用できる兵器の範囲に関する国際社会の共通認識は消え去り、戦争の際限なきエスカレーションが起こるのではないか (Schelling 2006)。

このタブーの強化を阻んでいる要因に、核兵器の「先行不使用 (no first use)」宣言に対する消極性がある。私には、人間の尊厳を許さない兵器である核兵器の使用を威嚇することで、人間らしく生きることが可能になるとは到底思えない。核兵器が人間にとって持つ

意味を私たち一人ひとりが再確認し、それをわずかながらも広い範囲で共有することは、核のタブーを強固なものとして核兵器不使用の未来を維持するために欠かせない。

〔付記〕 本稿は、国際シンポジウム「核戦争の危機と被爆地——G7広島サミットを踏まえ、て」(二〇二三年二月一〇日、於広島国際会議場)における基調講演「G7広島ビジョンと国民の生命・身体・財産の安全」を基にしつつ、その趣旨を明確にするために、最低限の加筆修正を加えたものである。

《参考文献》

- 外務省 (二〇〇〇) 「二〇〇〇年NPT運用検討会議最終文書の概要」 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaku/npt/saisyuh.html> (last visited, March 16, 2024)
- カント (二〇〇六) (中山元訳) 『永遠平和のために／啓蒙とは何か他3編』 光文社古典新訳文庫 (Immanuel Kant (1795), *Zum ewigen Frieden*)
- Gaddis, John Lewis (1987), *The Origins of Self-Deterrence: The United States and the Non-Use of Nuclear Weapons, 1945-1958*, John Lewis Gaddis, *The Long Peace: Inquiries into the History of the Cold War*, Oxford: Oxford University Press.

Schelling, Thomas C. (2006). An Astonishing Sixty Years: The Legacy of Hiroshima. *American Economic Review*, vol. 96, no. 4, pp. 929–937.

Stockholm International Peace Research Institute (2023). SIPRI Military Expenditure Data Base. <https://www.sipri.org/databases/milex> (last visited, October 24, 2023).

Tannenwald, Nina (2007). *The Nuclear Taboo: The United States and the Non-Use of Nuclear Weapons since 1945*. Cambridge: Cambridge University Press.

United Nations General Assembly (1978). Final document of the Tenth Special Session of the General Assembly.

《より深く知るために》

浅田正彦 (二〇一三) 『核不拡散と核軍縮の国際法』有斐閣

石田淳 (二〇二四) 『国家の安全と国民の生命・身体・財産の安全』『平和研究』第六二号

ウォルツァー、マイケル (二〇〇八) (萩原能久監訳) 『正しい戦争と不正な戦争』風行社

直野章子 (二〇一一) 『被ばくと補償——広島、長崎、そして福島』平凡社新書

長谷部恭男 (二〇二〇) 『戦争と法』文藝春秋

波多野澄雄 (二〇一一) 『国家と歴史——戦後日本の歴史問題』中公新書 (二〇二二年に『日本の歴史問題』として改題新版を刊行)

第2章 ウクライナ戦争と国際平和秩序の行方

吉川 元

1 今、ウクライナで何が起きているのか

二〇二二年二月、ロシアはウクライナへの侵攻を開始した。欧米の対ウクライナ軍事支援を牽制するために核兵器で威嚇しつつ、核大国の侵略戦争が始まった。ロシアは、このウクライナ戦争で第二次世界大戦後の国際社会が鋭意築き上げてきた主権尊重、武力行使の禁止、領土保全、国境不可侵といった国際平和の維持に重要な国際規範をことごとく踏みにじり、戦争を始めたのである。

戦争の開始から二年六カ月が経過した（本稿執筆時点）。その間、ウクライナ難民（国内避

難民を含む）の数は一千万人を超え、物価は上昇し、特に途上国の食糧安全保障は脅かされ、ウクライナ戦争の影響が目に見えて出ている。ウクライナ戦争は、今後、国際平和秩序にどのような影響を及ぼすのだろうか。本稿では、ウクライナ戦争の今後の影響について、①民族独立の試みとそれにもなう民族紛争の頻発、②権威主義・独裁体制の増殖、③世界の軍拡競争の激化、の三つの視座から考察する。

2 国際紛争の行方——民族独立の試みと民族紛争の頻発

分離独立と人民の自決権

ウクライナ戦争の特徴は、領土拡張の進め方にある。侵略の開始直前に、あるいは侵略のさなかに、ロシアは「人民の自決権」を根拠としてウクライナ東・南部の四州の独立と併合の手続きを踏んでいる。例えば、ウクライナ戦争前夜の二〇二二年二月二一日、ロシアはドネツク人民共和国とルガンスク人民共和国を承認し、侵攻から半年後の二〇二二年九月には、ウクライナ東・南部の四州（ドネツク州、ルガンスク州に加え、ザポリージャ州、ヘルソン州）で、ロシアへの併合の賛否を問う住民投票を実施し、ロシアはただちにこれら四州の併合を宣言した。ロシアに併合された人々は、住民投票を実施し、人民の自決権に基づ

き独立を宣言し、独立宣言後に直ちにロシアへ併合されたのである。これがウクライナ戦争でロシアが見せた領土拡張の方式である。

国際政治の歴史を振り返ると、国家の誕生には三つの大きな波があった。第一の波は、第一次世界大戦前後の欧州を中心とした民族自決の政治原則に基づく民族国家の誕生である。第一次世界大戦後には、オーストリア・ハンガリー帝国、ロシア帝国、オスマン帝国、ドイツ帝国が崩壊し、その跡地から民族自決の原則に基づいてフィンランド、ポーランド、ハンガリー、チェコスロバキアなど民族の独立が続いた。第二の波は、第二次世界大戦後の一九五〇年代から六〇年代にかけて、アジア・アフリカを中心にした脱植民化による国家誕生の波である。そして第三の波は、冷戦の終結後、社会主義連邦制国家のソ連とユーゴスラビアの分離独立の際に生じた「人民の自決」の原則に基づく国家の誕生の波である。そもそも「人民の自決」の原則は、民族自決の原則とは異なる。人民の自決の定義は、一九六〇年に国連総会で採択された植民地下住民の無条件の独立と解放を求めた「植民地独立付与宣言」に遡る。同宣言に規定された人民の自決とは、植民地下の住民が自由に政治的立場を選択し、政治的、社会的、経済的、文化的発展を追求する権利を意味したが、それがいつしか人民の分離独立の権利へと伸張させられていった。そのきっかけは、ソ連

とユーゴスラビアの分離独立にあった。

ソ連では、ゴルバチョフ政権の末期、自治共和国を含め分離独立を希望する共和国に、分離独立の民意を問うための住民投票の実施を求める住民投票法を制定した。一九九一年のジョージアの住民投票を皮切りに、ソ連各地の共和国や民族自治体は連邦からの離脱の賛否を問う住民投票を実施し、その後、直ちに独立を宣言した。その際、ナゴルノカラバフ自治州やチェチェン・イングーシ自治共和国といった共和国内の自治州や自治共和国でも住民投票が実施され、独立が宣言された。

一方、ユーゴスラビアでは憲法上、離脱権の規定がなかったことから、分離独立を目指す自治体は「人民の自決権」を「政治的レトリック」に用いて、人民の意思を確認する手続きとして住民投票を実施し、独立を宣言していった。ユーゴスラビアではクロアチア共和国内のクライナ・セルビア人共和国、セルビア共和国内のコソボ自治州、ボスニア・ヘルツェゴビナ共和国内のボスニア・ヘルツェゴビナ・セルビア人共和国でも住民投票が実施され、独立宣言が行われている。

独立承認と「コソボの先例」

国際社会は独立を宣言した自治体を無条件に承認したわけではない。独立承認をめぐつて、欧州共同体（EC）は承認原則として連邦構成共和国のみ承認し、しかも付帯条件に住民投票の実施を求めた。注目すべきは、独立の承認との関連で二つの不承認原則、すなわち、第一に、連邦構成共和国内の自治共和国や自治州の民族自治体の独立は承認しない、第二に、武力行使の結果誕生した国家は承認しないという二点を確認していることである。分離主義の動きに拍車がかかるのを阻止するためであり、また武力行使による分離独立の動きを牽制するためだった。

独立を宣言したものの国際承認が叶わなかった民族自治体は、モルドバの沿ドニエストル共和国など「非承認国家」として存続した事例もあるが、多くの場合、それぞれ異なる道を歩むことになった。ユーゴスラビアでは、コソボ自治州のように独立した国もあれば、クライナ・セルビア人共和国のように消滅した国、またスルプスカ共和国のようにボスニア・ヘルツェゴビナの連邦制に組み込まれた国もある。ソ連では、ウクライナのクリミア自治州東部のドネツク州など、ロシア系住民の自治体がロシアに併合された地域もあれば、ロシア共和国内のチェチェン・イングーシ自治共和国のように、武力鎮圧の結果、事実上、

旧ソ連の非承認国家



〔出典〕 nippon.com (<https://www.nippon.com/ja/in-depth/a08106/>)

自治権を剥奪された国、アゼルバイジャンのナゴルノカラバフ自治州のように消滅した国もある（ナゴルノカラバフは二〇二四年一月をもって解体）。

中でもコソボの独立は異例である。北大西洋条約機構（NATO）のコソボ軍事介入からおよそ一〇年後の二〇〇八年二月一七日、コソボ議会は独立を宣言し、アメリカをはじめ欧米諸国が承認した。欧州連合（EU）は、コソボの独立承認がそれまでの武力で独立を達成した国家の不承認原則や国連決議には抵触しない「特殊な事例」にあたるとの解釈を示した。しかも、コソボの独立宣言から二年後の二〇一〇年七月、国連総会の求めに

応じて国際司法裁判所は、国連は一方的な独立宣言を禁じているとは言えず、また一般的に国際法は独立宣言を禁止しているとは言えず、よってコソボの独立は国際法上、違法とは言えない、との趣旨の勧告的意見を取りまとめた。この「コソボの先例」が後に、ロシアの領土拡張の根拠となる。中央政府の承認がなくとも、住民投票によって住民の独立の意思さえ確認できれば独立できるとの「コソボの先例」である。

ウクライナ戦争後に何がどう変わるか

住民投票、独立宣言、そして国際連合への加盟という独立の手続きは、今後、定着するであろうか。ソ連・ユーゴスラビア以外で住民投票を実施し、独立し、国連加盟が認められた事例に、エリトリア（住民投票、一九九三年）、東チモール（住民投票、一九九九年）、南スーダン（住民投票、二〇一二年）がある。一方、人民の自決権の行使の証に住民投票を実施したものの、僅差で現状にとどまった例として、イギリスのスコットランド（二〇一四年、独立賛成四四・七％）、カナダのケベック（一九九五年、賛成四九・四二％）がある。住民投票を政府が阻止した例もある。例えば、スペインのカタルーニャでは、二〇一七年、住民投票を試みたが、政府の介入で住民投票は中止に追い込まれ、その後、自治権の一部停止に追いや

られた。

今後、アジア、中東、アフリカの各地で民族独立の予備軍は、こうした手続きに基づく民族独立を試みるだろう。住民投票に基づく民族独立の試みは、例えそれが不首尾に終わったとしても、民族紛争の火種は絶えることなく、よって領土保全規範は内側から挑戦を受けることになるだろう。その他、コソボの少数民族セルビア人のセルビアへの統合問題、ナゴルノカラバフの消滅に伴うアルメニア人浄化、アルメニア人の聖地をめぐるアゼルバイジャンとアルメニアの民族対立は、パレスチナ問題のような様相を見せ、その終結の見通しは立たない。

3 ガバナンスの行方——権威主義体制・独裁体制の増殖

自由化・民主化の停滞傾向

国際関係が緊張すると一般的に軍事予算が増加し、国内の引き締めは強化され、人権侵害が横行する傾向にある。冷戦の終結を機に始まった自由（人権）と民主主義の価値のグローバル化は、二一世紀に入ると世界各地で停滞し、それどころか、近年、後退し始めている。

国際人権NGOのフリーダムハウスは、民主化の指標として「政治的権利」、自由化の指標として「市民的自由」のそれぞれの保障の現状評価を軸に、国家を「自由な国」、「部分的自由な国」、「不自由な国」の三つに分類し、自由化・民主化の動向に関する年次報告を発表している。それによると、自由化を進める国の数が自由化の後退する国の数を上回る最後の年であった二〇〇五年を境に、二〇二二年まで自由化は連続して後退している。

地域別に見てみると、アジア・太平洋地域の三九カ国中、「自由な国」は四六%から四四%に減少し、「部分的自由な国」は三三%のまま、「不自由な国」は二一%から二三%へ増加している。中東と北アフリカでは一八カ国中、「自由な国」は二二%から一七%へ減少し、「部分的自由な国」は六七%から七二%へ増加し、「不自由な国」は一%のままである。国別で見ると、「不自由な国」として、例えばタイは、「部分的自由な国」から「不自由な国」へ転じ、ミャンマーは再び軍事政権下に入り、しかも内戦状態となり、「不自由な国」になった。イラクとアフガニスタンでは平和構築が進まず、両国とも「不自由な国」のままである。カンボジアは、主たる援助国が中国とサウジアラビアにとって代わられて以降、「不自由な国」のままである。

アジアの核開発国のガバナンスは共通して悪化している。軍事・経済大国の中国は「不

自由な国」のままであり、コロナ禍の中で香港の自由と民主主義の灯は消え、人口で世界最大の民主国家インドは、ナレンドラ・モディ政権下で「自由な国」から「部分的自由な国」へと転じた。印パ紛争のもう一方の当事国パキスタンは「部分的自由な国」のままである。北朝鮮は世界の「不自由な国」四九カ国中、下から三位で、アジアでは最下位に位置する「不自由な国」である。

近年、「不自由な国」が増加する背景には、いくつかの要因がある。第一に、ロシアと中国の二つの核大国の勢力拡大や、両国の仲間づくりに向けた戦略的援助外交が途上国の民主化の妨げとなったこと、第二に、アメリカのドナルド・トランプ前政権の「アメリカ第一主義 (America First)」政策により、アメリカのソフト・パワーが低下したこと、そして第三に、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の世界的流行により人の移動が制限された結果、人権侵害に対する国際監視と国際支援が弱まったために集会やデモの自由が制限され、権威主義国家は権力基盤固めに専心できたことがあげられる。

「自国第一主義」

トランプ政権の「アメリカ第一主義」に続き、ブラジルのボルソナーロ大統領、フィリ

ピンのドゥテルテ前大統領など、世界各地の「トランプ」が取り沙汰されたが、今では話題にすらならないほど世界各地でトランプ現象（自国第一主義）の広がりが見られる。自国の国益と繁栄を最優先し、グローバル社会の利益を後回しにする自国第一主義を標榜する国が増えると、これらの国の政治体制は民主主義から権威主義体制へ、対外経済政策は相互依存関係の推進から自給自足経済へ、そして、安全保障政策は国際安全保障から国家安全保障へ傾斜する傾向にある。

欧州では、近年難民や移民の受け入れ疲れにウクライナへの援助疲れが重なり、自国第一主義志向が急速に広まっている。イギリスのEU離脱の原因に、移民問題、拠出金の多さなどが指摘されるが、もとはと言えば自国第一主義に根差す反統合論に則ったのが離脱の根本的な原因であった。二〇二三年一月、オランダの総選挙では、反移民、反EU、反ウクライナ支援を掲げる極右の自由党が第一党になった。ドイツでも、反移民を掲げる政党「ドイツのための選択肢」が躍進し、スロバキアでは先の総選挙でウクライナへの武器支援に反対する政党が勝利するなど、欧州発のグッドガバナンスのグローバル化は行き詰まるどころか、反動の時期に入った。

ウクライナ戦争後に何がどう変わるか

ウクライナ戦争後には、「不自由な国」がさらに増加するだろう。フリーダムハウス（二〇二三年版）によると、「自由な国」に住む人たちは世界人口の二〇％にすぎないという。民主化の波は二〇〇五年を転期に緩やかに後退し、二〇二二年は自由化・民主化の「臨界点」に差しかかっている、と警告を発している。つまり、「不自由な国」が急増するとの見通しだ。ウクライナ戦争で東欧を始め多くの国が国防費の増額を迫られ、国内の引き締めを強化する一方、他国を省みない自国第一主義の傾向が助長されると考えられる。

自由化・民主化が停滞し、権威主義体制や独裁体制が増加すると、世界各地で人権侵害が横行し、人間の安全保障は危機に直面する。今では、北朝鮮の非人道的行為はおろか、コロナ禍前に関心を呼んでいた中国の新疆ウイグル人問題など深刻な人権問題や人道的危機はウクライナ戦争ですっかりかすんでしまい、国際社会は人間の安全保障には無関心になったようである。コロナ禍でサプライチェーンが断たれ、そしてウクライナ戦争の影響の下、食糧不足やエネルギー不足に直面した世界の各国政府は否応なく内向きになり、自国第一主義の傾向を強めていった結果、人間の安全保障よりも国家安全保障を優先課題にせざるを得なくなったからである。

4 国際安全保障の行方——進む軍事化と軍拡競争

世界の武力紛争と軍拡動向

SIPRI年鑑（二〇二三年版）によると、近年、武力紛争が増加している。二〇二二年には世界五六カ国で武力紛争が発生しているが、国際紛争は減少傾向にある。武力紛争の多くが内戦であり、しかも内戦は増加傾向にある。

地域別にみると、サブサハラ（アフリカ）で二二カ国、アメリカ（中南米）で一カ国、アジア・太平洋地域で一〇カ国、そしてヨーロッパで三カ国である。国際武力紛争は四カ国に過ぎない。特筆すべきは、欧州でユーゴスラビア紛争以来の大規模武力紛争であるウクライナとロシアの戦争が発生した点にある。二〇二二年に五六カ国で発生した武力紛争の内、国際戦争は四件で多くが内戦であり、しかも近年の傾向として「新戦争」である。

武力紛争には、戦争に加え、国際戦争（国家間戦争）、内戦、干渉戦争、人道的干渉等々、様々な呼称がある。冷戦直後に世界を震撼させたユーゴスラヴィア紛争、あるいはソ連のナゴルノカラバフ紛争は、いずれも伝統的な国際戦争とは異なる新種の戦争であった。内戦とも国際戦争ともつかぬ今日の戦争を、伝統的な「古い戦争」と区別して「新戦争」と

呼び、その呼称を世に広めたのがメアリー・カルドーである。カルドーによれば、「新戦争」の特徴は、第一に、アイデンティティ政治の延長に位置付けられるエスニック（民族）紛争であり、第二に、軍事力（武力）の分散化の結果、正規軍と非正規軍との間で戦われる武力紛争であり、そして第三に、資金調達・供給をグローバル化した戦争経済に支えられる武力紛争である。特にサブサハラでは、二二カ国で武力紛争が発生し、イスラム過激派ジハードの介入で、武力紛争は単なる内戦ではなく「地域化」あるいは「国際化」の様相をますます呈している。その典型例が、二〇二二年から紛争多発地帯のアフリカ西部のマリ、ブルキナ・ファソ、ニジェールの三国にまたがって戦われている、過激派組織ジハード、地方の反乱兵士の混成部隊、そして各国正規軍との武力紛争である。

ウクライナ戦争の影響で、地球規模の食糧、肥料、エネルギーの供給システムは障害をきたし、食糧不足やエネルギー不足が深刻化するとともに、国連安全保障理事会の紛争解決メカニズムも、欧州安全保障機構（OSCE）の紛争予防メカニズムも、機能不全に陥っている。

ウクライナ戦争前から地球規模で進んでいた軍拡競争、とりわけそれを裏付ける各国の軍事費の増強は、ウクライナ戦争を機にその増強傾向が止まらない。一九八七年を境に減

少傾向に入っていた世界の軍事費総額は、二〇〇〇年代に入ると再び増加傾向に転じ、過去一〇年間で二〇一三―二〇二二年）で一九%増を記録している。特に二〇二二年の軍事費総額二兆二三八億米ドルは冷戦の終結後、最多である（前年比三・七%）。

地域別にみると、過去一〇年間でロシアとの緊張関係が続いていた西欧・中欧で軍事費は増額し（三〇%増）、特にウクライナ戦争の影響で東欧の軍事費は急増（五八%増）、過去一〇年間で七二%増加した。南シナ海の海洋安全保障問題が深刻化するアジアでも軍事費増加が顕著で、アジア・オセアニアで過去一〇年間に四五%増加し、中でも東アジアは過去一〇年間で五〇%増加している（前年比三・五%増）。

国別の軍事費を見ると、米国、中国、ロシア、インド、サウジアラビアの上位五カ国の合計が、世界全体の軍事費総額の六三%を占めている。前年五位のロシアも大規模動員で予算が前年比九・二%増の八六四億ドルに膨らみ、順位を三位に上げている。ウクライナの軍事費は国内総生産（GDP）の三四%を占め、順位は二〇二一年の世界三六位から一位に急上昇し、初めて上位一五カ国に入った。

東アジアの軍拡と危機の構造

日本を取り巻く東アジアは、ロシア、中国、北朝鮮、そして日韓の同盟国であるアメリカの四カ国が核兵器保有国であり、核保有国の密集地帯である。今、プーチン大統領の核の脅しの前に、また中台紛争の勃発に備え、アジア全域で軍事費の増加に拍車がかかっている。地域別軍事費総額において東アジアは北米に次ぐ二位で、その額は西欧・中欧の総額を上回る。国別の軍事費で見ると、軍事費上位二カ国、すなわち一位米国（軍事費総額に占める割合は三九％）と二位中国（同推定二三％）の二カ国が突出している。

日韓両国ではアメリカの「核の傘」から「見捨てられる恐怖」が強まり、自国の防衛力の強化によって国家安全保障の強化に取り組む動きに拍車がかかっている。九位に韓国が入り（二・一％）、日本の軍事費は、六兆四〇三億円（二〇二三年）で前年度比五・九％増であった。初の六兆円越えて、二〇二七年にはGDP二％を突破する見込みである。

東アジアでは昔ながらの勢力（軍事力）均衡システムの下で脆き平和が維持されている。単独で軍事力の均衡が維持できない日韓両国は、アメリカとの安全保障同盟によって均衡を補完しようとしているだけに、国際関係が緊張すると軍拡競争に拍車がかかるのは必至である。相手国よりも少しでも軍事的に優位に立つことで安心が得られることから、軍拡

競争の罨にはまるのである。

ウクライナ戦争後に何がどう変わるか

二〇二二年に発生した二つの大規模武力紛争の内、ウクライナ戦争はロシアとウクライナの間で戦われる伝統的な国家間戦争であるが、二〇二三年秋に発生したイスラエルのガザ攻撃は、交戦相手の一方がイスラエルの正規軍であるのに対して、もう一方は、ハマスというガザを実効支配する軍事組織である。この非対称的な武力紛争は、背後にトランスナショナルな支援組織があることで話がさらに複雑になる。

先述の通り、グッドガバナンスが限界点に達し、権威主義、独裁体制への逆行が始まると、市民社会が芽生えているだけに、権力の集中に抵抗する市民社会との間で内戦が発生する。例えば、ミャンマーの内戦は、二〇二一年に軍事クーデターで政権を奪取した軍部と反軍部勢力との間で戦われる大規模な内戦に発展し、二〇二二年までにすでに三万人以上の死者を出している。

世界規模で強まるエスニック政治、アイデンティティ政治の延長にエスニック戦争があり、それは今後ますます新戦争の様相を呈するものと考えられる。こうした資源の獲得を

めぐる内戦や民族独立をめぐる戦争は増加するだろう。

5 国際平和と安全保障の行方

定員オーバーの地球と貧富格差の拡大

地球はすでに満杯である。地球の人口は八〇億人を突破し（過去五〇年に倍増）、国家の数はおよそ過去百年に二〇〇カ国に三倍増である。しかも、国家領域に収まりきれず、追い出されて難民となった人たち（避難民を含む）の数は一億一〇〇〇万人（過去四〇年に一〇倍増）に達し、世界人口の八〇人に一人が難民である。国家間の社会・経済格差は広がり、衣食住が満たされず、八億人の人々が生きていくだけの十分な栄養も摂取できていない。世界の人口の一〇人に一人が飢餓状態である。それに加え、地球温暖化や気候変動による自然災害が急増し、人々の住処そのものが災難にあうという事態が急増している。

こうしてみるとトランプ式の自国第一主義の広がり、住みづらくなりつつある地球環境で、少なくとも自分の国だけでも安全かつ豊かな領域を確保しようとする国際安全保障環境の悪化がもたらす不可逆的な現象だとも言えよう。ウクライナ戦争そのものが資源とエネルギーの確保を求めて、弱肉強食の時代に入ったことを告げる象徴的出来事だと言えよう。

国家安全保障と人間の安全保障の相克

移民に不寛容な自国第一主義の傾向が今後強まるとなれば、グローバル安全保障よりも国家安全保障を優先させる時代が到来するであろう。人間の安全保障と国家安全保障を両立させる方策は、安全保障共同体の建設に尽きる。冷戦期は、東側に社会主義共同体、西側にEC・EUの欧州共同体の、二つの共同体創造の動きがあった。東側陣営は消滅し、西側では東方拡大を進めたEUも、今では内部に分離主義の動きが出てきた。

ウクライナへの支援疲れや移民・難民受け入れ疲れで、国際政治の中心舞台であった欧州・大西洋地域で自国第一主義が台頭し、昔ながらの権力政治への回帰の兆しが見えてきた。国家安全保障政策に回帰する同地域で、軍拡競争に拍車がかかることが懸念される。ウクライナ戦争を機に国際関係秩序は大きく変動する兆しだ。それも一九三〇年代に生じた国際秩序の大変動を彷彿させるほどの大変動期を迎えている。E・H・カーが指摘するように、一九世紀に起源をもち、欧州国際社会の思想的基盤であった三つのイデオロギーは、一九三〇年代に台頭する新しいイデオロギーの挑戦を受けた。自由民主主義がマルクス・レーニン主義およびナチズムとファシズムから挑戦を受け、民族自決主義と民族主義が共産主義インターナショナルリズムから挑戦を受け、そしてレッセフェール経済（自由放任

主義経済)が世界恐慌後、世界経済のブロック化や共産主義の計画経済から挑戦を受けた。そして欧州国際社会の伝統的イデオロギーと新勢力のイデオロギーの対立の最終局面が、第二次世界大戦であった。

冷戦終結後、人権、民主主義、法の支配を柱とするグッドガバナンスのグローバル化が、プーチンと習近平の権威主義・独裁国家から挑戦を受け、相互依存と自由主義経済のグローバル化が自国第一主義から挑戦を受け、そして形成途上にあったグローバル社会化、グローバル安全保障体制の構築が、人民の自決主義とロシアの領土拡張主義から挑戦を受けている。

最後に、ウクライナ戦争が、今後の核拡散に与える影響について考えてみたい。プーチン政権の核兵器使用の脅しは、西側の諸国にウクライナへの軍事支援を慎重にさせている点で、確かに奏功している。一方、日本や韓国などアメリカの核の傘に依存する国にとっては、国際政治は権力政治の様相を呈し、自国優先主義の傾向が強まっている。そして国際安全保障環境が不安定になり、各国とも軍事力強化に走り、「核なき平和」は遠のいた感がある。二〇二三年五月、G7広島サミットで採択された核軍縮に関する「広島ビジョン」は、七七年間の核兵器不使用の記録の重要性を強調しつつも、「核兵器はそれが存在する限

りにおいて防衛目的のために役割を果たし、侵略を抑止し、並びに戦争の威圧を防止すべき」と、依然として核抑止の論理の正当性を強調している。それが自国のものであると同盟国のものであらうと、最強の兵器を手放す気は毛頭ないのである。それどころかアメリカに同盟関係を見捨てられるのではないかという恐怖が高まると、究極の兵器を所有したいという国が増えるのも、今日の成り行きであらう。

地球は一体どこへ向かおうとしているのだろうか。二〇二三年一二月、南米のベネズエラで、隣国のガイアナのおよそ七割を占める地域の併合の賛否を問う国民投票が実施され、九五%以上が賛成したとのニュースが入ってきた。近年、ガイアナの沖合で大規模な石油が見つかったことをきっかけに、領土紛争が勃発したのであるが、自国での国民投票によって他国の領土の領有権を主張するような事態になった。新車の領土紛争の始まりである。住民投票も、とうとうここまで来たかという感が否めない。

独立を志向する民族自治体で実施される住民投票は民主的手続きではあるが、一体、これからいくつの国が誕生すれば人類は満足し、落ち着くというのか。エネルギー自給率も食料自給率も低い日本や韓国のような国は、どの国にも劣らず国際平和によって繁栄が保証されてきた。軍拡競争が進み、自国第一主義に向かう世界の潮流の中で、日本の行方は

見通せない。

《参考文献》

- 広島平和研究所編（二〇一九）『アジアの平和と核——国際関係の中の核開発とガバナンス』共同通信社
- 広島平和研究所編（二〇二二）『アジアの平和とガバナンス』有信堂
- “Freedom in the world 2023. Making 50 Years in the Struggle for Democracy.” Freedom House. <https://freedomhouse.org/report/freedom-world/2023/marking-50-years> (last visited, August 17, 2024)
- SIPRI Yearbook 2023, Oxford: Oxford University Press.
- Carr, Edward Hallett (1939), *The Twenty Years Crisis 1919-1939*, London: Macmillan. (井上茂訳『危機の二〇年』岩波書店、一九五二年)
- Kaldor, Mary (2006), *New and Old Wars: Organized Violence in a Global Era*, Cambridge: Polity Press. (山本武彦、渡部正樹訳『新戦争論——グローバル時代の組織的暴力』岩波書店、二〇〇三年)

《より深く知るために》

- 吉川元（二〇一五）『国際平和とは何か——人間の安全を脅かす平和秩序の逆説』中央公論新社
- 吉川元（二〇二三）「共産主義後の移行期正義と安全保障部門改革 一九九〇—二〇一四年」『広島平和研究』第一〇号

第3章 「被爆国」と「被爆地」——サミット報道から見えてきたもの

田中美千子

テレビ画面から片時も目を離せなかった。先進七カ国首脳会議（G7広島サミット）が開幕した二〇二三年五月一九日午前、広島市中区の平和記念公園に乗りつけた車列から各国首脳が次々に姿を現した。米国のジョー・バイデン大統領、フランスのエマニュエル・マクロン大統領、英国のリシ・スナク首相と、核兵器保有三カ国のトップもそろい踏みした。園内への立ち入りは規制されていたものの、テレビ各社はこぞって遠方から彼らの姿を追いかけた。ライブ映像を自宅で見守った、という人も多いのではないだろうか。広島市内では五月二一日までのサミット会期中、急きよ休みになった企業や学校も多かった。

それほど大きな出来事だった。G7はいずれも、自国の安全保障を核兵器に委ねている。

その現職トップが初めて、たった一発の原爆で壊滅された地に集ったのだ。しかも、主要議題の一つに核軍縮・不拡散を取り上げるといふ。当然、被爆地の新聞社にとつても一大事だった。開催が決まったのは、さらに一年前の二〇二二年五月二三日。私たちは約一年にわたり、さまざまな関連記事を届けてきたことになる。いま一度、担当記者の一人として広島サミットを振り返り、一連の仕事から「見えてきたもの」についてお伝えしたい。

サミットとは何か

そもそも、サミットとはどんな国際会議なのか。始まりは、ほぼ半世紀前の一九七五年にさかのぼる。世界は当時、第二次世界大戦後では最大の不況に陥っていた。一九七三年、アラブ諸国とイスラエルの間で第四次中東戦争が勃発。これに伴い、アラブの石油輸出国が原油価格の引き上げや供給制限を打ち出し、世界的に物価が上昇したことなどが背景にあった。世界経済の立て直しを図ろうと、主要国の現職トップによる会議を提案したのが、フランスのバレーリー・ジスカールデスタン大統領（当時）だ。米国、英国、ドイツ（当時は西ドイツ）、イタリア、さらにはアジアで急成長していた日本に呼びかけ、パリ郊外のランブイエ城で開いたのがサミットの初会合となった。

翌一九七六年にはカナダが加わり、今と同じ七カ国になり、一九七七年からは欧州連合（EU）の前身、欧州共同体（EC）も参加するようになった。当初の主題は経済問題だったが、一九八〇年代以降は政治問題を含め、その時々地球規模の課題を扱っている。議長国は七カ国が一年交代で担う仕組みで、日本では一九七九年に東京で初めて開かれた。広島サミットで国内七回目を数えたことになる。呼び名の「G」はグループ、「7」は参加七カ国を指す。つまり、七カ国グループ（グループ・オブ・セブン）の略だ。大統領や首相たちトップが集う頂上会議、という意味でサミット（英語で山頂）と呼ぶ。

呼称が「G8」となった時期もある。共産主義を掲げる東側諸国を率い、西側と対抗してきた旧ソ連が、一九九一年に崩壊した後のことである。東西冷戦の終結を受け、G7は継承国のロシアを協議に参加させるようになった。一九九七年に正式メンバーとして迎えることを決め、翌九八年から「G8」の呼び名も定着した。ところがロシアが二〇一四年、ウクライナ南部のクリミア半島を強制編入し、残る国々は猛反発した。国際法違反や主権侵害に当たるとして、ロシアをサミットの枠組みから締め出した。

ロシアはその後ウクライナとの国境沿いに兵力を集結させてきた。そして二〇二二年二月、ウクライナへの武力侵攻に踏み切ったのだ。ウラジーミル・プーチン大統領はある

うことか、核使用も辞さない構えを見せている。この常軌を逸した行動が、広島サミット実現の一つの引き金になったと言える。

「広島サミット」実現の背景

元来、広島サミットの実現は非常に難しいと思われてきた。広島の地に立てば、核が人間に使われればいかに悲惨な結末をもたらすか、誰もが目の当たりにすることになる。前述した通り、G7はいずれも核兵器を安全保障政策の柱に据える。仮に各国のトップが心から広島に来たいと願っても、いざ訪問に踏み切れば、核を支持する自国の世論に影響しかねない。支持率の低下を招く恐れもある、というわけだ。

実際に広島サミット以前、在職中に人類初の戦争被爆地に立ったG7のトップリーダーといえば、日本以外では一人しかいなかった。米国のバラク・オバマ元大統領だ。国内では前回サミットとなる伊勢志摩サミット閉幕直後の二〇一六年五月二十七日、爆心地に近い平和記念公園を訪れた。オバマ元大統領が被爆者に歩み寄り、肩を抱いた光景は、代表取材者の一人として現場にいた私の脳裏にも焼き付いている。なにせ、原爆を落とした当事国だ。投下を正当化する世論がいまだに根強い。米首都ワシントンのスミソニアン博物館

が一九九五年に原爆投下機エノラ・ゲイと被爆資料を展示する計画を進めた際、米国内で激しい反発に遭い、事実上の中止に追い込まれた経緯もある。それでも戦後七〇年が過ぎ、米国の国内世論が少しずつ変化する中で、核軍縮政策を看板の一つに掲げたオバマ元大統領は広島訪問に踏み切った。これが広島サミット実現のハードルをぐっと下げた、との見方ができる。

衆議院広島一区選出である岸田文雄首相の強い思い入れが働いた、という側面もあるだろう。広島開催は警備上の課題が大きい分、相当の覚悟が要ったはずだ。近年のサミットを振り返ってみても、市街地から離れた場所を会場に選ぶ「リトリート（英語で隠れ家）方式」が主流になっている。日本政府も九州・沖縄（二〇〇〇年）、北海道・洞爺湖（二〇〇八年）、三重・伊勢志摩（二〇一六年）と、直近三回はいずれも山頂や島の突端にあるホテルなどを主会場に選んできた。かたや、今回の主会場となった元宇品地区（広島市南区）は、島とはいえ、市街地の目と鼻の先にある。広島開催決定後の二〇二二年七月には、安倍晋三元首相が奈良市で街頭演説中に銃撃され、命を奪われるという衝撃的な事件も起きた。今回、政府が二万四〇〇〇人という過去最大の警備態勢を敷いたのも無理はない。会期中に目立ったトラブルがなかったのは、本当に幸いだった。

そして、最大の決め手はやはり、ウクライナ情勢だったのではないだろうか。ロシアが冷戦期さながらに核使用の脅威を呼び起こす中、広島というシンボリックな場所から平和のメッセージを発する意義が、各国政府に認められたのだろう。

私たちも奮起した。中国新聞社は戦前から広島市中心部に本社を構える。原爆投下により社員の約三分の一にあたる一一人を失った。戦意を高揚する戦中の報道への反省も踏まえ、社是に「世界平和の確立」をうたい、核兵器廃絶を訴えている。サミットを機に世界の耳目が広島に集まれば、核の惨禍をあらためて知ってもらう好機になる、と捉えたわけだ。しかも、核軍縮がサミットで話し合われること自体が珍しい。意義のある議論を引き出せるよう、後押ししたいとも考えた。とりわけ核軍縮が今、猛烈な逆風下にあるからだ。

核軍縮の現在地

ここであらためて、世界の核情勢を確認しておきたい。米軍が一九四五年八月六日に広島へ、三日後の九日に長崎へ原爆を投下し、人類は核兵器が使われたら何が起こるか、初めて知ることとなった。「原爆は威力として知られたか。人間的悲惨として知られたか」。

これは冷戦下の軍拡競争の中、小紙の論説主幹などを務めた金井利博氏（故人）が残した間いかけだ。時の為政者たちは残念ながら、後者の「人間的悲惨」から目を背け、米国が先んじて手にした「威力」をひたすらに追い求めた。一九六〇年代までに旧ソ連、英国、フランス、中国が核実験に成功した。これ以上、核保有国を増やすまいと、国際社会が一九七〇年に発効させたのが核拡散防止条約（NPT）だった。

NPTは米ロ英仏中の五カ国にだけ核兵器を持つ「特権」を認める代わりに、全ての締約国に核兵器を減らすための誠実な交渉を義務づけている。約一九〇の締約国は五年に一度、米ニューヨークの国連本部に集まり、その進捗状況を確かめる「NPT再検討会議」を開いてきた。ところが、近年は各国の足並みがそろわない。核を持つ五カ国が軍縮義務を果たすどころか、核戦力を強化する動きを見せているからだ。ここ二回は続けて、最終日に合意文書をまとめられないまま決裂するという残念な結果に終わっている。一方、そんな核保有国にしびれを切らし、核軍縮に熱心な「持たざる国々」と市民社会が二〇一七年、国連での採択にこぎ着けたのが、核兵器禁止条約だ。核兵器の開発、保有、使用、威嚇など一切を禁ずる内容で、批准国・地域が要件の五〇に達した二〇二一年、ついに発効した。その後も賛同国を増やし続けている。しかし、核保有国はいずれも、相手にしない

とばかりの構えだ。米国の核に依存する日本などの国も、条約に後ろ向きな姿勢をとり続けている。

局面をさらに悪化させたのが、ほかならぬロシアのウクライナ侵攻だった。例えば、二大核超大国のロシアと米国の間に残っていた唯一の核軍縮合意、新戦略兵器削減条約（New Strategic Arms Reduction Treaty: 新START）は、ロシアが履行を停止したことで事実上、修復が難しい状況に陥っている。ロシアは、核爆発を伴う全ての核実験を禁ずる包括的核実験禁止条約（CTBT）の批准撤回も決めてしまった。

一方、ポーランドや韓国では、米国の核兵器を共同運用する「核共有（ニュークリア・シェアリング）」に参加したい、との声が高まっている。核共有は、米国と西欧の軍事同盟、北大西洋条約機構（NATO）が、東西冷戦下の約七〇年前に打ち立てた。自前の核を持たないNATO加盟国に米国の核を配備し、通常は各国の駐留米軍の管理下に置く。が、有事になれば各国の空軍が投下する運用も想定し、共同訓練を重ねている。

ただ近年、核兵器の配備数はぐっと減っていた。米国は一九六〇―七〇年代、通常兵器で勝る旧ソ連を威嚇するために七〇〇〇発超を欧州へ配備していたとされるが、専門家によると、今ではベルギー、ドイツ、イタリア、オランダ、トルコに計約一〇〇発が残るの

みで、「冷戦の遺物」との見方もあったのだ。ところが、ウクライナ侵攻後は諸外国にとどまらず、あろうことか被爆国日本でも「議論をタブー視してはならない」（安倍晋三元首相）といった声が再燃した。岸田政権は「非核三原則に反する」と導入を即座に否定したが、有力政治家の間には今なお、議論を望む声がある。

このように各国は核への依存を深めている。一連の動きに対抗するかののように、ロシアも隣国ベラルーシに戦術核を配備したと明らかにした。かつてないほどリアルに核使用の危機を感じざるを得ないほど、世界は危うい状況に陥っているのだ。サミットを「政治ショー」と指摘する声はあるし、確かにG7に以前ほどの影響力はないのかもしれない。それでも何とか、危機的事態の打開につなげたい。広島サミットを機に、核軍縮を一ミリでも前に進められないものか——。そう考え、私たちは各種連載、特集を展開した。その一端を紹介したい。

報道の狙いの一つは、読者はもちろん、世界の政治関係者やメディア関係者に核被害の実態をあらためて伝え、なぜ廃絶すべきか、理解してもらうことにあった。例えば、連載「広島サミット 原点の地で」（二〇二三年二月八—十八日中国新聞朝刊）では、家族五人を失った孤児となった被爆者男性、顔にひどいケロイドがある女性、知的・身体に重い障害があ

る原爆小頭症の男性たちを取り上げ、ヒロシマの訴えの「原点」を掘り下げた。被爆者や平和運動家のインタビュー連載「ヒロシマの声」（二〇二二年一〇月二〇日―二〇二三年五月一九日中国新聞朝刊）は英語にとどまらず、ロシア語に翻訳し、インタビュー動画も撮って、英語の字幕付きでネット配信した。広島平和記念資料館（原爆資料館）の展示の紹介などを盛り込んだ英字新聞も作った。

また、連載「被爆地の視座 サミットを前に」（二〇二三年五月一―七日中国新聞朝刊）などでは、核情勢の「今」を報告した。その締めくくりとして、NPTなどの国際会議も担当した歴代記者で知恵を出し合い、社としての提言集をまとめた。現場取材の経験者だけに国際政治の冷徹さは分かっている。各国の核政策は簡単に変わるようなものではない。それでも、広島サミットの成果を測るための指標を示したかった。果たして、結果はどうだったのか。

特別文書「広島ビジョン」

核軍縮を巡る議論は、会期初日の五月一九日に進められた。サミットの協議は報道陣にも一切、公開されない。映像は外務省提供、代表社撮影のいずれかだ。どんな意見が交わ

されたかについては、外務省などに事後取材している。

広島サミットでは、核軍縮に特化した特別文書「広島ビジョン」が発表された。取りまとめられたこと自体が珍しく、この点は評価している。が、肝心の中身は全くもって新味に欠けた。

文書は岸田首相が二〇二二年に発表した五項目の「ヒロシマ・アクション・プラン」に沿い、①核兵器不使用の継続 ②核兵器に関する情報の透明性向上 ③核兵器数の減少傾向の維持 ④核兵器の不拡散と原子力の平和利用 ⑤各国指導者たちによる被爆地訪問の促進——の重要性を指摘した。「透明性向上」の項目では米国、フランス、英国はいずれも透明性を担保しているとして、暗にロシアや中国を批判している。さらに、核兵器や核爆発装置に必要な物質の生産を禁ずる兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (Fissile Material Cut-off Treaty: FMCT) の即時交渉開始、さらには前述のCTBTの発効を喫緊の課題として挙げた。

しかし、これらの主張に目新しさはない。NPT再検討会議などで繰り返し訴えられてきた内容と重なる。二〇〇〇年のNPT再検討会議が核兵器廃絶に向けた「明確な約束」をうたった文書を採択するなど、国際社会がより踏み込んだ合意に達してきたことを思え

ば、むしろ非常に物足りない。また従来通り、NPTを「国際的な核不拡散体制の礎石」と位置づけ、核兵器禁止条約については触れもしなかった。

ただG7の安全保障政策を踏まえれば、画期的な内容は期待できまいと、ある程度は見越していた。残念な意味で予測を裏切られ、受け入れ難いと感じたのは、この文書に核兵器の必要性を強調する文言が入られたことだ。外務省の仮訳を引けば、文書は「ロシアのウクライナ侵略の文脈」で、核兵器使用の威嚇を強烈に非難した一方、G7の核兵器については「防衛目的のために役割を果たし、侵略を抑止し、並びに戦争及び威圧を防止すべき」と主張している。つまり、こう言っているに等しい。G7の核兵器は抑止力が効いている、だから手放さない――。

もちろん、ロシアの蛮行は批判されて当然だ。核使用の脅しを繰り返し、国際社会を揺るがし続けている。しかし、G7の「広島ビジョン」はロシアや中国の核兵器を「悪」と断じた一方で、自分たちの核を肯定した。そんな文書は説得力を持たない。いま一度、広島島の被爆者たちの訴えを思い起こしたい。身をもって核の惨禍を知るからこそ、彼らは「他の誰にも同じ思いをさせたくない」とつらい体験を語ってきた。「どの国の核もいけない。みたび使われることがないよう、この地球上からなくしてほしい」と懇願してきたのだ。

かたや、政府が重視する核抑止は核兵器という絶対的な武力をちらつかせ、敵の攻撃を思いとどまらせるという脅しの理論である。「やられたらやり返す」と、核使用を前提にしているようなものだ。被爆者の訴えとはまさに対極にある。

日本政府は「唯一の戦争被爆国」をうたい、核軍縮のリード役を標榜してきた。その半面、安全保障を米国の核に頼るといふ矛盾を抱えている。サミットに先立つ二〇二三年四月、長野県軽井沢町で開かれたG7外相会合でも、実は全く同じ文言で核抑止を肯定する内容を成果文書に盛り込んでいた。被爆者の願いに反する持論を、広島でどうか踏襲しないでほしい――。そう願ったが、日本政府は「広島」を冠し、議長国としてまとめた文書で、被爆地との立場の違いを堂々と明確にしたのだ。被爆地が挑戦を受けている、とさえ感じた。

取材に応じてくれた被爆者たちのことも頭をよぎった。ある男性は、自身を含む一家七人全員が被爆。父と五人のきょうだいの壮絶な死を目の当たりにした。共に生き延びた母も八年後に逝き、ひとりぼっちになった。それでも八〇歳を過ぎて、使命感に突き動かされ、苦しい記憶を証言するようになったのだという。事前取材で広島サミットへの期待を問うと、彼はこう断じた。「(G7の) 結束を見せつけるだけなら、ロシアや中国は反発する

一方。核被害の実態に触れ、平和への道を本気で考えないなら、広島で開く意味はないです」。各国が成果と誇る「広島ビジョン」を見る限り、被爆者の切実な思いに応えるサミットになったとは言いがたい。

核被害の実態は伝わったのか

各国首脳の前爆資料館訪問や被爆者との対面は実現するのか――。その行方も大いに注目された。米国のオバマ元大統領が二〇一六年に広島を訪れた際、平和記念公園に滞在した時間は五二分、資料館の視察にいたってはわずか一〇分で終わり、批判の声もあった。

広島サミットでは、会期初日の五月一九日に各国首脳がそろって平和記念公園に立った。小雨が降る中、午前一〇時半ごろにまず、EUのウルズラ・フォンデアライエン欧州委員長が到着、原爆資料館前で岸田首相夫妻が出迎えた。さらに各国首脳が次々と降り立ち、順番に館内へ。同一一時二〇分ごろ、最後に着いたバイデン米大統領が続いた。首脳たち九人が、入館時と同じ東館から出てきたのは正午過ぎ。そろって見学した時間は約四〇分間だった。

原爆資料館の窓は白いシートで目張りされ、館内の様子は外からはうかがえなかった。

小紙が外務省関係者たちの証言を集めたところ、首脳たちは被爆資料が常設されている本館には行かず、東館三階に特設された原爆犠牲者の遺品の三輪車や制服を見学。市内に住む被爆者の小倉桂子さんとも対話した。被爆から一〇年後に白血病で亡くなり、園内の「原爆の子の像」のモデルとなった佐々木禎子さんの逸話などについて説明を受けたという。

首脳たちは見学後、雨が上がった公園内の中央参道を進み、原爆慰霊碑に花輪を手向けた。その後、原爆ドームを背景に記念撮影に臨んだ。一様に厳粛な表情。サミットの通例とは異なる、笑みのない記念写真となった。

一連の体験は、首脳たちの心を動かしたのだろうか。少なくとも、特別文書「広島ビジョン」からは何も感じられない。核軍縮の「これから」を注視するしかないのだろうか。ただ数少ない手がかりも残された。原爆資料館の芳名録に残された各国首脳の言葉だ。核超大国の米国を率いるバイデン大統領は「核なき世界」の実現を誓っていた。以下に外務省の仮訳を引く。

この資料館で語られる物語が、平和な未来を築くことへの私たち全員の義務を思い出させてくれますように。世界から核兵器を最終的に、そして、永久になくせる日に向

けて、共に進んでいきましょう。信念を貫きましょう！（外務省ホームページ「G7広島サミット」）

同じく、核兵器を持つ英国のスナク首相は、自国の文豪の言葉を引用した。「シェイクスピアは、『悲しみを言葉に出せ』と説いている。しかし、原爆の閃光に照らされ、言葉は通じない。広島と長崎の人々の恐怖と苦しみは、どんな言葉を用いても言い表すことができない。しかし、私たちが、心と魂を込めて言えることは、繰り返し返さないということだ」。

他の国々のトップの言葉にも、私的な感情や平和実現に向けた覚悟がにじんだ。「感情と共感の念をもって広島で犠牲となった方々を追悼する責務に貢献し、平和のために行動することだけが、私たちに課せられた使命です」（フランスのマクロン大統領）「この場所は、想像を絶する苦しみを思い起こさせる。私たちは今日ここでパートナーたちとともに、この上なく強い決意で平和と自由を守っていくとの約束を新たにす。核の戦争は決して再び繰り返されてはならない」（ドイツのオラフ・シュルツ首相）……。被爆地開催の意義を感じさせる書きぶりだった。

彼らが被爆地に立つ姿が世界中に届けられたことも大きな意味を持ったのではないか。

各国首脳は公式ツイッターなどでも、広島サミットの情報を精力的に発信していた。スナク英首相はサミット閉幕の翌日、下院で広島訪問の報告をし、「核兵器は二度と使われてはならない」と述べた。そういった発信に影響された人は少なくないだろう。サミットが閉幕し、平和記念公園への立ち入り制限が終わるやいなや、原爆資料館前には連日、外国人観光客を中心に長蛇の列ができた。取材してみると、自国のトップのネット上のつぶやきに触発され、見学に訪れたという旅行者もいた。広島サミットが核問題への関心を高める力を発揮した、という見方はできるのではないか。

「ゼレンスキー劇場」

広島サミットをひときわ特別なものにした人物の存在にも触れないわけにはいくまい。電撃出席したウクライナのウオロディミル・ゼレンスキー大統領のことだ。サミット後半は、さながら「ゼレンスキー劇場」の様相だった。

私たち報道陣も翻弄された。当初、ゼレンスキー大統領は会期初日の一九日にオンライン参加する、とされていた。日本政府は一八日夜、その日程を「二日に延期する」と発表。サミットが開幕した直後に「対面出席」の外電が世界を駆け巡ってもなお、しらを切

り続けた。ただ、それも当然の対応だろう。なにせ、戦時下にある国のトップが動くのだ。リスクを踏まえたのか、外務省が対面参加を正式発表したのは、二〇日の広島入り直前だった。彼はなぜ、危険を冒してまで広島に足を運んだのだろうか。それなりの実利があると踏んだからに違いない。いつものカーキ色のパーカー姿で広島入りすると、空港から直接、主会場のグランドプリンスホテル広島（広島市南区）に向かい、各国首脳と個別会談を重ねた。その場で取り付けたのは、長期的な軍事支援だ。例えばバイデン米大統領とは二一日に会談し、欧州の同盟国による米国製F16戦闘機のウクライナ供与を容認する、との言葉を取った。ロシアを刺激するとして、米側が渋ってきた内容である。バイデン大統領はこの日の記者会見で、ウクライナ軍のパイロットを訓練する方針も説明した。

ゼレンスキー大統領は二一日、全体会合に出席し、記念写真に納まった。中央に陣取り、岸田首相とフランスのマクロン大統領にはさまれた姿は、世界にロシアの孤立を印象付けたはずだ。

さらに、G7以外の政治指導者を味方に付ける目的も大きかったのではないか。近年のサミットでは全体会合に加え、招待国を交えた「拡大会合」が開かれる。アウトリーチ（英語で外に伸ばす）会合とも呼ばれ、広島サミットの日程にも組み込まれた。招待されたのは、

八カ国の現職トップ（ウクライナを除く）と七国際機関のリーダーで、この中には「グローバルサウス」と呼ばれる新興国・途上国も含まれていた。燃料や肥料の輸入元であるロシアに友好的な国も多い。ゼレンスキー大統領は、その代表格であるインドのナレンドラ・モディ首相と真つ先に個別対談し、がっちり握手を交わした。ロシアのウクライナ侵攻については「政治や経済ではなく人道に関わる問題だと受け止めている」「（解決に向けて）できる限り手を尽くしたい」といった言葉を引き出した。

この電撃訪問をみなさんはどう受け止めただろうか。サミット閉幕後、ゼレンスキー大統領は平和記念公園を訪れた。原爆資料館を視察し、G7首脳と同じく、被爆者の小倉桂子さんに対面。岸田首相の先導で、原爆慰霊碑に花を手向けた。その後の記者会見では、「ロシアの悪と愚かさに対処しない限り、世界が廃虚になる」「人類の歴史から戦争をなくさなければならぬ」と力説した。芳名録に刻んだ言葉は「資料館の訪問に深く感銘を受けた。世界中のどの国も、このような苦痛と破壊を経験することがあってはいけない。現代の世界に核による脅しの居場所はない」（外務省仮訳）だった。こうした力強い言葉で核被害への関心を高め、戦争の愚かさを印象付けた、と評価する声もあるだろう。

ただ被爆者を取材してみると、複雑な心境を口にする人が目立った。よく聞かれたのは

「ロシアの反発が怖い」との見方である。孤立を深めたロシアがさらなる暴挙に出かねない中、軽々にゼレンスキー大統領の訪問を受け入れて良かったのか、と議論を呈する声だ。さらには反核だけでなく、反戦を訴えてきた立場から「ウクライナの一日も早い平和を願うが、自衛の戦争だから応援してほしい、との思いには応えられない」と話した人もいた。

広島サミットが問いかけたもの

ゼレンスキー大統領の出席を含めた広島サミットから、強く感じたことがある。それは被爆地のわれわれも試されている、ということだ。人類史上初の被爆地となった広島には、核兵器の非人道性を訴える力が確かにある。この地に生きる者には、被爆を強いられた人々の無念を胸に刻み、核兵器廃絶を訴え続ける使命があるようにも思う。ただ原爆投下から八〇年の節目となる二〇二五年が目前に迫る中、ヒロシマの訴求力は以前に比べて弱まっ
てはいないだろうか。変容してはいないだろうか。今回、特別文書「広島ビジョン」に問題意識を抱いた人は、どれだけいただろう。

かく言う私自身、広島県内の学校に通い、平和教育を受けてきたが、「核兵器は許されない」との意識をぼんやりと持っていた程度で、「自分事」になったのは、多くの被爆者の悲

痛なまでの訴えに新聞記者として触れるようになってからだった。

心揺さぶられた被爆者の言葉はいくつもあるが、ここでは一九五六年八月一〇日に発表された被爆者団体、日本被団協の結成宣言「世界への挨拶」を共有したい。「私たちは自らを救うとともに、私たちの体験をとおして人類の危機を救おうという決意を誓い合ったのであります」（日本被団協ホームページ「被団協の歴史」とある。公的な支援も、頼る組織さえもなかった頃から、彼らはいち早く核兵器を全人類の問題として捉え、その正体を告発し続けてきた。原爆に自らの体を傷付けられただけではない。わが子を、親きょうだいを奪われた。暮らしを踏みにじられた。それでも壮絶な記憶と向き合い、未来を救うために声を枯らし続けてきたのだ。

そんな彼らの姿に触れるたび、バトンを受け継ぐのは私たちの使命だ、との思いは増していった。全国の被爆者の平均年齢は今や八五歳を超えた。無論、戦争の記憶がある人も減っている。一方、米国の科学誌が毎年発表する「終末時計」の残り時間は、わずか九〇秒。一九四七年の創設以来最も短くなっており、人類滅亡が近づいている、との見方もある。被爆者の訴えをより広く、より遠くまで響かせなければと、焦るばかりだ。

広島サミット後も、国際情勢は動き続けている。戦火に覆われているのはウクライナだ

けではない。二〇二三年一〇月、パレスチナ・ガザ地区を実効支配するイスラム組織ハマスとイスラエル軍が戦闘する事態となった。しかも、イスラエルの極右閣僚からは、ガザ地区へ核爆弾を落とすのも選択肢の一つとする、あまりに危険な発言が飛び出した。

足元の動きも見逃せない。岸田首相はサミット終了後の二〇二三年七月、前述した欧米の軍事同盟NATOの首脳会合に参加した。二〇二二年に日本の首相として初めて臨み、二年連続の出席となった。防衛費の強化にもひた走る。NATO加盟国に足並みをそろえ、GDP比二%の軍事費を確保すると決定した。財源を確保するため、増税する方針まで打ち出している。

やはり、私たちが諦めるわけにはいかない。原爆被害の実態を知ろうとすること、被爆者の声に耳を傾けること、その学びを身近な人と共有すること……。できることから始めたい。私も記者の一人として、いまだに全容を把握することすらできていない原爆の惨禍について新たな事実を掘り起こし、記録に刻む努力を続ける。被爆者の切なる訴えを発信し、共感の輪を広げたい。併せて、核軍縮の行方も追いかけていかなければならない。少しでも進展させるべく、働きかけを続けよう。それが被爆地の新聞社に課せられた役割であるに違いない。あらためて、そう思わされたサミットだった。

追記 本稿は、二〇二三年一月一〇日に開催された広島市立大学広島平和研究所、長崎大学核兵器廃絶研究センター（RECN A）、中国新聞社共催のシンポジウム「核戦争の危機と被爆地——G7広島サミットを踏まえて」での発表内容を再構成し、加筆・修正したものである。

《参考文献》

外務省ホームページ「G7広島サミット」(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ms/g7hs_s/page1_001673.html 二〇二四年四月二六日閲覧)

日本被団協ホームページ「被団協の歴史 結成宣言＝世界への挨拶」(<https://www.ne.jp/asahi/hidankyo/nihon/about/about2-01.html> 二〇二四年四月二六日閲覧)

《より深く知るために》

中国新聞デジタルG7広島サミット特設ページ (<https://www.chugoku-np.co.jp/feature/summit2023>)

中国新聞デジタル「ヒロシマの声」NONUKESNOWAR」(<https://www.chugoku-np.co.jp/articles/-/307698>)

中国新聞社ヒロシマ平和メディアセンターホームページ (<https://www.hiroshimapaceimedia.jp/?lang=ja>)

第Ⅱ部

広島からウクライナ戦争を考える

第4章 核兵器をめぐる歴史の概観

——マンハッタン計画からウクライナ戦争まで（講演録）

山田 康博

連続市民講座「広島からウクライナ戦争を考える」の第一回講義は、原子爆弾の開発を目指した「マンハッタン計画」から現在に至るまでの核兵器をめぐる歴史を振り返ります。そうすることを通じて、二〇二二年にウクライナ戦争を開始した国の指導者が、核兵器を使用する可能性を表明したことの歴史的な意味を考える手がかりを探るためです。

核兵器をめぐる歴史を、冷戦期と冷戦が終わった後という二つの時期に分けるのとは違って、私はそれを三つの時期に分けてお話しすることにします。最初の第一期は一九三八年から四五年八月までです。一九三八年に原子核が分裂するという現象が初めて確認され、

一九四五年八月に、日本の広島と長崎に対してアメリカ合衆国（以下ではアメリカと記す）軍が原爆を使用するまでです。それに続く第二期は、その原爆の使用があつた一九四五年八月から七〇年までです。一九七〇年は核兵器不拡散条約（NPT）が発効した年であるだけではなく、ちょうどその頃に、核兵器を大量に保有していた大国の間に新しい関係ができあがつた年でもありました。そして最後の第三期は一九七〇年から現在まで続いている時期です。冷戦が終わつた後にも続いていることが多く見られますので、第三期を冷戦前と冷戦後で区切ることなく、ひとつながりの時期として扱います。

1 核兵器をめぐる歴史の第一期（一九三八年から四五年八月）

それでは、核兵器をめぐる歴史の第一期（一九三八年から四五年八月まで）についてお話しします。この講義で扱う核兵器をめぐる歴史は、ロンドンから始まります。それは、イギリスが第二次世界大戦中に原子爆弾の開発や日本に対するその使用に大きく関わっていたからです。ロンドンにある帝国戦争史博物館が広島に投下されたものと同じ型の原子爆弾を展示しているのは、イギリスの原子爆弾の開発や日本に対する使用への関わりを示唆しているかのようです。

一九世紀の終わりに放射線が発見されてから大きく発展した原子物理学の分野で、二〇世紀の前半に世界をリードする拠点の一つとなっていたのがイギリスでした。アーネスト・ラザフォードというニュージーランド生まれの科学者が、イギリスの大学で研究を進めた結果、放射性元素が崩壊するという現象がどのようなようにして起こるのかを一九〇三年に解明しました。その解明が意味したのは、原子核は不変ではなく、変化するというものでした。その研究に対して、ラザフォードはノーベル化学賞を贈られます。その後、一九二〇年代の初め頃にラザフォードは、原子核を構成する要素の一つである陽子を見つめます。ケンブリッジ大学でラザフォードの指導を受けた学生の一人がジュームズ・チャドウィックでした。チャドウィックは、原子核を構成するもう一つの要素である中性子を一九三二年に見つけて、その発見により一九三五年にノーベル物理学賞を受賞します。

一九三三年にドイツで政権を握ったナチスがユダヤ人に対する弾圧を始めると、弾圧を逃れてドイツから海外へ渡る科学者が出てきました。その科学者たちが向かった先の一つがイギリスでした。イギリスに渡った亡命科学者たちの中の一人がレオ・シラードという、ハンガリー生まれの物理学者でした。シラードはドイツでアルバート・アインシュタインの指導の下で博士号の学位を取った科学者です。一九三三年九月にロンドンに滞在してい

たシラードは、原子核の分裂が連鎖的に起こる可能性に思い至った最初の人となりました。日本人として初めてノーベル賞を受賞した物理学者の湯川秀樹が、一九四九年にノーベル賞を授与された研究の成果は、彼が一九三四年に発表した中間子についての論文でした。このように一九三〇年代に原子物理学の分野では、次々と新しい発見がされていきました。

原子核分裂の確認から原子爆弾の開発へ

理論的にはその可能性が予想されていた原子核の分裂が実際に起こったことを示していた実験を、オットー・ハーンとフリッツ・シュトラスマンいう二人の化学者が一九三八年一月にドイツで行ないました。しかし彼らには、その実験で得られた結果がいったいどういう現象であるのかを説明することができませんでした。そこでハーンは、彼の下で助手を長い間務め、その当時スウェーデンに亡命していた物理学者リーゼ・マイトナーに、その実験で得た結果を手紙で知らせて相談してみました。その手紙を受け取ったマイトナーは、やはり物理学者である甥のオットー・フリッツシュと一緒にその実験結果について検討して、それがウランの原子核分裂が起こったことを示しているということ、理論的に解明したのでした。それは素晴らしい理論的な分析でした。なお、ハーンはこの原子核分裂

の発見によって後にノーベル賞を受賞しますが、ハーンが観測した現象が原子核分裂であるということを経理的に解明したマイトナーは受賞しませんでした。

原子核分裂が実際に起こることをドイツの科学者たちが発見したことは、ドイツの科学者たちが原子核分裂を利用する爆弾である原子爆弾の開発を始めるのではないか、という懸念を起こすことになりました。一九三九年八月、ナチス・ドイツによる原爆の開発に警戒心を強めたシラードは（彼はその頃アメリカにいました）、アインシュタインに依頼してドイツが原爆開発を進めているかもしれないことをアメリカのローズヴェルト大統領に対して警告する書簡を書いて、それにアインシュタインに署名してもらいました。ローズヴェルト大統領がその書簡を目にしたのは、一九三九年九月にドイツがポーランドに侵攻してヨーロッパで第二次世界大戦が始まった一カ月後のことでした。

アメリカよりも先にイギリスが、原子爆弾を開発することが実際に可能かどうかの検討を始めました。その結果である「モード委員会報告書」が、一九四一年七月にイギリス政府に提出されました（Gowing 1964: 394-436）。

その報告書が報告したのは、次のような内容でした。その時戦われていた戦争（第二次世界大戦）が終わるまでにウランを爆発原料とする原子爆弾の開発が実現できるだろう、そし

てその原子爆弾の開発がその戦争の行方に決定的な影響を与えるであろう。このように、ただちに原子爆弾の開発に着手すればその時まさに戦われていた戦争が終わるまでに開発ができる、とイギリス政府に対して報告したのでした。

モード委員会の報告を受けた翌月の一九四一年八月に、当時イギリスの首相だったウィンストン・チャーチルは、イギリスが原子爆弾の開発に着手することを決定します。その時アメリカはまだ、原子爆弾が開発可能なかどうかを十分に検討していませんし、ましてや原爆を開発する決定をしていませんでした。イギリスはアメリカよりも先に、原爆を開発する決定を下したわけです。

イギリス政府はモード委員会の報告を受け取った後、一九四一年一〇月にその内容をアメリカ側に伝えます。それを聞いたアメリカ政府は、独自に原子爆弾の開発が理論的に、そして現実的に可能なかどうかを検討していくこととなります。その検討作業を半年以上続けた後、一九四二年六月に科学者たちは原子爆弾の開発が可能である、とローズヴェルト大統領に報告しました。これを受けて、ローズヴェルト大統領は原爆を開発するといふ決定を下し、アメリカによる原爆開発計画（通称「マンハッタン計画」）をアメリカ陸軍が中心となって進め始めます。

ローズヴェルト大統領とイギリスのチャーチル首相は、原爆開発をアメリカとイギリスの共同事業として進めることに合意します。実際には原爆の開発でイギリスが先行していましたが、ドイツとの戦争に直面していたイギリスは、本土がドイツ軍による爆撃にさらされ、原爆開発にあてる費用も不十分でした。そこでイギリスは、イギリス国内にいた科学者たちをアメリカに送り込んで「マンハッタン計画」に協力させるといふ態勢を取るこ
とになります。そのイギリスから加わった科学者たちを率いたのが、先ほど触れました中性子の発見者であるチャドウィックでした。

「マンハッタン計画」が始まってから二年ほどが過ぎた一九四四年九月、ローズヴェルト大統領とチャーチル首相が、アメリカのニューヨーク州ハイドパークにあるローズヴェルト大統領が育った家で会談を持ちました。その時にチャーチルとローズヴェルトが合意した事項として書き記された文書が、「ハイドパーク覚書」として知られています (U.S. Department of State 1960: 1371)。そこには、第二次世界大戦が終わった後もイギリスとアメリカとの間での原子爆弾の共同開発、ならびに原子力の商業利用についての協力関係を続けていくことが記されています。

それらのほかに原爆の使用について、「原爆が利用可能になった時には、熟慮のあとで、

おそらくは日本人に対して使われることになるだろう」とも記していました。ただし、それが何を意味するのかということについて、実は研究者の間で見解が一致していません。この覚書は日本に対して原爆を使用することでローズヴェルト大統領とチャーチル首相が合意したことを示すものだ、とする解釈があります（荒井1985: 35-36）。しかし一九四四年九月の時点で、原爆開発の見通しは立ちつつありましたが、原爆を使うのかどうか、使うとすればどのように使うのかということにローズヴェルト大統領は明確に決定していません。この覚書は、原爆を日本人に対して使う可能性を示唆しているものの、その合意内容が意味するものはあいまいである、と私は考えます。

これまでにお話ししました一九三八年から四五年八月までの核兵器をめぐる第一期が、どういう特徴を持っていたのかということをもとめてみますと、次の二つになります。

一つは、核兵器を開発するという決定は、その時戦われていた第二次世界大戦の中で核兵器を使用する可能性を前提としていたものだったということです。もし核兵器の開発が可能であるとしても、一〇年か二〇年という長い時間が必要であるとその時の科学者たちが考えていたならば、それではいま戦われている戦争での利用に間に合いませんので、原爆開発を見送ることになった、と私は考えます。原爆をその時の戦争で使う可能性がある

から開発するのだという論理があったわけです。

二つ目の特徴は、核兵器を使用するという意図の表明がまったくなかつたことです。それどころか、核兵器の存在、あるいは開発を進めているということすらも全て秘密として扱われていました。これが第二期以降の時代とは異なっている点でした。

2 核兵器をめぐる歴史の第二期（一九四五年八月から七〇年）

続きましては、核兵器をめぐる歴史の第二期です。原爆をアメリカが使用した一九四五年八月から七〇年までがこの第二期に該当します。この時期には、次の三つのことが新しい特徴として現れてきました。

一つ目が、相互確証破壊状況というものが出来上がっていったことです。そして、その出来上がった状況が、一九七〇年以後の第三期にかけて続いていくこととなります。二つ目が、核兵器不拡散条約体制の成立です。これが第二期に出来上がっていったって、第三期に存続していきます。そして三つ目が、国際危機や武力紛争が起こった際に、核兵器を使用する意図の表明が頻繁に行なわれたことでした。この特徴も第三期に引き続いて見られます。

核兵器軍備の拡大競争

第二期には、アメリカと当時のソビエト連邦との間で、核兵器の開発や核兵器軍備の拡大が、まるで競争しているかのように進められました。第二次世界大戦が終わり、アメリカが原爆を独占するという状態が四年間続いた後、一九四九年八月にソビエト連邦が原子爆弾の爆発実験に成功して、二つ目の核兵器保有国になります。その二カ月後の一〇月には、共産党が政権の座に着いた中華人民共和国（以下では中国と記す）が発足します。このような国際情勢の変化を受けて、アメリカは安全保障政策の見直しに着手し、その結果として水素爆弾の開発をトルーマン大統領が決定します。それは一九五〇年一月のことでした。こうして、原子爆弾の開発から数年後の一九五〇年代に入りますと、原子爆弾よりもさらに大きな破壊力を持った水素爆弾の時代へと世界は移っていきます（原子爆弾が原子核の分裂によるエネルギー放出であるのに対して、水素爆弾は原子核の融合を伴うエネルギー放出です）。一九五〇年代に三つの国が水素爆弾の爆発実験に成功します。アメリカは一九五二年二月、それに続いてソビエト連邦が一九五三年八月、そしてイギリスが一九五七年五月、それぞれ水素爆弾の爆発実験に成功します。イギリスは、一九五二年に原子爆弾の爆発実験に成功していましたから、原子爆弾の開発に成功した国がその順番と同じく水素爆弾の開発に

も成功したことになります。

一九五〇年代には、核兵器の爆発力が大きくなっただけでなく、長距離弾道ミサイルが核弾頭を運搬する手段の主役になっていきます。一九五七年にソビエト連邦が人類初の人工衛星であるスプートニク1号を打ち上げた時、その技術が長距離の弾道ミサイルを打ち上げる技術とほぼ同じものであることから、世界はいよいよ核弾頭を登載した長距離弾道ミサイルの時代へと入っていきました。

一九五〇年代から六〇年代にかけて、アメリカとソビエト連邦の両国は、相次いで戦略核兵器の三本柱を整備し、それを拡大していきました。戦略核兵器とは、大陸間のような長い距離を移動する運搬手段の利用によって相手国の本土を攻撃できる核兵器のことを言います。

その三本柱の一つ目は、核弾頭を積んだ地上発射の大陸間を飛行できる長距離の弾道ミサイルです。これを英語では略してICBMと呼んでいます。二つ目の柱は、同じく核弾頭を積んだ長距離の弾道ミサイルなのですが、地上からではなく潜水艦から発射するものです。潜水艦が海中に潜った状態のまま弾道ミサイルを発射して、相手国の本土を攻撃できる長距離弾道ミサイルです。そして三本目の柱が、長距離飛行して核爆弾を投下するこ

とができる戦略爆撃機（重爆撃機とも言いまます）です。これら三種類の運搬手段を使う核兵器を、まとめて戦略核兵器の三本柱と呼びます。

長距離弾道ミサイルなどの運搬手段の拡大にとどまらず、それらが運ぶ核弾頭や核爆弾の数も増加していきました。ストックホルム国際平和研究所の発表によれば、一九六五年から七〇年の間に、アメリカが保有していた戦略核兵器の運搬手段の合計数は一九七六から二一九九に増えた一方で、ソビエト連邦が保有していたその数は四一七から一八六二へと四倍以上に増加しました。戦略核兵器用の核弾頭あるいは核爆弾についてみると、一九六七年から七〇年の間に、アメリカの保有数が四五〇〇から四〇〇〇に減少した一方で、ソビエト連邦の保有数は一〇〇〇から一八〇〇へと増えたのでした（SIPRI 1974: 106-107）。

相互確証破壊状況の出現

このように、核弾頭や核爆弾の数の増加、そして、それらを運ぶ運搬手段の数的な増大や技術革新があった結果、一九六〇年代の終わりまでに、アメリカとソビエト連邦のどちらも、たとえ先制攻撃をかけたとしても相手を持つている核兵器戦力のすべてを破壊することはできず、先制攻撃を受けた側が破壊されずに残った核兵器戦力を使って報復攻撃を

することによって、先制攻撃をかけた側にとって受け入れられない規模の壊滅的な損害を与える能力を手にしたのでした。別のことばで言うとそのそれは、「相互確証破壊」の状況が現実のものとなったということでした。

受け入れられない規模の損害を与える能力とは、いったいどれくらいの大きさの損害を与える能力であると想定されていたのでしょうか。一九六三年十二月にアメリカのロバート・マクナマラ国防長官がリンドン・ジョンソン大統領宛に作成した覚書の草稿によれば、そのような能力とは、ソビエト連邦が先制攻撃をかけてきた後にアメリカが行なう核兵器による報復攻撃で、ソビエト連邦の人口の三〇%、産業力の五〇%および同国にある一五〇の都市を破壊する能力でした (U.S. Department of State 1996: 545-564)。

現実のものとなった相互確証破壊の状況を維持していくことに、アメリカもソビエト連邦も利益を見いだします。そのことが反映していたのが、一九七〇年代に両国に間で結ばれた三つの取り決めでした。

その一つが、一九七二年に結ばれた第一次戦略兵器制限協定で、それは「SALT I協定」とも呼ばれています。

その協定と一緒にアメリカとソビエト連邦の首脳が署名した取り決めが、対弾道弾迎撃

ミサイル制限条約、別名A B M制限条約と呼ばれるものです。これは、相手側が撃ってくる弾道ミサイルを迎撃するミサイルの配備に制限をお互いに設けた取り決めでした。相手が報復攻撃として発射する核弾頭付きの弾道ミサイルの迎撃をあまりしないことによつて相手が確実に報復できる状態をお互いに認めあえば、核兵器を使った先制攻撃をどちらもしなくなるでしょうという考えに、当時のアメリカもソビエト連邦も同意して、この条約に署名したわけです。

そして三つ目の取り決めが、一九七九年にアメリカとソビエト連邦の首脳が署名した第二次戦略兵器制限条約、別名「S A L T II条約」でした。ただし、一九七九年十二月に起こったソビエト連邦によるアフガニスタン侵略が主な原因となつて、アメリカ連邦議会がこの条約を批准することは（したがってこの条約が発効することも）ありませんでした。ともあれ、このようにアメリカとソビエト連邦は、一九七〇年代を通じて相互の確証破壊状況を維持することに合意していたわけです。

核兵器不拡散条約体制の成立

核兵器をめぐる歴史の第二期、一九四五年八月から七〇年までを特徴付ける二つ目のも

のは、核兵器不拡散条約体制が出来上がっていくことでした。その条約体制のもととなったのは核兵器不拡散条約でした。一九六八年七月に、アメリカ、イギリス、ソビエト連邦が共同で作成した条約文書に署名し、その条約を他国による署名のために開放しました。その後多くの国がそれに署名して、一九七〇年三月にこの条約は発効しました。いま世界にはおよそ二〇〇の国・地域がありますが、そのほとんどの一九一の国・地域がこの条約に加わっています（日本がこの条約に署名したのは一九七〇年二月、批准はその六年後のことでした）。核兵器不拡散条約は三つの目標を掲げています。第一に、核兵器を持つ国が増えることがないようにしようという核兵器の不拡散。それは言い換えると水平的拡散の防止です。第二に、原子力の商業利用あるいは平和利用をこの条約の締約国に保障することです。第三に、核兵器国による核兵器削減交渉への関与です。核兵器の削減を義務付けているわけではありませんが、「核兵器国」に核兵器を削減するための交渉を誠実に行なうという義務を課しています。

この条約は「核兵器国」を一九六七年一月一日以前に核兵器を保有した国と定義していて、具体的にはアメリカ、ソビエト連邦、イギリス、フランス、中国の五つの国だけがそれに該当します。

核兵器不拡散条約は、実はその内容に不平等なものを持っていません。その最たるものが、核兵器国以外は核兵器を保有できないというものです。核兵器不拡散条約の締約国になると、核兵器を開発したり、保有することはできません。他方で、核兵器国はすでに核兵器を持っていて、その核兵器の所有は認められているわけです。このような差別があるので、この条約に加盟している国々はその差別を受け入れて、この条約に加わっているわけです。

核兵器不拡散条約体制が生まれた背景にはいくつかの事情がありました。その一つが、一九六〇年代初めに核兵器保有国の数が今後増えていくのではないだろうかという懸念が高まったことでした。実際に、核兵器を持つ国は増えていきました。アメリカ、ソビエト連邦、イギリスに続いて、一九六〇年にはフランスが、一九六四年には中国が、それぞれ核兵器開発に成功します。さらにイスラエルも、正確なことは不明ですが、一九六七年頃に核兵器開発に成功したのではないかと推測されています。

核兵器不拡散条約体制が生まれることになったもう一つの背景は、アメリカとソビエト連邦の両国が共に、当時の西ドイツが独自の核兵器を保有することに対して懸念を持っていたことでした。アメリカは西ドイツが独自の核兵器を保有することに反対し、北大西洋

条約機構（NATO）という枠組みの中で西ドイツに核兵器への関与を与えつつ、しかしながら西ドイツが独自の核兵器を持つことがないようにするという道を模索していました。他方、ソビエト連邦は、どのようなかたちであれ西ドイツが核兵器に関与することや、西ドイツ国内に核兵器が配備されるということには反対してきました。

中国が一九六四年に核爆発実験をしたことを受けて、アメリカは核兵器不拡散政策を見直して、政策を転換しました。それは、西ドイツによる独自の核兵器の保有を防ぐだけではなく、世界規模での核兵器保有国の増加を防ぐという体制づくりを目指す方向へと政策転換を図るというものでした。

このような背景の下で、核兵器不拡散体制がつくりだされ、出来上がっていったのでした。

核兵器を使用する意図の表明

核兵器をめぐる歴史の第二期、一九四五年八月から七〇年までの時期に特徴的であった三つ目の点は、国際危機や武力紛争に際して、核兵器を使用する意図を表明する核兵器保有国の指導者がいたことでした。核兵器を使用する意図が表明された事例をいくつか挙げ

ようと思います。

核兵器を使用する意図の表明には、暗示的・明示的という二つのパターンがあります。暗示的というのは、必ずしも言葉で明確に核兵器を使うと言うわけではなく、何らかの行動を取ることによってそのような意図を相手側に示そうとするものです。明示的な事例の場合であっても、核兵器を使うと明言することはせず、使えるあらゆる手段（暗に核兵器もそこに含めていることをにおわせて）を使うというように、ぼかしたかたちで核兵器を使用する意図を表明する場合があります。

まず最初に挙げますのは、一九四八年から四九年に起こった「ベルリン封鎖」という事件の時にアメリカが取った行動です。当時、東ドイツの域内にあったアメリカ、イギリス、フランスの占領地域がベルリンの西側の部分、西ベルリンという地域でした。その西ベルリンへの交通手段のほとんどをソビエト連邦が封鎖し、残るは航空路だけという状態にしてしまったのがこの事件でした。アメリカのハリー・トルーマン大統領は、この事件が起こったことをきっかけに、アメリカ本国からイギリスにあるアメリカの基地にB29長距離爆撃機を数十機移送させました。当時は原爆を運搬する手段として存在していたのは爆撃機だけでした。原爆を攻撃目標まで運搬する手段であるB29をアメリカ本国からイギリス

に公然と移送することによって、この危機がもし戦争になった場合にはアメリカは原爆を使うという姿勢をソビエト連邦に対して示したわけです。これは暗示的に核兵器を使用する意図を示した例となりました。

二つ目の例は朝鮮戦争の時です。朝鮮戦争が始まって半年ほど過ぎた一九五〇年一月終わりに、中国の義勇軍が朝鮮半島での戦闘に参加し、アメリカ軍をその中心とする国連軍が窮地に立たされました。そのような状況の時にアメリカのトルーマン大統領が、記者会見の席で状況に対応するためにアメリカが取る「必要な手段の中には我々がもつすべての兵器が含まれている」し、「核兵器の使用について積極的な検討が常にされてきた」と述べたのでした (*Public Papers of the Presidents: Truman, 1950*)。

三つ目の例は一九五六年に起こったスエズ戦争の時でした。フランス、イスラエルとともにエジプトを侵略したイギリスに対して、ソビエト連邦のニコライ・ブルガーニン首相が、次のように伝えました。ソビエト連邦は軍事力に訴えるかもしれない、あらゆる現代的で破壊的な兵器を持つイギリスよりも強力な国家が、ロケット技術を活用してイギリスを攻撃したとしたらイギリスはいったいどうなるのか、と (*Elder: 554*)。

続いて四つ目の例ですが、一九六二年一〇月に緊迫した危機を迎えた「キューバ・ミサ

イル危機」に際してアメリカのジョン・F・ケネディ大統領は、「キューバから発射されるミサイルが西半球にあるどこかの国に向けられた場合には、それを全ての手段を取って報復措置を取ることを必要とするソビエト連邦によるアメリカに対する攻撃であるとみなすことがこの国の政策である」と、ラジオとテレビの放送演説の中で述べて警告を發しました（Chang and Kornbluh 1992: 163）。「核兵器」とは言っていないませんが、「全ての手段」と言うことによつて核兵器を使う意思を表明したわけです。

最後に挙げるもう一つの例は、アメリカのリチャード・ニクソン大統領です。一九六九年一月に政権の座に着いた同大統領には、当時アメリカが戦っていたベトナム戦争を終結させるための方法として、強い態度を見せよう、しかも、アメリカの大統領は正気を失つていられない、と相手に思わせたいという希望があったようです。そういう目的から臨戦態勢の強化を行なつて、アメリカがまさにいま核兵器を用いる戦争に入ろうとしているのだと相手側に印象づけて屈服させよう、と意図したことがありました。言葉では何も言っていないませんが、このような行動を取ることによつて、核兵器を使用する意図がアメリカにあることを暗示的に示したのでした（Burr and Kimball 2015）。

このように、一九四五年八月から七〇年までの間に、何度も核兵器を使用する意図が表

明されました。

核兵器を保有している国が核兵器を使用する意図を表明するのは、核兵器に基づく抑止が機能するように、その信頼性を維持しようとする試みです。核兵器に基づく抑止というものが機能するためには、核兵器を持っている国が実際に使用できる核兵器を持ち、能力だけではなくて実際にその核兵器を使う意思も持っている、相手側に確信させなければなりません。

もし、そうできなければ相手側は、相手が持っている核兵器能力やそれを使用する意思は本気ではなく、所詮は張り子の虎である、と受け止める可能性がります。もし相手側がそう受け止めるならば、核兵器による抑止が働かないかもしれません。ですから、核兵器を使用する意図を表明することによって、本当に核兵器を使いますよ、この脅しが本物であると信じなさい、と核兵器に基づく抑止の効果が働くように相手に対して働きかけているのが、核兵器を使用する意図の表明です。

3 核兵器をめぐる歴史の第三期（一九七〇年から現在）

それでは続きまして、核兵器をめぐる歴史の第三期、一九七〇年から現在までについて

お話しようと思います。核兵器をめぐる歴史の第二期の三つの特徴が、第三期にも続いていきます。相互確証破壊状況はそのまま続いていきますし、核兵器不拡散条約体制も若干の変化はあるにしても、基本的にはそれが続いていきます。そして三つ目に、国際危機や武力紛争に際して、核兵器を使用する意図の表明もやはり行なわれず。

しばしば核兵器をめぐる歴史の転換点とされるのが、冷戦の終わりですが、冷戦の終結はこれらの三つの特徴に大きな変化を与えませんでした。

冷戦の終わりがもたらしたものの一つは、核兵器の数が大きく削減されたことでした。すでに冷戦が終わる直前から、アメリカとソビエト連邦が保有していた核兵器の削減、すなわち核兵器軍縮が始まります。その結果、配備されていないものを含めた核弾頭の数と、ミサイルや爆撃機などの運搬手段の数は、大きく減少していきました。

核兵器の削減という流れを象徴していたのが、冷戦の終わりごろにアメリカとソビエト連邦の間で結ばれた中距離核戦力（INF）全廃条約でした。それは、一九七〇年代末から八〇年代前半にかけて「ユーロ・ミサイル危機」を引き起こすもとなった中距離核ミサイルを全て撤去するという画期的な核軍縮でした。アメリカの首都ワシントンにあるスミソニアン航空宇宙博物館が、この条約に基づいてアメリカとソビエト連邦が廃棄した中距

離核ミサイルを展示しています。

その後、冷戦が完全に終わってソビエト連邦が消滅し、ロシアがそれに取って代わり、アメリカとロシアとの間で核兵器をさらに削減する取り決めが結ばれていきました。現在存在しているそのような取り決めの中の唯一のものが、二〇一二年にアメリカとロシアの首脳が調印した新戦略兵器削減条約、別名、新START条約と呼ばれるものです。

この条約は、両国がそれぞれ配備できる戦略核弾頭の実数ではなく、ある数式を当てはめて計算上の上限数を定めていて、それが一五五〇発です。そして、両国がそれぞれ配備できる運搬手段の上限数を七〇〇基（機）に制限しました。運搬手段は、陸上発射、あるいは潜水艦発射の長距離弾道ミサイルと、長距離爆撃機あるいは重爆撃機と呼ばれるものです。

冷戦のさなかには、アメリカとソビエト連邦を合わせて六万発以上の核弾頭（戦術核弾頭を含みます）を保有していましたから、核弾頭の数が大きく削減されていることは事実です。けれども、アメリカとロシアがそれぞれ保有できる一五五〇発の核弾頭のうちの多くを実際に両国間の戦争で使用するならば、両国のどちらも大規模な損害を受けるということに変化はありません。そういう意味では、相互確証破壊状況はまだ続いているわけです。

なお、この条約の有効期限が二〇二六年までいったん延長されましたが、二〇二三年二月にロシアは「この条約の履行を停止する」と発表しています。従って、今後この一五五〇発、運搬手段七〇〇基（機）というものを超えて、核軍備の増加が進むのではないかと危惧いたします。

一九七〇年に効力を持つようになった核兵器不拡散条約に基づく、核兵器の不拡散を目的とする体制も存続しており、その体制には一九七〇年以降に部分的に強化された点があります。同条約が効力を発揮してから二五年がたった一九九五年に核兵器不拡散条約の締約国が集まって、その条約を無期限に延長すると決定しました。その二年後の一九九七年には、「追加議定書」というものを定めて、国際原子力機関による放射性物質の管理を強化しました。ただし締約国には、その追加議定書を受け入れる義務はありません。

核兵器不拡散条約体制が強化された一方で、締約国の一つだった北朝鮮が核兵器不拡散条約から離脱し、核兵器を保有しました。同国は一九九三年と二〇〇三年にこの条約からの脱退を表明し、二〇〇六年には最初の核爆発実験を行なって核兵器保有国になりました。

すでにいくつかご紹介しました核兵器を使用する意図の表明も、核兵器をめぐる第三の時代である一九七〇年以降にも引き続き行なわれました。暗示的ではありましたが、一九

七三年の第四次中東戦争の際にアメリカが核戦力の臨戦態勢を強める行動をとることによって、当時のソビエト連邦に対してアメリカの意思をメッセージとして伝えました。そして、二〇二二年に始まったウクライナ戦争においてロシアのウラジーミル・プーチン大統領が、核兵器を含むあらゆる兵器を使う意図があることを表明しました（『朝日新聞』2022）。このプーチン大統領による核兵器使用への言及は、これまでにはしばしば起こってきたことの新しい例になります。

核兵器不拡散条約体制ができ、それが存続してきたにもかかわらず、その条約に加わっていない国の中から核兵器を保有する国が増えるという傾向が、残念ながら続いていきました。インドは一九七四年に最初の核爆発実験を行ないましたが、その後、核兵器の生産には着手しなかったようです。しかし、一九九八年にインドとして二度目の核爆発実験を実施し、その際に核兵器の保有を宣言しました。その直後にパキスタンが、同国として最初の核爆発実験を実施し、核兵器保有国になりました。そして、核兵器不拡散条約を離脱した北朝鮮が、二〇〇六年に核兵器保有国となりました。

核兵器の保有や使用をめぐる新しい動き

その一方で、実は核兵器をいったん持っていたけれども、それを廃棄したという国が現れました。それが南アフリカでした。南アフリカは一九九三年に、かつて核兵器を開発し保有していたけれどもそれを廃棄したことを発表して、大きな衝撃を世界に与えました。核兵器の使用や核兵器の保有について考え直すような新しい動きが一九九〇年代に現れ、それが新しい潮流となって現在に続いているということが言えるかと思えます。

そのような新しい動きの一つとして注目されたのが、一九九六年の核兵器の使用に関する国際司法裁判所の勧告的意見でした。核兵器に反対する立場を取っていたNGOなどが中心となって、核兵器の使用が国際法上合法であるのかどうかという判断を国際司法裁判所に仰ぐという行動を取った結果生まれたのがこの勧告的意見でした。

この勧告的意見は、核兵器の使用が国際法上全面的に違法であると結論を出したわけではありませんでした。なぜならば、自衛の場合の使用が合法か違法かは判断できないという意見を付けたからです。しかしながら、ほぼ自衛の場合を除けば、核兵器の使用が国際法上は合法的ではない、違法であるということになったわけです。

このような国際司法裁判所の勧告的意見を引き出したということ自体が、新しい動きで

あったと言えるでしょう。一九九〇年代以降に見られるようになった新しい潮流を結実させたのが、核兵器の禁止に関する条約、いわゆる核兵器禁止条約（TPNW）でした。二〇一七年に採択され、二〇二一年一月にこの条約を批准した国の数が五〇カ国に達し、核兵器禁止条約は発効しました。核兵器の存在に異議を唱えるNGOや国々の意思をこの条約は反映しています。

4 「核軍縮に関するG7首脳広島ビジョン」（二〇二三年五月）

核兵器禁止条約が体现している新しい潮流がある一方で、古くからある流れも続いています。その流れの一つが核兵器に基づく抑止に対する支持です。二〇二三年五月に広島市で開かれたG7首脳会議の際にG7の首脳が発表した「核軍縮に関するG7首脳広島ビジョン」は、その一例でした。なぜならば、同文書が次のように述べていたからでした。

われわれの安全保障政策は、核兵器はそれが存在する限りにおいて、防衛目的のために役割を果たし、侵略を抑止し、並びに戦争及び威圧を防止すべきとの理解に基づいている。

広島に集まったG7諸国の首脳たちはこのように述べて、核兵器に基づく抑止の考えを支持する立場を表明したのでした。

核兵器に基づく抑止の考えが前提として、核兵器を使用する目的が防衛のためであるとしても、抑止をしようとする側が核兵器を使用する意思をそもそも持っているということ。そのような核兵器の使用を肯定する考えは、核兵器禁止条約が表している考えとは対極にあるものです。

さて、ここまでこの講義は、寄り道をいくつかしたところもありますが、原子爆弾の開発を目指した「マンハッタン計画」から現在までに至るおよそ八〇年間の、核兵器をめぐる国際関係の歴史を振り返ってみました。二〇二二年にウクライナ戦争を開始した国の指導者が、核兵器を使用する可能性があることを表明したことの歴史的な意味は何であると、受講された皆さんは考えるでしょうか。その問いに対する答えがこの講義の中にあつたことを願って、私の講義を終えたいと思います。

《参考文献》

『朝日新聞』二〇二二年九月二十九日（「広島県発行版」朝刊）

「核軍縮に関するG7首脳広島ビジョン」(二〇一三) (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100506513.pdf> 110
二四年三月五日閲覧)

荒井信一(一九八五)『原爆投下への道』東京大学出版会

ローズ、リチャード(一九九五)神沼二真・渋谷泰一訳『原子爆弾の誕生』上・下、紀伊国屋書店

Public Papers of the Presidents: Truman, 1950 (<https://www.trumanlibrary.gov/library/public-papers/295/presidents-news-conference> last visited, January 30, 2024)

Burr, William, and Jeffrey P. Kimball (2015). *Nixon's Nuclear Specter: The Secret Alert of 1969, Madman Diplomacy and the Vietnam War*. Lawrence: The University Press of Kansas.

Chang, Laurence, and Peter Kornbluh (eds.) (1992). *The Cuban Missile Crisis, 1962*. New York: The New Press.

Eden, Anthony (1960). *The Memoirs of Sir Anthony Eden: Full Circle*. London: Cassell.

Farmelo, Graham (2013). *Churchill's Bomb: How the United States Overtook Britain in the First Nuclear Arms Race*. New York: Basic Books.

Gowing, Margaret (1964). *Britain and Atomic Energy, 1939-1945*. London: Macmillan.

Jervis, Robert (1989). *The Meaning of the Nuclear Revolution: Statecraft and the Prospect of Armageddon*, Ithaca: Cornell University Press.

Paul, T. V. (2000). *Power versus Prudence: Why Nations Forgo Nuclear Weapons*. Montreal & Kingston: McGill-Queen's University Press.

- SIPRI (1974), *SIPRI Yearbook 1974: World Armaments and Disarmament*, London: Taylor & Francis Ltd.
- U.S. Department of State (1960), *Foreign Relations of the United States: Conference at Berlin (Potsdam)*, 1945, Vol. II, Washington, D.C.: U.S. Government Printing Office.
- U.S. Department of State (1996), *Foreign Relations of the United States: 1961-1963, Vol. VIII: National Security Policy*, Washington, D.C.: U.S. Government Printing Office.

《より深く知るために》

- 岩間陽子 (二〇二一) 『核の一九六八年体制と西ドイツ』有斐閣
- 山田康博 (二〇一七) 『原爆投下をめぐるアメリカ政治——開発から使用までの内政・外交分析』法律文化社
- ローズ、リチャード (二〇〇一) 小沢千重子・神沼二真訳 『原爆から水爆へ——東西冷戦の知られざる内幕』上・下、紀伊国屋書店
- Kaplan, Fred (2020), *The Bomb: Presidents, Generals, and the Secret History of Nuclear War*, New York: Simon & Schuster.

第5章 ロシア・プーチン大統領のウクライナ戦争の論理

吉川 元

なぜプーチンはウクライナへ侵攻したのか

二〇二二年四月二六日、ウクライナ戦争の仲裁のためにモスクワを訪問したグテーレス
国連事務総長との会談で、ロシアのプーチン大統領は戦争を正当化する次のような発言を
行っている。

「コソボの先例」に倣ってウクライナ東部のドネツク州とルガンスク州をそれぞれ「ド
ネツク共和国」と「ルガンスク共和国」として承認した。……自決権を行使しようと
する人々は中央政府の許可なく独立することができるとの国際司法裁判所（ICJ）の

決定を支持した西側の多くの国が、コソボの独立を承認した。ロシアはこの「コソボの先例」に従ったまでのことだ。^[1]

「コソボの先例」とは一体何か。「コソボの先例」がなぜロシアがウクライナ侵略を正当化する根拠になったのだろうか。その問いをひもとくカギは、欧州安全保障協力会議（C S C E。後に欧州安全保障協力機構O S C Eへ改称）で進められた安全保障協議に潜んでいると考えられる。

本稿は、ロシアが「コソボの先例」に倣ってクリミアおよびウクライナ南東部の四州を併合する、その論理の形成過程を分析することを目的とする。第一節では、冷戦終結期にC S C Eで民族紛争予防策として少数民族民族権利の伸長がはかられる中、コソボのアルバニア人の分離独立問題がO S C Eで争点となるが、人民の自決権がソ連とユーゴスラビアの分裂の際に事実上、民族自決権に変容する背景、および独立の承認基準が取り決められる過程を検証する。

一九九〇年代、O S C Eを舞台に欧州安全保障体制の構築に関する協議が続けられる中、ロシアは欧州安全保障体制の要にC S C Eを位置付けようとし、C S C Eの機構化を主張

した。この協議で、ロシアの敗北を決定づけたのが一九九九年に人道的干渉の名目で行われたコソボ紛争への北大西洋条約機構（NATO）の軍事介入と、同年末に採択された欧州安全保障憲章であった。第二節では、ロシアのOSCE政策の分析を通して「コソボの先例」の起源を探る。

第三節では、旧東欧社会主義諸国が積極的に移行期正義に取り組み、浄化（公職追放）を進めたのに比べ、ロシアではこうした脱共産主義化の取り組みが遅々として進まなかったが、これがOSCEの民主化支援活動を受け入れることのできない背景であったことを明らかにする。

第四節では、コソボの独立承認を機にロシアによる領土拡張主義の論理が形成される過程を明らかにする。プーチン政権が誕生する二〇〇〇年以降、ロシアはOSCEの安全保障協議の場で孤立し、OSCEに対して安全保障脅威認識を高めていく中、二〇〇八年、コソボは独立を宣言し、欧米諸国はそれを承認した。この「コソボの先例」に倣い、ロシアは人道的干渉によってクリミアを併合し、ウクライナ南東部へ軍事介入する。

1 分離独立と人民の自決権

少数民族の集団の権利

東欧民主革命（一九八九年夏から冬）の翌年九〇年六月、C S C Eコペンハーゲン人間的次元（H D）会議で、民主主義、法の支配および人権や少数民族権利についてC S C E基準を取り決めた。注目すべきは、この会議で「同化」の禁止、母語の使用の自由など六項目にわたる同化禁止の具体的措置、さらに少数民族の集団の権利として「地方自治または自治行政制度」の実現の検討に合意したことである。

ジュネーブで開催されたC S C E少数民族専門家会議（一九九一年七月）ではコソボの自決権問題が初めて争点となった。アルバニアが、ユーゴスラビアのコソボ自治州のアルバニア系住民の分離独立を認めるよう迫り、これに対して、ユーゴスラビア代表は憲法上、連邦構成共和国にのみ離脱権を含む「人民の自決権」が認められており、「少数民族」には自決権は認められていない、と反論した。

モスクワH D会議（一九九一年九月）では、混乱するソ連の政情不安に関心が集まり、人権や少数民族権利の伸長は行き詰まった。最終合意文書で、人権、民主主義および法の支

配など安全保障の「人間的次元 (human dimension)」に関する取り決めが「国際関心事項」に位置付けられ、司法の独立、軍・治安機関・諜報機関の文民統制など、法の支配に関する制度改革の基準が新たに取り決められた。しかし、少数民族の権利に関して具体的進展は見られなかった。

人民の自決権とは

ソ連では住民投票法が制定され、ジョージアの住民投票を皮切りに、ソ連各地の共和国や民族自治体で連邦からの離脱の賛否を問う住民投票が実施され、その後、直ちに独立が宣言された。一方、憲法上、離脱権の規定がなかったユーゴスラビアでは、分離独立を目指す民族は「人民の自決権」を「政治的レトリック」に用い、人民の意思を確認する手続きとして住民投票を実施し、独立を宣言した。

そもそも自決権とは、分離独立の権利を意味するものだったのか。国連憲章第一条に初めて「人民の同権と自決の原則」が規定されたが、人民の自決そのものの定義はなされていない。もともと国連憲章の起草過程で語られた人民の自決とは民族の自決を意味せず、主権を確立した領域の「人民の自治」といった程度の漠然とした合意でしかなかった。そ

の後、植民地独立付与宣言、国際人權規約（共通一条）、国連友好關係宣言を経て伸長された人民の自決は、国民が自由に政治体制を選択し、社会、経済、文化的發展を追求する權利を意味した。

ヘルシンキ宣言は、国際關係十原則の一つである人民の自決權を次のように規定している。

人民の同權と自決の原則により、すべての人民は、常に外部の干渉を受けることなく、完全に自由にその欲するとき、または欲するようにその国内的及び対外的な政治的地位を決定し、かつその政治的、経済的、社会的及び文化的な發展をその望むように追求する權利を有する。

ここには分離独立の權利としての人民の自決の規定は全く見られない。もともとソ連のC S C E開催提案の目的が、戦後の領土変更の現状と東欧諸国の社会主義体制の政治的現状の二つの現状に関して西側の承認を取付けることにあったことに鑑みれば、ソ連がこのような人民の自決權に同意したのはもつともなことであった。

独立の承認基準

一方、欧州国際社会は人民の自決を根拠に独立宣言を行った共和国や自治州の承認をめぐって混迷した。欧州共同体（EC）は、一九九一年二月一六日、「ソ連・東欧の新国家承認に関するEC指針」（以下、「指針」）を発表し、ECの独立承認基準を示した。その際、注目すべきは、①連邦構成共和国内の自治共和国や自治州など民族自治体の分離独立は承認しない、②武力攻撃の結果として誕生したエンティティ（独立国）は承認しない、という二つの不承認原則である。分離主義の動きに拍車がかかるのを阻止し、また武力行使による分離独立の動きを牽制するためだった。

ECは、「指針」とは別に「ユーゴスラビアに関する宣言」を同日に発表し、ECの承認を希望する国は一九九一年二月一六日までに承認申請を行うよう呼び掛けた。ボスニア・ヘルツェゴビナは申請したものの住民投票を実施せず、人民の意思が不明であることを理由に承認されなかった。ボスニア・ヘルツェゴビナは、早速翌年二月二九日～三月一日にかけて独立の賛否を問う住民投票を実施し、その結果、四月六日にECおよびEC一二カ国、翌日にアメリカとカナダが同国の承認に踏み切った。これを機に住民投票の実施を自決権の行使の要件と見なす慣行が始まる。

独立を宣言したものの承認が叶わなかった民族自治体は、セルビアのコソボ自治州、ウクライナのクリミア自治州、アゼルバイジャンのナゴルノカラバフ自治州、モルドバの沿ドニエストル共和国などで、独立を宣言したこれら自治体の多くが「非承認エンティティ」として国際法的主権が認められないまま存続した。それはECおよび欧州連合（EU）が各国の領土保全を尊重し、先述の不承認原則を貫いていたからである。

2 欧州安全保障体制とOSCE

CSCE、それともNATO

東欧民主革命後、ソ連大統領ゴルバチョフが欧州安全保障体制を検討するためにCSCE首脳会議の開催を提案したことから、一九九〇年初頭から夏にかけて各国から意見表明が行われた。欧州諸国の多くがOSCEの制度化や機構化を支持した点で一致していた。ところがアメリカの立場は複雑であった。

アメリカはNATOを中心にソ連抜きに欧州安全保障体制を構築するとの長期戦略を立てる一方、統一ドイツとそのNATO加盟を不安視するソ連の懐柔策としてNATOの東方不拡大や自由主義の制度において国際協力を進めることを意味するNATOの「政治化」

を強調し、欧州安全保障体制の要にOSCEを位置づけるという「二重戦略」を採用した。一九九〇年二月九日、ゴルバチョフ大統領との会談で、アメリカのベーカー國務長官は欧州における米ソの良好な軍事関係は欧州の政治的安定に不可欠であり、NATOを東欧に向けて「一インチたりとも拡大することはない」と、NATOを東方へ拡大しないことを約束している (Matveev 2000: 59-78)。NATOは首脳会議後に「変容するNATO」と題するロンドン宣言を発表し、そこでもNATOの政治化を確約している。

もつとも、アメリカは、心底CSCEの機構化を支持していたわけではない。NATO首脳会議に出席するブッシュ大統領に対するブリーフィングにおいて、ベーカーは「真の危険はCSCEである」と話したとされる (Shirinson 2016: 38)。CSCEを警戒していたのである。超大国にとってCSCEのような多国間主義の制度は思うようにならないやっかいな代物であるからだ。それでもアメリカがCSCE強化を支持し続けたのは、当面、NATOやECへの加盟の見込みのない東欧諸国を西欧に繋ぎ止め、そしてまた旧社会主義諸国への民主化支援を担う機構として活用するために、CSCEを必要としたからである。

「CSCE第一主義」

一九九〇年一月、パリで開催されたCSCE首脳会議は「新しい欧州のためのパリ憲章（パリ憲章）」を採択して閉幕する。パリ首脳会議でCSCEの機構化について合意されたのを機に、CSCEは事実上、旧東欧社会主義諸国に対する民主化支援機構として活動を始める。

ところがNATOの東方拡大の動きが具体化するにつれて、それを阻むにはOSCEを中心にした欧州安全保障体制の強化しかないことに気がついたロシアは、CSCEブダペスト首脳会議を数カ月後に控えた一九九四年夏から秋にかけて急遽、CSCEの安全保障の機構強化に向けた具体案を打ち出した。それは、①国連安全保障理事会に似た地域機構の設立、②CSCE安全保障の経済的次元、人間的次元、軍事的次元の三次元の一律強化、③OSCE域内のすべての安全保障機構をOSCEの傘下に置き、各機構の役割分担と各機構の活動の調整役をOSCEが担う、というCSCEの機構強化案であった。

EU議長国であるドイツ、オーストリア、スウェーデン、ノルウェー、フィンランドが、ブダペスト首脳会議の開催直前の一九九四年一月一六日、首脳会議での協議に向けて「CSCEと国連の関係について」と題する提案を行い、地域紛争にOSCEが優先的に対応

するという「OSCE第一主義」の機構へOSCEを発展させることを提案した。それはロシアのOSCE強化案と一脈通ずるものであった。

「二一世紀安全保障モデル」協議とロシアの敗北

(ア) 安全保障モデル協議

ブダペスト首脳会議（一九九四年二月五～六日）では、その最終合意文書でOSCE機構の全容がほぼ固まるが、NATO東方拡大へのロシアの不安を和らげるために「二一世紀に向けた共通の安全保障モデル」について協議することが取り決められた。

ブダペスト首脳会議の決定に基づいて「二一世紀安全保障モデル委員会」（以下、「安保モデル委員会」）が立ち上げられ、一九九六年三月から安保モデル委員会の協議が始まる。ロシア代表は同モデル委員会での協議に先だって、ロシアの基本方針を綴ったメモを配布している。それは、法的拘束力のある安全保障システムを確立するために、①現存の欧州地域機構および欧州大西洋地域の機構の間の「分業」体制の確立、②欧州安保理事会の確立、を骨子とするものであった。

ところが、ロシアの期待に反して、OSCE安全保障モデル協議は九六年半ばになると

停滞し、九六年一二月にリスボンで開催されたOSCE首脳会議まで具体的進展はみられなかった。アメリカはこの協議にはほとんど関わりとうとはせず、バルト三国は言うにおよばず、欧州諸国は欧州の安全保障問題に対してロシアの影響力が強化されるのを恐れ、ロシアの機構強化案には耳を貸さなくなったからである。

(イ) コソボ軍事介入(一九九九年)

安全保障モデル協議は、事実上、ロシアの敗北に終わる。ロシアを敗北に追い込むきっかけが、コソボ紛争へのNATOの軍事介入である。コソボでアルバニア人武装勢力とセルビア人勢力の間の武力紛争が激しくなり、ロシアはコソボ紛争の解決にOSCEが主導的役割を担うよう外交キャンペーンを展開した。ところがOSCEは九八年秋に紛争の監視目的でコソボへ派遣したコソボ検証ミッション(KVM)の要員一四〇〇人を、要員の安全確保が難しくなったとの理由で一九九九年三月に撤退させた。続いて三月二四日、NATOはロシアの反対を押し切って、しかも国連安全保障理事会に諮らずに、人道的危機を理由に対ユーゴスラビア空爆に踏み切った。

ロシアはKVMの早期撤退を非難するとともに、NATOの軍事介入に対する非難決議

をOSCE常設理事会で取りまとめようとしたが、失敗した。NATOの軍事介入を阻止することができなかったことに加え、地域紛争への「OSCE第一主義」対応の原則が裏切られたことから、OSCEに対するロシアの失望と不満が募った。

(ウ) 欧州安全保障憲章

OSCEへのロシアの期待を断ち切ることになる決定的な出来事が一九九九年一月にOSCEイスタンブール首脳会議で採択された欧州安全保障憲章であった。人間的次元分野での安全保障活動がOSCE安全保障活動の「中核」に位置付けられた。それに加えOSCEは他の機構との間の「協調的安全保障のプラットフォーム」に位置付けられ、「諸機構間のヒエラルヒー」もなく、「恒久的な役割分担」も行わないことが取り決められた。

欧州安全保障憲章の採択は、ロシアにとって事実上、安全保障モデル協議の敗北を意味した。OSCEの「共通・包括的安全保障」概念の「中核」に人間的次元が位置付けられたことで、OSCEは民主化支援の専門機構となり、またOSCEを頂点にした欧州安全保障機構のヒエラルヒー構想、分業・役割分担の構想は、きっぱりと退けられた。こうしてOSCEは、事実上、旧社会主義諸国に対して民主化移行を指導する安全保障機構になっ

たが、ロシアにはこのような形のOSCEを到底受け入れられない国内事情があった。

3 OSCEを受け入れられない訳

民主化と移行期正義

東欧諸国では民主革命後、国民の多くが秘密警察の秘密公文書の公開、秘密警察の職員名簿および秘密警察の協力者ファイルの公開、過去の人権侵害の責任者の訴追、さらには旧体制下の共産党指導者や秘密警察の職員の「浄化」(公職追放)を求めた。

最初に浄化を開始し、移行期正義全般に徹底して取り組んだのは東ドイツ(統一後のドイツ)とチェコスロバキア(分離後のチェコ)である。チェコスロバキアは一九九一年に浄化法を採択し、同法に基づいて秘密警察職員やその協力者の五年間の公民権停止の策をとった。その結果、四二万人以上が浄化の対象になったという。

その後、旧ソ連のバルト三国および他の東欧諸国も、移行期正義に取り組んだ。バルト三国は、人権侵害の責任者を訴追し、旧共産党幹部や国家保安委員会(KGB)職員を公職追放し、旧体制の政治的影響力を排除することに努めた。同時に、軍に対する文民統制を確立し、政軍関係の改革にも取り組んだ。ソ連のバルト三国の併合に直接関与し、長きに

わたってソ連共産党への従属を強いたKGBの存在をそのまま放置しておけば、彼らの存在が独立回復後にこれらの国の主権を直接脅かす存在となることを恐れたからである。

共産主義後のバルト三国や東欧諸国は、一九九〇年代半ばにNATO、EU、それにOSCEの支援の下で憲法に軍の文民統制を定めた。二〇〇〇年までには、すべての東欧諸国で共産党の政治エリートおよび秘密警察職員の政治参加を禁じる浄化法、また市民が秘密警察協力者ファイルへのアクセスを認める法が採択された。

移行期正義を拒むロシア

一方、ソ連の崩壊後、ロシアやベラルーシでは、移行期正義に向けた取組みは遅々として進まなかった。誰一人裁判にかけられることもなく、人権侵害の犠牲者に対する補償措置が取られることもなかった。OSCEが協調的安全保障のプラットフォームに位置付けられた一九九九年を境に、ロシアをはじめ独立国家共同体(CIS)諸国では脱共産主義化も自由化・民主化の動きも止まった。

実は、欧州国際社会は一九九〇年代を通じて旧ソ連諸国に対しても民主化、さらには移行期正義の実施を促し、指導してきた。ロシアの民主化停滞に業を煮やした欧州審議会は、

一九九六年二月のロシアの加盟に際しては特に厳しい条件付きで加盟を認めた。欧州人権条約、欧州民族マイノリティ枠組条約の一年以内の批准、国際および国内紛争の平和的解決、近隣諸国に対する武力による威嚇の禁止、ロシア連邦保安局（FSB）に関する法律の改正など、三七項目に上る条件付きで加盟を承認している。

ロシアの欧州審議会加盟が認められたことを受け、欧州審議会議員会議は一九九六年六月、「旧共産主義の全体主義体制解体措置」と題する決議を行っている。全体主義体制の制度改革の基本方針として、重要犯罪人の訴追、不当に裁かれた受刑者の名誉回復、秘密警察のファイルの公開、「浄化法」または「脱共産主義法」を制定し、旧体制を支えた政府高官の公職追放などが掲げられた。加えて、共産主義的全体主義体制の解体と民主化の実現は、確固たる「民主主義の精神」と「政治文化」の形成に裏打ちされねばならず、また政治、法律および経済の各分野の根本的な改革を断行する必要がある、そのために欧州審議会議員会議は欧米諸国に「新興の民主主義国」への支援を呼びかけた。

移行期正義の取り組みを拒む訳

しかし、ロシアの脱共産主義化も民主化も、浄化や安全保障部門改革も、一向に進展し

なかった。政治指導者の改革意志の欠如もさることながら、そうした意志の欠如の背後に旧ソ連諸国の移行期正義の実施を阻むいくつもの構造的・制度的要因があった。

何よりも旧体制の権力者がそのまま政治指導者の地位にとどまったことが一因となった。ソ連の崩壊後、バルト三国を除く旧ソ連諸国では、国政レベルでも地方レベルでも、共産党独裁体制の政治インフラの多くが引き継がれ、大統領、首相、国会議員から地方都市の首長に至るまで旧ソ連共産党や元KGB幹部がその地位を独占し、事実上、権力の継承が行われていた。一九九〇年代半ばには「オリガルヒ」と呼ばれる新興財閥が力をつけ、新興財閥による寡頭政治の基本的枠組みが出来上がる。

そして二〇〇〇年にKGBの後継機関であるロシア連邦保安局（FSB）長官のプーチンが大統領に就任した際には、元KGBやFSBの将校、または軍の将校を中心にした「シロビキ」と呼ばれる集団が政府の主要ポストに任命され、彼らは政府の主要ポストの七〇〜八〇%を占めるようになった。旧体制の政治エリートや秘密警察、軍の関係者が政府の要職に就いたことで、軍、諜報機関、警察など安全保障部門の改革の動きは阻止され、安全保障部門改革、ましてや浄化を含めた移行期正義の取り組みはなされずじまいであった。

二〇〇〇年にプーチン体制になってからのロシアは、旧ソ連諸国への影響力を維持し、

これらの国をロシアの支配下に繋ぎ止めておくため、一方で、ロシア市場へのアクセスを保証し、資源援助や時には軍事援助を行った。他方で、EUへの接近を止めようと圧力を行使し、さらにはソ連時代の社会主義体制を否定的に描くような試みを取り締まり、ロシア人に不利益を被らせるような移行期正義への取り組みを妨げてきたのである。

4 「コソボの先例」

二〇〇四年——旧社会主義国のEUとNATO加盟

浄化はもとより軍や治安機関の文民統制を含め安全保障部門改革を要請するOSCEは、ロシアの国家体制への脅威になった。しかも、二〇〇〇年代前半にはロシアの外部脅威が深刻化する。

NATOとEUの東方拡大が勢いづく、二〇〇四年三月にはワルシャワ条約機構(WTO)の旧同盟国とバルト三国のNATO加盟が認められ、同年五月にはバルト三国とチェコ、ポーランド、ハンガリーの東欧三カ国のEU加盟が認められた(ルーマニアとブルガリアは二〇〇七年に加盟)。かつて敵対した陣営が膨張し、ロシアを取り囲む事態になったのである。

旧WTO同盟国のほぼすべての国がNATOやEUに加盟したことにプーチンは激怒したと伝えられる。これを機に欧州通常戦力条約（CFE条約）からの脱退や、NATO拡大の動きに対抗するための核兵器軍事ドクトリンの再検討を含めた対抗措置が検討されるようになったのである。

二〇〇八年——コソボの独立承認とその波紋

(ア) コソボの独立

NATOのコソボ軍事介入からおよそ一〇年後の二〇〇八年二月一七日、コソボ議会は独立を宣言し、コソボの独立宣言から四日以内にアメリカをはじめ一五カ国がコソボを承認した。EUは、コソボの独立承認を、これまでの武力で独立を達成したエンティティの不承認原則や国連決議には抵触しない「特殊な事例」にあたるとの解釈を示した。

コソボの独立宣言に続き、同年春、ロシアをさらに刺激する問題が発生した。ウクライナとジョージアのNATO加盟問題である。四月二日、ブカレストで開催されたNATO首脳会議で、アメリカのブッシュ大統領（子）はウクライナとジョージアのNATO加盟を提案した。しかし、ロシアを刺激することになるとの理由で独仏がアメリカの提案に強く反

対したことから、ウクライナとジョージアのNATO加盟は当分見合わせるようになった。

案の定、プーチンは間髪入れず反論した。四月二日のNATO首脳会議での演説で、プーチンは後のクリミア併合を暗示する次のような意味深長な発言をしている。コソボと同様の立場にあるモルドバの沿ドニエストル、ジョージアの南オセチアやアブハジア、あるいはアゼルバイジャンのナゴルノカラバフなどの「疑似共和国」は、長年、ロシアの承認を求めてきた。それにウクライナの東部と南部の一七〇〇万人のロシア人の安全をいったい誰が保障するというのか、クリミアの人口九〇%を占めるロシア人の安全を誰が保障するというのかとロシア系住民の安全を問うた。続いて首脳会議直後に開かれた緊急記者会見で、プーチンはウクライナとジョージアのNATO加盟が実現すれば、ロシアはNATOと直接国境を接することになり、それはロシアの安全保障に対する「直接的脅威となる」と、強い警戒感を露わにした。

ジョージア戦争——コソボへのNATO軍事介入との比較

NATOブカレスト首脳会議から四か月後の二〇〇八年八月七日、二一世紀最初の戦争であるロシアとジョージアの戦争が始まる。ロシアはジョージア政府の弾圧の下で「人道

的危機下にあった」とされるロシア人の救済を目的に、当時国連で議論されていた「保護する責任」論を援用して軍事介入を正当化しようとした。

八月二六日、ロシア議会がアブハジアと南オセチアの独立を承認した際に、ロシアのメドベージェフ大統領（当時）は、ロシア議会でその承認理由について次のように述べている。

ソ連からの分離独立以降、アメリカとOSCEに支援されたジョージア政府は、南オセチアやアブハジアの人々を迫害し、ジェノサイドを犯し、さらにロシアのPKO部隊に攻撃さえしかけた。それに対して抵抗する両国の人々は、幾度にもわたって住民投票を実施して独立の意思を表明してきた。ロシアは国連憲章およびヘルシンキ宣言、⁽²⁾その他の国際取り決めに認められている自決権の行使として両国の独立を承認する。

これに対して欧州審議会は、ジョージア戦争の平和的かつ恒久的な解決は国際法およびヘルシンキ宣言の主権尊重、領土保全に関する諸原則の尊重、並びに国連安全保障理事会の決議に基づいて行わなければならない、とロシアの一方的承認を非難するとともに、他の加盟国に対して南オセチアとアブハジアの独立を承認しないよう呼びかけた。

二〇一〇年——国際司法裁判所の勧告的意見

コソボの独立承認をきっかけに、それまで封印されていた非承認エンティティの承認問題が再燃した。コソボの独立宣言から二年後の二〇一〇年七月、国連総会の求めに応じて国際司法裁判所は、国連安全保障理事会のこれまでの実践からして国連は一方的な独立宣言を禁じているとは言えず、また一般的に国際法は独立を宣言することを禁止しているとは言えず、よってコソボの独立は国際法上、違法とは言えないとの趣旨の勧告的意見を取りまとめた。

コソボの独立は違法とは言えないとする国際司法裁判所の勧告的意見は、スルプスカ共和国（ボスニア・ヘルツェゴビナ）のセルビア人指導者をはじめ、アブハジアと南オセチア、ナゴルノカラバフなどの独立の機を窺う各地の非承認エンティティの民族指導者に再び希望を与えるものであった。

二〇一四年——ウクライナ併合の論理

ジョージア戦争に続き、二〇一四年にはウクライナ東部で武力紛争が始まる。同年二月のウクライナのユーロ・マイダン革命を機にクリミア自治共和国とセヴァストポリ特別市

は、三月一六日にロシアへの併合の賛否を問う住民投票を実施した。その結果、三月一七日にクリミアの最高会議はウクライナからの独立を宣言し、翌一八日、クリミアはロシアとの間で併合条約を結び、クリミアはロシアへ併合された。

クリミアでの住民投票を受けて、三月一八日、クレムリンで演説したプーチンはクリミア併合の正当性について次のように述べている。「人口の八二%をロシア人が占めているクリミアは、歴史的にも民族的にもロシアの一部である。クリミアの独立は国連憲章が定める「民族の自決権」の行使に他ならない」。ウクライナがソ連から分離独立した際に、クリミア自治共和国も住民投票を行い、独立を宣言した。それにもかかわらず、クリミアの自決権は否定された。セルビアからのコソボの独立は、ちょうどクリミアが行ったように、中央政府の許可なくして一方的に独立が認められた事例である。

また、三月二八日、クリミアの住民投票の正当性を審議した国連安全保障理事会の席上でロシアのチュルキン国連大使は、人民の自決権について次のように論じている。自決権は、国連憲章第一条に規定され、その後、ヘルシンキ宣言などで確認されている人民の権利であり、国内でもはや共生が不可能となった際に人民が分離独立を求めて行使することができる特別措置である。これまでの多くの事例が示す通り、自決権とは中央政府の同意

なしに行使できる権利である。

ウクライナ侵攻の前日の二〇二二年二月二日、ロシアは「ドネツク人民共和国」と「ルガンスク人民共和国」との間で友好相互援助条約を結び、これらの国をロシアの支配下に置くことで実質的に集団安全保障体制の枠組みを整えた。そしてウクライナ侵攻から半年後の二二年九月二三―二七日、ドネツク人民共和国、ルガンスク人民共和国、ザポリージャ州、ヘルソン州のウクライナ四州は、ロシアへの併合の賛否を問う住民投票を実施し、翌九月三〇日、ロシアは同上四州の併合を宣言した。

人道的干渉によって民族同胞を救済し、救済された人々は住民投票を通して人民の自決権を行使して独立を宣言する。そして民族同胞はロシアへ併合される。これが「コソボの先例」から学んだ、ロシアの領土拡張の方式である。

ロシアはなぜOSCEと対決し、孤立の道を選んだのだろうか。欧州安全保障体制の要にOSCEを位置付けようとしたロシアの期待は、OSCEが旧ソ連圏諸国の民主化支援機構に位置付けられたことから、裏切られた。自由化も民主化も後退させていたロシアには、OSCEの安全保障活動はとうてい受け入れられるものではなかった。プーチン体制

の脅威となったからだ。

ロシアが孤立したのは、アメリカの「二重戦略」が奏功した結果でもある。アメリカはソ連と交わしたNATOの東方不拡大とNATOの政治化の約束を違え、旧WTOに属した東欧諸国すべてを取り込んだNATOと同じく東方拡大することで強化した経済ブロックEUが、ともにロシアの国境に迫り、ロシアを取り囲んだ。プーチン体制は国家安全保障上のみならず、国家体制安全保障上も脅威にさらされることになった。

ウクライナだけは是が非でもロシアの影響下に置くために、「特別軍事作戦」が決行された。ところが特別軍事作戦の失敗で、ロシアのウクライナ戦争の目的はロシア人の集中する領土併合に切り替えられた。その戦術に「コソボの先例」が用いられたのである。武力行使によって人道的危機の下にある人々を救済し、救済された人々が人民の自決権の行使の証に住民投票を実施し、独立が認められるというのが「コソボの先例」である。しかも、人民の自決は事実上、民族自決権へと変容させられた。独立を宣言すると、そこで民族同胞との併合が待ち受けている。こうして少数民族を民族同胞が併合するという領土拡張の新模式が誕生したのである。

- (1) “Putin tells UN chief Kosovo set Donbass precedent,” <https://www.rt.com/russia/554574-putin-kosovo-un-chief/> (last visited, May 3, 2023).
- (2) Statement by President of Russia Dmitry Medvedev. President of Russia (Kremlin.ru) (last visited, August 19, 2023).

《参考文献》

- 吉川元 (二〇二二) 「共産主義後の移行期正義と安全保障部門改革、1900—2014年」『広島平和研究』第一〇号
- 吉川元 (二〇二四) 「『コンボの先例』と人民の自決——ロシアの領土拡張主義の形成過程の考察」『広島平和研究』第一一号
- 玉井雅隆 (二〇二二) 『欧州安全保障協力機構 (OSCE) の多角的分析——「ウィーンの東」と「ウィーンの西」の相克』志學社
- Ghehali, Victor-Yves (2005), Growing Pains at the OSCE: The Rise and Fall of Russia's Pan-European Expectations, *Cambridge Review of International Affairs*, vol. 18, issue 3, 375–388.
- Matveev, Alexander (2000), The OSCE Identity Crisis, *OSCE Yearbook 1999*, Baden-Baden: University of Hamburg, 59–78.

- Shirinson, Joshua R. (2016), Deal or No Deal? The End of the Cold War and the U.S. Offer to Limit NATO Expansion, *International Security* vol. 40, no. 4, 7-44.
- Zagorski, Andrei (1998), Russia's OSCE Policy in the Context of Pan-European Developments, *OSCE Yearbook 1997*, Baden-Baden: University of Hamburg, 45-51.

《より深く知るために》

- 吉川元（一九九四）『ヨーロッパ安全保障協力会議 CSCE——人権の国際化から民主化支援の発展過程の考察』三嶺書房
- Allison, Roy (2014), Russian Deniable Intervention in Ukraine: How and Why Russia Broke the Rules, *International Affairs*, vol. 90, no. 6 November.
- Godzimirski, Jakub M. (2009), Russia and the OSCE: From High Expectation to Denial? Rowe, Elana Wilson and Stina Torjesen, eds., *The Multilateral Dimension in Russian Foreign Policy*, London: Routledge.
- Zellner, Wolfgang (2005), Russia and the OSCE: From High Hopes to Disillusionment, *Cambridge Review of International Affairs*, vol. 18, Issue 3.

第6章 ウクライナにおける戦争と原子力施設への攻撃

——冷戦の延長戦、あるいはリターンマッチか？

友次 晋介

ロシアは二〇二二年二月二四日、ウクライナに対して軍事侵攻を開始した。この侵攻の中でロシア軍はウクライナの三つの民生用核施設を攻撃した。まず、軍事侵攻の初日、ロシア軍はソ連時代に大事故を起こした四号機を含むチヨルノービリ（ロシア語名チェルノブイリ）原子力発電所（原発）を攻撃し、一時制圧した。続いてロシア軍は、同年三月四日、ウクライナ南部にあるヨーロッパ最大規模のザポリージャ原発を攻撃し、さらに三月六日には、国立ハルキウ（ロシア語名ハリコフ）物理技術研究所を攻撃し、この研究所内にある実験用の加速器駆動未臨界炉（低濃縮ウランを用いる）を完全に破壊した。本稿では、ウクライナ

において、そもそもどのような原子力利用がなされてきたのか、また、そうした中でロシアのこの度の軍事侵攻におけるウクライナの核施設に対する攻撃がいかに国際法に反したものであったかということについて論じつつ、これまで西側諸国がウクライナの原子力事業にいかに関与してきたのかということを議論する。そのうえで、今回のロシアの軍事侵攻が何を象徴的に示しているのかを論じたい。

1 チョルノービリ原発への攻撃

二〇二二年の軍事侵攻開始初日にロシア軍が行ったチョルノービリ原発への攻撃に際し、ロシア国営タス通信は、ロシア軍がこの原発を攻撃したのは、ウクライナが使用済核燃料からプルトニウムを抽出し、核爆発装置を完成させる直前だったからであると示唆する報道をした。しかし、ウクライナにはプルトニウムを抽出する再処理施設などは最初から存在しておらず、同国は批准した国際原子力機関（IAEA）追加議定書（核兵器不拡散のため民生原子力施設の保障措置を強化したもの）に基づいて、浸透力のある国際査察を受諾している。したがって、上記のようなタス通信の報道は言いがかり以上のなものでもなく、単にロシアの国内向け宣伝であるか、あるいは、かつて大量破壊兵器の存在を理由にイラクに侵

攻めた米国へのあてつけの意味があるのかもしれないが、よもやウクライナの《核武装への野心》をくじくことが、ロシア軍の施設への攻撃の本当の理由だったとは到底考えられない。

ところで、周知のとおりであるが、一九八六年に大事故を起こし、高濃度に汚染されたチヨルノービリ原発四号機には、「石棺」と呼ばれるコンクリート製の巨大な覆いが被せられていた。だが、この石棺が老朽化し、崩壊の危機に陥っていたことから、撤去する必要が生じ、まず石棺と四号機原子炉を丸ごとすっぽり覆う「新安全封入構造体」(NSC: New Safe Confinement) が構想された。こうしてNSCは二〇一六年に建造、定置され、二〇一八年に竣工した。高さ一〇八メートル、長さ一六二メートルにもなるこの巨大な構造体は、フランスのブイグ建設 (Bouygues Travaux Publics) とヴァンシ建設 (VINCI Construction) を中心とするコンソーシアム「ノヴァルカ」(NOVARKA consortium) が受注したものであった。(なお、ノヴァルカにはその他、ドイツに拠点を置くホッホテューフ建設 (Hochtief AG) と大手電力・ガス会社であるRWE社も参画した)

チヨルノービリ原発へのロシア軍の攻撃は、このNSCに損傷を与えるものではなかったものの、攻撃は発電所のサイト全体に向けられ、これによって発電所を安全に管理する

ための外部からの電力供給が一時的に失われた。問題はチヨルノービリ原発一号機―三号機（四号機のような重大事故は起こしていないが、同じ炉型の原子炉であるので廃炉作業中）の使用済核燃料、放射性廃棄物が貯蔵されている設備への電力供給も失われ、プールの冷却ができなくなる恐れがあったことである。

これらチヨルノービリ原発の三基の原子炉からの使用済燃料については、二〇二五年までに乾式中間貯蔵施設（ISF―2）に移送されることとされているが、二〇二二年の時点ではその多くがプール式の中間貯蔵施設（ISF―1）に貯蔵中であつた。なお、新鋭のISF―2は、欧州復興開発銀行（EBRD）および日本を含むドナー各国の協力で建設されたものである。四億ユーロを要したこの乾式中間貯蔵施設は、ベルギー、カナダ、デンマーク、欧州連合（EU）、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリア、日本、オランダ、ノルウェー、ロシア、スウェーデン、スイス、ウクライナ、英国、米国が資金を拠出し、米国のホルテック・インターナショナル社が受注した。

ウクライナはかつて、旧ソ連を横断する核燃料サイクル事業の一部分（本章四節で後述）を担っていたが、「新安全封入構造体」（NSC）であれ、中間貯蔵施設であれ、チヨルノービリ原発の言わば《後始末》において西側諸国の関与が大きくなってきていた。チヨルノー

ビリ原発の攻撃後、ロシア側は、隣国ベラルーシから電力供給を復旧したと発表した。意図は不明であるが、ロシア軍は原子力施設を人質に取る腹積もりだった可能性が高い。同時に、ロシア軍の攻撃はウクライナの西側諸国との関係の深化を断ち切ろうとするものでもあったと言えよう。同軍はしかし、二〇二二年三月三〇日になってチヨルノービリ原発から突然撤退した。そのこととの関係性は不明だが、ロシア軍の兵士は撤退直前、適切な防護をせず、汚染された「赤い森」で作戦行動をとったため、放射線被ばくしたと伝えられた。いずれにせよ、同原発の管理はウクライナのもとに戻った。

2 ザポリージャ原発への攻撃

二〇二二年三月四日、ロシア軍はウクライナ南部にある欧州最大規模のザポリージャ原発を攻撃し、これを制圧した。二〇二四年四月現在、なおも管理下に置いたままである。この原発は、一九八〇年代から九〇年代にかけて順次運転を開始したロシア製の軽水炉六基（旧ソ連時代の設計のロシア型加圧水型軽水炉「VVER」とよばれる形式）から構成されている。これは、減速材に黒鉛を用いる黒鉛減速沸騰軽水圧力管型原子炉（RBMK）を採用しているチヨルノービリ原発とは大きく異なる形式の原子炉であり、西側諸国でも広く普及して

いるものである。攻撃を受けたのは原子炉建屋ではないものの、もし砲撃で全電源喪失という事態になれば、原発が深刻な危険にさらされる可能性があった。

武力紛争時にやって良いことと、やって良くないことを規定する「国際人道法」分野に位置づけられるジュネーブ諸条約の第一追加議定書（一九七八年発効）では、次の通り規定されている。

危険な力を内蔵する工作物および施設、すなわち、ダム、堤防および原発は、これらの物が軍事目標である場合であっても、これらを攻撃することが危険な力の放出を引き起こし、その結果文民たる住民の間に重大な損失をもたらすときは、攻撃の対象としてはならない。

ロシア軍によるザポリージャ原発への攻撃は、二〇二三年六月の同軍によるウクライナ南部ヘルソン州のカホフカ水力発電所（貯水量一八二億立方メートル、琵琶湖の貯水量二七五立方メートルの六七%にあたる）への攻撃と同様にして、国際法違反の疑いが極めて濃厚であろう。軍事侵攻を受けた側の原発が、攻撃をした側の管理下にあるというのは、被攻撃国にとつ

て《人質》のような存在である。ウクライナがこの原発を取り戻すためには相当な注意が必要になるからである。ザポリージャ原発にミサイルが直撃し、様々な条件が重なり全電源喪失して爆発するようなことがあれば、福島第一原発の事故と同様のことが起きる可能性もあるだろう。米国の非営利シンクタンク「カーネギー平和財団」のジェームズ・アクトン (James Acton) は二〇二二年三月一〇日の論考で、ザポリージャ原発への攻撃があった場合、その被害は、チオルノービリ原発のかつての重大事故のような、欧州大陸全般に影響が及ぶ規模にはならないであろうが、やはり深刻な環境汚染を引き起こした福島の事故のレベルのことは起こり得ると述べている。ロシアにとって、ウクライナの反転攻勢を阻止するうえで、ザポリージャ原発を制圧することには戦術的意味があったのである。加えてロシア軍によるザポリージャ原発の制圧は、西側諸国に傾倒したウクライナ、そして西側諸国に対抗するという象徴的な意味もあった。ウクライナの原子炉、運転可能な軽水炉は、旧ソ連の設計の原子炉であるにもかかわらず、米国のウェスティングハウス (WH) 社の核燃料が順次装荷されることになっていたからである。西側諸国の原子力事業はロシア起源のウラン燃料にかなりの程度依存している。ところがロシアは、自らの勢力圏と見なしているウクライナの原子力事業を西側諸国の企業が受注した場合には、西側の企業が口

シアの原子力ビジネスに依存するときのように、純粋な商業行為とは見なさないのである。核燃料をめぐる鏑迫り合いについては、本稿第四節において後述する。

3 国立ハルキウ物理技術研究所へのロシア軍の砲撃

冷戦後、ウクライナの研究施設の民生転換を資金面、技術面で後押ししてきたのは、日本を含む西側諸国であった。国立ハルキウ物理技術研究所の事業も、そうした西側諸国の支援に依ってきた。ウクライナでは、冷戦直後、研究施設の財政難から、協定核兵器や生物兵器、化学兵器といった大量破壊兵器とそれらのミサイル発射システムに関する技術や資機材、そして専門知識を有する多くの人間が、第三国へと流出する危険があった。ウクライナの研究所に対し行ってきた西側諸国の支援は、そもそも大量破壊兵器の不拡散努力の一環でもあったことは、改めて思い起こす必要のある歴史的な事実である。

ウクライナとカナダ、スウェーデン、米国は一九九三年一〇月一五日、ウクライナ科学技術センター（STCU）設立に関する協定に署名した。一九九八年一月にはEUがスウェーデンに代わってSTCUに正式に参加したほか、日本も資金を提供するようになった。重要なのは、ロシア軍が砲撃した国立ハルキウ物理技術研究所も、STCUから資金

援助を受けていたということである。そして同研究所の敷地内にある実験用加速器駆動未臨界炉も、研究所の民生転換を支援するための米国の協力によるものだった。

実は国立ハルキウ物理技術研究所における実験用加速器駆動未臨界炉建設への米国の支援は、米国のバラク・オバマ (Barack Obama) 大統領 (当時) が二〇一〇年四月、ウクライナで親露派と目されたヴィクトル・ヤヌコーヴィチ (Viktor Yanukovich) 大統領 (当時) と共同声明を出したことに端を発している。この声明に基づき、米露とウクライナ、そして IAEA は、二三四キログラムの高濃縮ウラン (HEU) 核テロ対策や核兵器不拡散上、問題視されている核物質である) をウクライナ国内から撤去していくことで合意した。二〇一〇年五月、最初の五六キログラムがキーウ原子力研究所 (KINR) から搬出開始され、二〇一〇年一二月に搬出完了した。次に二〇一〇年一二月には、さらに一六キログラムについてハルキウ物理技術研究所から搬出された。また同じころ、二五キログラムについて、セバストポリ大学から、また一〇キログラムについてキーウ原子力研究所から搬出完了した。そして、米国アルゴンヌ国立研究所はその見返りとして、二〇一三年一〇月に中性子源の実験用加速器駆動未臨界炉を国立ハルキウ物理技術研究所に提供したのだった。なお、日本も旧ソ連非核化協力事業の一環として、ハルキウの同研究所の核セキュリティ強化を目的

に一・七三億円相当を支援した。つまり、これら民生転換と、そのための周辺の努力を、ロシアは大量破壊兵器の研究開発支援の証左だと主張していることになる。ロシア外務省は三月八日に声明を発表し、そもそもウクライナの諜報機関と過激派が原子炉を不正操作して挑発してきたのだと主張した。しかし、以上のような歴史的経緯に鑑みれば、ロシア軍の主張が単なる言い訳であるということは明らかである。

4 西側諸国に傾斜しつつあったウクライナの原子力事業

ウクライナはチヨルノービリ原発の重大事故があったにもかかわらず、原子力発電への依存度が非常に高い国の一つである。しかし、ウクライナの原子力事業におけるロシアの影響力は、二〇一四年二月のウクライナにおけるユーロ・マイダン革命と、同年三月に完了したロシアによるクリミア半島の強制併合のちに急速に姿を消した。ロシアと替わって存在感を一層増すことになったのが、チヨルノービリ原発の廃炉、安全支援と、代替電源たる新たな原発建設支援を行ってきた西側諸国であった。原子力発電への依存がなければ、そもそも憂慮すべきロシア軍の関連施設への攻撃もなかったわけであるから、(むろん、一義的な責任はロシアにあるが)、西側の原発建設支援の事実についてはよく踏まえておく必要が

あろう。

黒鉛減速沸騰軽水圧力管型原子炉（RBMK）からロシア型加圧水型軽水炉（VVER）への転換と西側諸国の支援

二〇二一年、ウクライナにおける総発電量は八万六二〇六ギガワットアワー（GWh）であったが、原子力発電はそのうち五五％を占めていた。チョルノービリ原発の重大事故の後にもこのような高い原子力依存が維持されているのは、この国の原子力発電利用に対する意外なほどにも肯定的な世論があった。例えば、ウクライナ全国エコロジーセンター、独フリードリヒ・エーベルト財団、キーウ国際社会学研究所による二〇一五年の世論調査では、脱原子力への支持は二四％にとどまった。

しかし、高い原子力依存がウクライナで維持されているのは、チョルノービリ原発なきあとの代替電源にやはり原子力が選ばれ、これを西側諸国が支援したことが、また大きな理由でもあるだろう。一九九五年一二月、ウクライナ政府は、先進七カ国（G7）との間に「チョルノービリ型の原発の閉鎖を含むウクライナのエネルギー部門再編支援の枠組みに関する覚書」を締結した。この覚書の中で、ウクライナは事故を起こしたチョルノービリ原

発一号機、そして事故を起こしてはいないが、同じ炉型の二—四号機について全て二〇〇〇年までに廃止・閉鎖することを約束し、西側諸国はその見返りとして代替電源の確保のための資金の援助を行うことで基本的に合意した。この代替電源の確保のための資金援助は、欧州復興開発銀行（EBRD）が担った。そして同合意に基づいてウクライナは、代替電源として旧ソ連時代から建設中だったフメリニツキー原発二号機とリウネ原発の四号機の完成を目標に設定したのだった。

両原子炉ともに、西側諸国の資金によってロシア型加圧水型軽水炉（VVER）が建設された。西側諸国としては、安全に問題のあるチヨルノービリ原発型の黒鉛減速沸騰軽水圧力管型原子炉（RBMK）ではなく、世界的にも普及している加圧水型軽水炉のVVERのほうが、ましであるとの判断があった。前者、すなわちフメリニツキー原発ではさらに三号機（同様にロシア製）が建設され、四号機も建設計画が進捗しているが、四号機については、二〇二二年八月に契約変更が行われ、ロシア製VVER—1000（二〇〇万キロワット級の比較的新しいVVER）ではなく、米国WH社のAP1000が建設される運びとなっていた。

ロシアとの原子力事業との再一体化をめぐる国内対立

ウクライナの原子力事業は、西側諸国との関係を深めてきた。同国の原子力事業をめぐつては、政治的な対立が、国家としての独立以来ずっとあった。例えば二〇〇七年、親露派の政治家アンドレイ・デルカッチ (Andrii Derkach) が原子力産業複合体ウクラトムプロムの設立法案を準備した。その背景には、新会社によって、ロシアと原子力事業を再び一体的に進めようとするデルカッチの目論見があった。彼は同年六月、ロシアの国営原子力公社のセルゲイ・キリエンコ (Sergei Kirienko) 総裁と、独断的に協定を締結した。これは国家を代表しての協定ではなく、個人の資格で結ばれた不自然な合意であったとの批判があった。デルカッチの動きを阻止したのは、親欧米的な人物と目されたヴィクトル・ユシチェンコ (Viktor Yushchenko) 大統領だった。ユシチェンコは新会社の設立法案そのものを葬った。

ロシアの安全保障政策に詳しい米国の専門家ギャビン・ワイルド (Gavin Wilde) とサイバー安全保障に明るいジャスティン・シャーマン (Justin Sherman) が、米国外交問題評議会 (CFR) の二〇二二年三月一七日付ブログに発表した論考によれば、デルカッチは、クレムリンから指令を受けて、米国の政治に干渉するようなことをしていた。具体的には当

時、副大統領であったジョー・バイデン (Joe Biden) の息子がウクライナにおいて好ましくない活動をしてきたということに關し、バイデンがこの話をもみ消すべく何かしらの圧力をかけた、という噂を工作していたのだという。曰く、

ウクライナの国会議員、ロシア諜報機関アカデミーの卒業生、ウクライナのかつての諜報部長の息子であるアンドレイ・デルカッチなど、多くのクレムリン工作員がウクライナ、或いはウクライナにおける過去のロシアによる干渉に關係があった。デルカッチはクレムリンから指示を受け、当時のバイデン副大統領とウクライナのポロシエンコ大統領の間で汚職の操作された「証拠」を提供した。

「証拠」拡散の具体的手法などは不明であるが、ウクライナの国内における原子力事業の再編やロシアとの事業の一体化をめぐる情報戦が進行していたことは間違いなく、米政府はその中心人物を、デルカッチと目していたことは確かである。米財務省はウクライナへのロシアの軍事侵攻が始まる以前の二〇二〇年九月一〇日、米国の選挙に介入を試みたとして、デルカッチに対する制裁を科したことを公式発表している。

核燃料の調達先をめぐる対立

原子力事業をめぐるウクライナ国内の角逐は、原発のための核燃料の調達をめぐつても見られた。ウクライナにおける核燃料は、二〇〇〇年代から米国に拠点を置くWH社製のものが次第に多く使われるようになってきていた。二〇〇五年、南ウクライナ原発にWH社の核燃料が実験的に装荷され、二〇一〇年には、スウェーデンの都市ベステルオース(Vasterås)にあるWH社保有の施設で加工された核燃料が、より大規模に南ウクライナ原発に試験的に装荷された。

ところが原子力安全規制を司っていた、ウクライナ国家原子力規制検査局(SNRI)のミハイル・ガシェフ(Mikhail Gashev)第一副長官は、WH社製の核燃料をロシア製のVV ER形式の原発に装荷することには極めて批判的であり、二〇一二年には同社製の使用を禁止する決定を下す。

しかし、二〇一四年二月にウクライナでユーロ・マイダン革命が起こり、ロシア寄りのヤヌコーヴィチ大統領がロシアへの事実上の亡命を余儀なくされ、オレクサンドル・トゥルチノフ(Oleksandr Turchynov)大統領代行が就任した。こうした中でウクライナの国営原子力公社エネルギーアトム(EnergoAtom)はWH社との契約を回復し、二〇二〇年までに燃

料装荷することで基本合意した。政変後、トゥルチノフ大統領代行のもと挙国一致内閣の首班となったアルセニー・ヤツェニユク首相は、ロシアの影響力の排除を進めた。二〇一四年一〇月、彼はWH社製の核燃料の使用禁止を決定したガシェフを含む、三九人の親露派高官の解任を発表した。そして二〇二〇年、ウクライナの全原発に将来装荷する核燃料の全量がWH社製のものとなることが決定された。二〇二二年一〇月六日、ロシアのプーチン大統領は制圧下に置いたザポリージャ原発をロシア連邦の資産とし、ロシアの国有とするという大統領令に署名した。ロシアインタールファックス通信二〇二二年一〇月二日付記事によれば、ロシア国営原子力公社ロスアトム (Rosatom) のアレクセイ・リハチヨフ (Aleksei Likhachev) 総裁は、「ザポリージャ原発には今後は全てロシア製の燃料を使う」と語った。米国に対する意図返しの意味もあるであろう。

ソ連全体の《核燃料サイクルの帝国》の終焉

かつてウクライナの原発VVERの使用済核燃料はロシアに移送され、一部については再処理されていた。VVERの中でも比較的出力が小さく、旧型のVVER-440 (リウネ原発一号機と二号機に採用) から生じた使用済核燃料は、ロシアのチェリアピンスクにあ

る再処理施設RT1に送られて再処理され、ウランおよびプルトニウムを回収していた。回収されたウランはロシア国内のRBMKに使用される一方、取り出されたプルトニウムはカザフスタンにかつてあった高速増殖炉BN-350、およびロシア国内の現役の高速増殖炉BN-600に装荷されてきた。ロシア製の核燃料を利用していたウクライナは、使用済核燃料をロシアに移送しており、原子力事業の《上流》部分たるフロントエンドも、《下流》部分たるバックエンドもロシアに依存していた。ロシアは使用済核燃料を再利用するという《閉じた燃料サイクル》を構成する国である。伝統的にウクライナの原子力事業は、言わばソ連全体の《核燃料サイクルの帝国》の一部を構成していたとも言えよう。そのため、ウクライナに留め置く使用済核燃料の中間貯蔵の容量は大きくはなかつた。

ところが冷戦後、ウクライナの使用済核燃料はロシアに《返還》されなくなったため、中間貯蔵の能力を増やす必要が生じた。こうした中、ウクライナの集中中間貯蔵施設(CSSF)の設計と建設を受注したのは、上述の米国企業ホルテック・インターナショナル社であった。同社は、顧客であるウクライナの原子力公社エネルギーゴアトムと共同で、ISF-2の建設プロジェクトとは全く別に、同国のCSSFを完成させ、二〇二三年一月一九日に運転を開始した。同施設は、ウクライナで稼働中のVVER型原子炉から

使用済核燃料を受け入れ、貯蔵することを想定している。

これに加えて二〇二三年四月二一日のホルテック・インターナショナル社の発表によれば、同社は二〇二九年三月までに原子炉出力を最小限に制御し、系統に接続することを目標とした最初の小型モジュール炉SMR-160のパイロットプロジェクトをウクライナにおいて実現させるための協力協定を、エネルギーアトムとの間に署名したという。ロシアが苛立ち、ウクライナを圧迫すればするほど、ウクライナは抵抗し、その商業活動を西側に依存しようとするであろう。その循環がウクライナにおいて看取されるのである。

5 対立の縮図としての原子力事業

自由な経済活動と自らの価値観のロシア勢力圏への拡大を画策する米国の態度が、冷戦の一端であることを示唆した左派外交史家ウィリアム・A・ウィリアムズ（William A Williams: 一九二一年—一九〇年）が、今の時代に生きていければ、二〇二二年二月に始まったロシアのウクライナの軍事侵攻をどのように見たであろうか。

無論、グローバル化経済の恩恵を受けている今日のロシアと、冷戦前夜のソ連を比較することは適切ではない。世界の原子力ビジネスにおいてロシアは積極的に商談を進めてい

る。特に原発の運転に必要なフロントエンド、ウラン濃縮においてその存在感は圧倒的であり、世界原子力協会によれば二〇二〇年の世界のウラン濃縮生産量の実に四六%（二万七七〇〇SWU/年・SWUとは、ウランを濃縮する際に必要となる仕事量の単位）がロシアによるものである。二〇二一年には米国における濃縮の役務の二八%をロシアが提供しており、二〇二〇年にEUに持ち込まれた天然ウラン一万二五九二トン・ウラン（金属ウラン重量を示す単位）のうち、二五四五トン・ウラン（二〇・二二%）がロシア原産であった。とは言え、ロシアが西側諸国とりわけ米国に抱く不満、怒りというものは——仮にそれがどれほどまでに不当なものであったとしても——恐らく現実には存在し、国際法違反も厭わない、彼らの攻撃的行動を惹起させている有力な要因であることは確かなことのように思われる。

現に米国はロシアが勢力圏と見なすウクライナの原子力事業を、結果として突き崩してきたのである。ロシア政府は、この流れを反転させるかのように、制圧下においてザポリージャ原発へのロシア製核燃料の装荷方針を宣言した。もともと米国や日本を含む西側諸国は、ウクライナのチョルノービリの後始末や、これに代わる原発の新設を資金面、技術面で後押ししてきた。既設のロシア設計の原子炉にさえ、軍事侵攻直前には米系企業のWH社が核燃料を全量納入することになっていた。ロシアはこれを不満としてきたのである。

ウクライナでもロシアとの紐帯を重視する親露派の政治家、高官たちがおり、原子力事業の西側諸国の影響力増大に抵抗してきた。こうした人たちの影響力はユーロ・マイダン革命を契機に低下した。二〇二二年からのロシアによるウクライナへの全面的な軍事侵攻は、伝統的紐帯を断ち切り、西側に接近するウクライナへのロシアの苛立ちを象徴していたのである。

追記 本稿は以下の拙発表の内容を加筆、再構成したものである。

広島市立大学・広島平和研究所主催二〇二二年度連続市民講座「広島からウクライナ戦争を考える」第四回「ウクライナにおける戦争と原子力施設への攻撃」（二〇二三年一月一〇—一六日配信）（講師 友次晋介）

友次晋介「ロシア—ウクライナ戦争と核施設への攻撃の含意——「核燃料サイクルの帝国」と「規制帝国」の衝突のゆくえ」『放射性廃棄物問題第6回研究会』（二〇二二年六月二五日オンライン研究会）（科学研究費基盤研究（C）21K01304 代表：小野一）（招待）

《参考文献》

- 旧ソ連非核化協力技術事務局「ハリコフ物理技術研究所核セキュリティ強化支援(二〇二一～二〇二四年)」
(http://www.tecsec.org/?page_id=383 二〇二四年三月一五日閲覧)
- 在日フランス大使館ウェブサイト(二〇一六年一月三〇日)「ウクライナのチェルノブイリに新アーチ型格納施設」(フランス外務・国際開発省報道官 二〇一六年一〇月二九日) (<https://jpambfrance.org/article10810> 二〇二四年三月一五日閲覧)
- BBC(二〇二二年四月二一日)「解放されたチョルノービリ原発にBBC記者 ロシア兵は「赤い森」に塹壕」(<https://www.bbc.com/japanese/video-61063495> 二〇二四年三月一五日閲覧)
- ロイター通信(二〇二〇年九月二一日)「米、選挙介入疑惑でウクライナのデルカッチ議員ら四人に制裁」(<https://jp.reuters.com/article/world/4idUSKBN2613EN/> 二〇二四年三月一五日閲覧)
- Gavin Wilde and Justin Sherman, "Ukraine Offers Lessons for Russia's 2024 Election Interference" Council on Foreign Relations Blog post on March 17, 2022, <https://www.cfr.org/blog/ukraine-offers-lessons-russias-2024-election-interference> (last visited, July 4, 2024).
- Holtec International Press Release (April 21, 2023), "Ukraine's Energoatom and Holtec International Sign Cooperation Agreement to Deploy SMR-160 Reactors in Ukraine": <https://holtecinternational.com/2023/04/21/ukraines-energoatom-and-holtec-international-sign-cooperation-agreement-to-deploy-smr-160-reactors-in-ukraine/> (last visited, March 15, 2024).

Interfax (October 12, 2022), “Zaporozhye NPP to use Russian fuel – Rosatom”: <https://interfax.com/newsroom/top-stories/83795/> (last visited, March 15, 2024).

National Ecological Center of Ukraine et al, “Attitudes of Ukrainians Toward Nuclear Energy Results of All-Ukrainian Social Survey: Summary 2015”: https://necu.org.ua/wp-content/uploads/2016/04/Social-Survey-on-Nuclear-Energy-in-Ukraine-NECU_eng.pdf (last visited, March 15, 2024).

Nuclear Newswire (December 21, 2023), “Ukraine commissions first consolidated interim storage facility for spent fuel”: <https://www.ans.org/news/article-5624/ukraine-commissions-first-consolidated-interim-storage-facility-for-spent-fuel/> (last visited, March 15, 2024).

Reuters (September 30, 2020), “Westinghouse signs expanded Ukraine nuclear fuel deal”: <https://www.reuters.com/article/us-ukraine-energy-westinghouse-idUSKBN26L25B> (last visited, March 15, 2024).

TASS (March 6, 2022), “Execution of ‘nuclear Ukraine’ project was mere months away, source says”: <https://tass.com/politics/1417733> (last visited, March 15, 2024).

TASS (March 7, 2022), “Ukrainian military to blow up experimental nuclear reactor at Kharkov Institute – ministry”: https://tass.com/defense/1418059?utm_source=google.co.jp&utm_medium=organic&utm_campaign=google.co.jp&utm_referrer=google.co.jp (last visited, March 15, 2024).

The US Department of State Press Release (March 14, 2022), <https://www.state.gov/disarming-disinformation/kremlin-disinformation-bulletin-2/> (last visited, March 15, 2024)

The US Department of the Treasury Press Release (September 10, 2020), <https://home.treasury.gov/news/>

press-releases/sml1118 (last visited, September 2, 2024).

Ukraine Offers Lessons for Russia's 2024 Election Interference Blog Post by Gavin Wilde and Justin Sherman, Guest Bloggers, Council on Foreign Relations, March 17, 2022 1:06 pm (EST) <https://www.cfr.org/blog/ukraine-offers-lessons-russias-2024-election-interference> (last visited, March 15, 2024).

White House Press Release (March 27, 2012), "FACT SHEET: Ukraine Highly Enriched Uranium Removal": <https://obamawhitehouse.archives.gov/the-press-office/2012/03/27/fact-sheet-ukraine-highly-enriched-uranium-removal> (last visited, March 15, 2024).

World Nuclear Association (October 17, 2014), "Ukraine's regulatory chief ousted": <https://www.world-nuclear-news.org/Articles/Ukraine-s-regulatory-chief-ousted> (last visited, March 15, 2024).

World Nuclear Association (October 2022), "Uranium Enrichment": <https://world-nuclear.org/information-library/nuclear-fuel-cycle/conversion-enrichment-and-fabrication/uranium-enrichment.aspx> (last visited, March 15, 2024).

《より深く知るために》

市川浩 (二〇二二) 『ソ連核開発全史』ちくま新書

LaFaber, Walter (2006), *America, Russia And the Cold War, 1945-2006*, New York: McGraw Hill Higher Education. (平田雅己・伊藤裕子監訳『アメリカVSロシア—冷戦時代とその遺産』葦書房、二〇一二年)

Williams, William Appleman (1959), *The Tragedy of American Diplomacy*. Cleveland: World Publishing Company. (高橋章、有賀貞、松田武翻訳『アメリカ外交の悲劇』御茶の水書房、一九八六年)

第7章 ロシアのウクライナ侵攻とエネルギー

沖村 理史

ロシアのウクライナ侵攻を受け、世界が揺れてはや二年が経過している。本稿では、注目される分野の一つであるエネルギーに焦点を当て、ロシアのウクライナ侵攻が、エネルギー自給率の低い日本にどのような影響を与えるかを考察する。

主要国の二〇二〇年の一次エネルギー自給率を見ると、日本は一一・三%、韓国は一九・一%であり、経済協力開発機構（OECD）諸国の中でも極めて低位にある。主要欧州諸国では、イギリスが七六・〇%、フランスが五四・九%、ドイツが三四・七%であり、日韓よりも高い。なお、アメリカは一〇六%、ロシアは一八九%であり、両国ともにエネルギーを自給している。近隣のアジアの大国では、中国が七九・九%、インドが六五・一%で、両国

ともに日韓よりもはるかに高い（日本エネルギー経済研究所計量分析ユニット 2023: 224）。この数字から見られる通り、日本を含め、多くの国々にとって、エネルギー安全保障が各国の関心事となっている。

ロシアのウクライナ侵攻をきっかけとして生じているエネルギー危機には、エネルギーの量的な遮断と、エネルギー価格の高騰という二つの側面が存在する。次に日本の状況を中心に、この二つの側面を検討する。

1 ロシアのウクライナ侵攻による影響

エネルギーの量的遮断

すでに述べた通り、日本はエネルギー自給率が低いが、欧州諸国もエネルギー自給は達成していない。特にドイツは、ロシアへのエネルギー依存度が高く、石油は三四%、天然ガスは四三%、石炭は四八%をロシアに依存している。イタリアも同様で、石油は一一%、天然ガスは三一%、石炭は五六%をロシアに依存している。これに対し、日本のロシアへの依存度は、石油は四%、天然ガスは九%、石炭は一一%であり、欧州に比べてロシア依存度は低い（資源エネルギー庁 2023: 26）。そのため、ロシアのウクライナ侵攻によるエネ

ギーの遮断は、欧州ではより切迫した課題となっている。

ロシアから欧州への天然ガスの輸出の多くは、パイプラインを用いている。ロシアと欧州を結ぶ天然ガスパイプラインは複数ルートが存在するが、このうちロシアとドイツをバルト海経由で直接結ぶノルドストリーム経由での天然ガスが、二〇二二年に遮断した。その経緯であるが、二〇二二年六月に、カナダで修理中のタービンの返却が遅れていることを理由として、ロシアの天然ガス生産者のガスプロムはノルドストリーム1のガス供給量を四〇％に削減し、七月には二〇％に削減した。さらに、二〇二二年八月末には、ガスプロムは設備点検を理由に供給を停止した。二〇二二年九月には原因不明のパイプライン損傷が起き、ノルドストリーム経由の天然ガスは途絶した。

では欧州はエネルギー危機にどのように対応したのか。欧州委員会は、二〇二二年五月にロシア依存を低下させる「リパワーEU」を発表した。この計画では、省エネルギー、エネルギー調達の多様化、クリーン・エネルギーの拡大の三点を強調している（竹内 2022: 159-161）。ロシアからの天然ガス輸入が激減した二〇二二―二三年の冬は、省エネルギー、液化天然ガス（LNG）の輸入、ノルウェーからの天然ガス輸入で乗り切った。ロシアからの輸入は五〇〇〇万トン以上減少したが、約四五〇〇万トンの省エネルギーを実施し、

LNG輸入を約四〇〇〇万トン増やし、ノルウェーから約二〇〇〇万トン調達を増やした（資源エネルギー庁 2023: 34）。欧州は、ロシアからのパイプライン経由での天然ガス輸入を代替するLNGの輸入量を増やすため、既存の大西洋岸や地中海沿いのLNG受け入れ基地に加え、短期間で稼働可能な浮体式LNG貯蔵再ガス化設備（FSRU）を設置した。例えば、ドイツでは、二〇二二―二〇二四年の冬までにドイツ政府がFSRU五隻をチャーターすることを発表した（日本貿易振興機構ホームページ 2022）。これにより、LNG輸入量を増加することができた。また二〇二二年九月に開通したバルト海パイプラインはノルウェーからポーランドに向けたパイプラインであり、欧州への天然ガス供給増加に貢献した（原田 2022）。二〇二二―二〇二四年の冬の需要期に向けて、欧州諸国はあらかじめ多めに天然ガスを輸入し、備蓄を増やす試みを行っている。その結果、暖冬という追い風もあり、本稿執筆時（二〇二四年三月）までは、天然ガス不足で欧州各国が苦境に迫られることはなかった。

次にロシアから日本に向けたエネルギー輸出の変化を整理する。ロシア連邦税関庁データによると、日本向けの原油、天然ガス輸出量（二〇二二年一月）は、それぞれ一二万トン（原油）、七六万トン（天然ガス）である（エネルギー・金属鉱物資源機構 2022: 6）。日本では、原油も石炭も備蓄や在庫があり、その上他国から代替輸入も可能である。また、日本がLN

Gの形で輸入している天然ガスは、長期契約が主であり、ロシア以外からの輸入量が減少することは想定されておらず、日本では欧州ほどエネルギー遮断状況は切迫していない。実際に、東アジア諸国の状況を確認すると、日本と韓国のLNG輸入は横ばいで、中国は低下している（資源エネルギー庁 2023: 34）。他国との天然ガスパイプラインが接続していない日本と韓国は、天然ガス輸入をLNGに依存しており、ほぼ前年と同様のLNGを輸入した。中国は、国内の景気低迷とロシアからのパイプライン経由での輸入増加により、LNG輸入が減少した。

日本に限らず、韓国や中国もLNGを長期契約している。長期契約によりLNGを確保していた日本は、あらかじめエネルギー源に関わる多様なリスクの分散化を行っていたと言えよう。ただし、二〇二〇年頃をピークに、日本が長期契約で確保しているLNGの量は減少し、とりわけ電力会社が契約量を減らす予定である。電力会社は、脱炭素達成に向けて火力発電の新設を抑制し、再生可能エネルギーや原子力からの電力調達の拡大を目指しているためである。これに対し、ガス会社は代替するエネルギー源のオプションが乏しいため、電力会社に比べLNG輸入の減少は緩やかである。最終的に電力会社もガス会社も二〇四〇年頃には契約量はほぼゼロになっている。これに対して、中国が長期契約して

いるLNGの契約量は、二〇二〇年代末がピークで、二〇四〇年代にも、契約量は二〇〇〇万トン程度ある(資源エネルギー庁 2023.36)。このように確保したLNGの量が日本と中国で異なるのは、脱炭素目標の違いが反映しているからである。日本は、二〇三〇年度までに温室効果ガスを二〇一三年度比で四六%削減することを目標としている。また、菅首相は二〇二〇年一〇月の臨時国会の所信表明演説で二〇五〇年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち二〇五〇年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことも表明した。これに対し、中国の脱炭素目標は、二酸化炭素排出量のピークを二〇三〇年より前にすることと、GDP当たりの二酸化炭素排出量を二〇〇五年比で六五%以上削減することであり、二酸化炭素排出のネットゼロの目標年は二〇六〇年である。

エネルギー価格高騰

次に、エネルギー価格高騰について検討する。原油・天然ガスの輸出大国であるロシアのウクライナ侵攻により、天然ガス価格は二〇二二年に高騰し、天然ガスの平均価格は二年前の倍以上になった。さらに、スポット価格はかつてない価格にまで上昇した。二〇二二年三月には、欧州の天然ガス取引の価格指標であるTTFは、一時七二・三ドル/百万英

国熱量単位(MMBtu)、アジアの天然ガス取引の価格指標であるJKMは、八四・八ドル/MMBtuという高値をつけた。欧州では、ノルドストリームの供給停止の情報を受けて、八月末に九九・五ドル/MMBtuという最高値をつけた。その後、ロシア以外の地域からLNGの輸入が進み、価格は低下したものの、二〇二二年は例年に比べ高い水準にあった。二〇二三年に入ると、天然ガス需要期の冬を乗り切ったために価格が低下し、ロシアのウクライナ侵攻前の水準以下になっている(原田 2023: 61-66)。日本のLNGの月次価格は欧州ほどではないが、二〇二二年九月にかけて上昇し、一三・七三ドル/MMBtuとなったが、二〇二三年四月以降二〇二四年二月まで、一二・一四ドル/MMBtuの価格帯に収まっている(World Bank 2024)。欧州と比べ価格の変動が少ないのは、既に述べたとおり、LNG輸入が長期契約であり、かつ契約が遵守されたことにある。

天然ガス価格の高騰の結果、ガス輸入価格も二〇二二年に上昇した。もともと、コロナ禍後の経済活動の拡大で二〇二一年からガス輸入価格は上昇していたが、ロシアによるウクライナ侵攻の影響を受け、二〇二二年は欧州で急騰した。中でも、ドイツは二〇二〇年一月に比べ、二〇二二年八月には九・八一倍に価格が上昇した。月ごとの変動はあるものの、イタリア、オランダもロシアのウクライナへの侵攻以降、価格上昇が起きている。し

かし、日本はLNGを長期契約していたため、高騰したLNGをスポット価格で調達する必要があった欧州に比べて、ガス輸入価格は比較的低位で安定している（資源エネルギー庁 2023: 29）。

LNG価格の高騰やガス輸入価格の上昇の度合いに比べて、ガス料金の消費者物価指数はそれほど上昇していない。最もガスの消費者物価指数が上昇したのはイタリアで、二〇二〇年一月比で、二〇二二年一月に二・五九倍に上昇しているが、ドイツ、フランス、米国、日本は全て二倍以内に収まっており、中でも日本は、二〇二三年一月の一・三一倍が最高である（資源エネルギー庁 2023: 30）。その理由は、各国政府が補助金を出したことで、消費者が支払うガス料金の価格高騰に一定の歯止めがなかったことにある。

ロシアのウクライナ侵攻により原油価格も高騰した。欧州の原油価格指標である北海ブレント先物価格は二〇二二年三月に一時一三〇ドル／バレル台へ上昇した。月次価格では、二〇二二年六月が最高値の一二〇・八／バレルになったが、その後低下し、二〇二二年九月以降は侵攻前の価格を下回っている（World Bank 2024）。

石炭価格も天然ガスや原油と同様に、ロシアのウクライナ侵攻直後に上昇したが、天然ガス価格の高騰に比べるとやや緩やかである。そもそも、石炭はコロナ禍からの経済回復

を反映し、ロシアのウクライナ侵攻以前から価格が上昇していた。ロシアのウクライナ侵攻後の価格の上昇は、特に需要増に対応可能な豪州産で見られ、原油と同様に、二〇二二年六月に最高値を付けた。しかし、二〇二三年二月以降は、侵攻前の価格を下回っている (World Bank 2024)。

これまで見てきたように、ロシアのウクライナ侵攻直後から夏にかけて、エネルギー価格は上昇したが、その後価格は低下し、二〇二三年に入ると侵攻前の価格を下回るようになってきている。日米欧の対応が進んだことや、中国の経済活動の低下などがその背景にある。

原子力発電所のリスクの顕在化

ロシアのウクライナ侵攻がエネルギー問題に与える影響として、さらに三つのリスクを指摘したい。まずは、ウクライナ戦争でザポリージャ原子力発電所が砲撃されたという衝撃的なニュースにより、原子力発電所が直接攻撃されるリスクが顕在化したことである。原子力発電所は国際法上保護される施設であり、交戦中も攻撃されることは考えられていなかった。しかし、ザポリージャ原子力発電所では施設内の建物に直接砲撃があったため、原子力発電所が直接攻撃対象になるリスクが顕在化した。さらに、ザポリージャ原子力発

電所では、原子力発電所に電力を送る外部電源や送電線が攻撃対象になっており、冷温停止状態を維持するための電力が安定的に確保できない状態にある。ここからわかるとおり、原子力発電所に電力を送る外部電源や送電線が攻撃対象になることもリスクである。外部電源に接続していない場合には、原子力発電所内のさまざまな機器の運用に必要な電力を緊急用の自家発電機などに頼らざるを得なくなり、その発電機の燃料切れによる原子炉や使用済み核燃料の冷却不足のリスクを抱えることになる。最後に、ロシアのウクライナ侵攻が長期化するにつれて、原子力発電所従事者の疲弊による操作ミスが起こるリスクもある。

これらのリスクに対応した今後の原子力発電所政策を再考する上では、すでに原子力規制委員会などで検討されてきた原子力発電所事故に加え、戦争やテロなどの武力攻撃による様々なリスクを検討する必要性があることが顕在化したといえよう。

2 日本のエネルギー利用状況

本節では、日本のエネルギー利用状況を確認したい。二一世紀に入り、日本の最終エネルギー消費は減少しているが、消費のピークは分野別に異なる。産業分野は一九九〇年に

ピークを迎えたのに対し、運輸分野は二〇〇〇年に、民生、電力分野では二〇一〇年にピークを迎えている。つまり、産業分野でのエネルギー消費がまず低下し、続いて運輸分野で、さらに民生や電力分野でエネルギー消費が減少していることがわかる（日本エネルギー経済研究所計量分析ユニット 2023: 228-233）。

続いて、日本の一次エネルギー消費と燃料別の消費状況を見ると、近年石炭は横ばいから減少傾向に変わっている。その背景としては、石炭火力発電所から二酸化炭素が排出されるので、脱炭素という観点から石炭に代わり天然ガス利用が拡大していることがあげられる。石油消費は二一世紀に入ると減少しているが、これは運輸部門における省エネルギーが進んだことが背景にある。また、原子力は福島第一原子力発電所事故以降、激減している（日本エネルギー経済研究所計量分析ユニット 2023: 216-221）。

さらに、電力に焦点を当てる。日本の電源別発電量は、二〇一九年時点で、化石燃料が約八割、非化石燃料が約二割である。二〇〇〇年以降は、石油・天然ガスによる発電が石炭を上回っているが、これは、石炭に比べて天然ガスの方が二酸化炭素の排出が少ないことや、熱効率が高いことなどから、火力発電を新設する際に天然ガス火力発電を優先したことが背景にある。実際、二〇〇〇年以降二〇一九年までに、四〇キロワットを超える出

力を発生する石炭火力発電所は、大手電力では一七機稼働した。他方、同じ時期に四〇キロワットを超える出力を発生する天然ガス火力発電所は、大手電力では二七機稼働している。なお、一九九八年九月に運転を開始した、北海道電力の知内二号機以降、大手電力は石油火力発電所を新設していない。ここからわかるとおり、大手電力は二〇〇〇年以降、石油・石炭火力発電の新設を抑えており、日本の火力発電は天然ガスにシフトしている。天然ガスに依存する傾向は、福島第一原子力発電所事故後にはより強化されている。同事故以降、順次原子力発電所が停止する過程で、当初は老朽化した石油火力発電所を再開して当面の需要を満たしてきたが、その後は天然ガス火力発電所からの発電量で補っている。近年は先進国を中心に脱炭素目標をかかげるようになったため、日本企業が石炭火力発電事業から撤退を表明することも増えている。脱炭素社会形成に貢献する再生可能エネルギーによる発電も増えているが、二〇二〇年の太陽光・風力他が全発電量に占める割合は、一〇・七%にとどまっている（日本エネルギー経済研究所計量分析ユニット 2023: 226）。

3 短期的・中期的対策

日本のエネルギー安全保障のための短期的対策としてまずあげられるのが、化石燃料輸

入の量的確保である。欧州では、天然ガス途絶という状況に直面したため、化石燃料の量的確保が喫緊の課題となった。日本では、欧州ほど深刻ではないものの、ロシアからの化石燃料輸入が減少した場合に備えて、短期的には事業者間での原燃料融通、中期的には化石燃料輸入の脱ロシア化の動きが重要になった。このうち、石油と天然ガスについては中東から、石炭についてはオーストラリアやインドネシアからの輸入によってロシアからの輸入量を代替しようとしている。また、化石燃料の輸入価格高騰への対策として、日本ではガソリン価格への補助金を支出し、市民生活や社会経済への影響を軽減しようとしている。

次に、原子力政策の転換も進んでいる。日本では、福島第一原子力発電所事故以降、原子力規制制度と規制基準が変更された。福島第一原子力発電所事故までは原子力発電所を推進する経済産業省の一部局であった原子力安全・保安院が原子力発電の規制を行っていたが、事故後は、国家行政組織法の規定に基づく原子力規制委員会が設置され、独立性の高い原子力規制体制の確立を目指した。規制基準の強化としては、福島第一原子力発電所事故による貴重な教訓に基づく地震に付随する様々なリスク（断層評価の厳格化、断層上の重要施設設置禁止、津波対策の強化など）に加え、重大事故対策として、様々な放射性物質の拡散

抑制やテロなどによる施設の大規模な損壊への対応などが新たな規制基準に含まれることになった。さらにこれらの強化された新規制基準は、原子炉等規制法改正に基づき、既存施設へ適用されることとなった。その上、原子力規制委員会は、最新規制に適合しない発電用原子炉施設の使用の停止、改造、修理または移転等の保安のために必要な措置を命ずることができるとされた。このため、二〇一一年の福島第一原子力発電所事故時に運転していた日本各地の原子力発電所は、定期点検の時期を迎えるにつれて順次停止し、その後は新規制基準に適合するように外部電源の強化や防潮堤などの各種施設を整備するまで原則停止することになり、二〇一三年の九月から二〇一五年の八月までの二年弱にわたり、日本国内の原子力発電所は稼働停止状態にあった。また、原子炉等規制法改正では、発電用原子炉を運転することができる期間は、四〇年と明記され、原子力規制委員会の認可によって、一回に限り延長（上限二〇年）することができる、いわゆる四〇年ルールも導入された。

これらの厳格なルールの導入により、日本の原子力発電は転換期を迎えた。運転開始から長期間を経た原子炉は、厳しい規制を守るために必要な投資に対し、利用可能な年数に限りがあるため、経済性の観点から廃炉する原子炉も出てきた。中国地方では、島根原子

力発電所一号機がそれにあたる。また、新規の原子炉建設や既存の原子炉の更新も、原子力依存度の低下という政策目的から、実質的に凍結されてきた。しかし、ロシアのウクライナ侵攻後のエネルギー安全保障確保の観点から、既存の原子炉の有効活用が議論されるようになり、原子力規制委員会の審査を通った安全性の高い原子炉については四〇年ルールを見直すことや、原子炉の更新や新型原子炉の研究開発といった方向性が議論されるようになり、GX（グリーン・トランスフォーメーション）脱炭素電源法で認められることとなった。

さらに、ロシアのウクライナ侵攻から得た教訓は、原子力発電所攻撃のリスク回避策を考慮・実施する必要があるということである。特に、北朝鮮は、ミサイルなどにより原子力発電所を遠隔から攻撃する能力を持っている。武力攻撃に限らず、ひとたび原子力発電所が事故を起こすと、運転再開までには時間がかかる。例えば、マグニチュード六・八を観測した二〇〇七年の新潟県中越沖地震の震央は、柏崎刈羽原子力発電所から一六キロメートルの近さにあった。新潟県中越沖地震は柏崎市で震度六強を観測した地震であり、柏崎刈羽原子力発電所も大きな揺れを観測した。運転中の三機と起動中の一機は自動停止し冷温停止したものの、地震により設備の損傷や火災などが発生した。このため、柏崎刈羽原

子力発電所は、地震後営業運転を再開するまでに二年五カ月もの時間がかかっている（東京電力プレスリリース 2009）。二〇二四年の元日に起こった能登半島地震でも、志賀原子力発電所が立地する志賀町では震度七を観測した。志賀原子力発電所は運転停止中であつたため、放射能漏れは生じなかつたが、機器の一部は損傷し、使用済み燃料棒の冷却プールの水が地震によつてこぼれるという出来事も起こつた。今後、機器の損傷を修理し、他の機器に問題が無い点検を行うために、多くの時間がかかると予想されている。

原子力発電所は原因が何であれ、一度事故が起きると再開までに大変時間がかかる。その間に代替電源を探す必要がある、大規模集中型の電源のリスクが存在している。このようなりスクに対処するために、地域分散型エネルギーシステムの構築が提起されている（大島 2021）。

4 中長期的な方向性

省エネルギーの推進

中長期的な方向性としては、まず省エネルギーの推進をあげたい。原料別にみると、石炭火力発電での省エネルギーはエネルギー安全保障に加え、気候変動対策としても重要で

ある。石炭火力発電所の熱効率向上に日本は取り組んでおり、先進的な取り組みも多くなされているが、効率を劇的に改善するブレイクスルー技術はなかなか見つかっていない。欧米諸国は、脱炭素の第一歩として、二酸化炭素の排出係数が高い石炭火力発電所を減らしているのに対し、日本では既存の石炭火力発電所を改修し、石炭専焼からバイオマス燃料との混焼を進め、石炭火力発電所の延命策をはかっている。これは、省エネルギーではなく、燃料転換を通じた二酸化炭素排出削減の試みであるといえよう。次に、天然ガス火力発電所の省エネルギーであるが、コンバインドサイクルなど設備は導入されてきており、新たな設備の導入による劇的な省エネルギーは難しい。このように発電部門における省エネルギーのポテンシャルは限定的なものになっている。

これに対して、エネルギー使用段階での省エネルギーは大いに可能性がある。産業部門では、省エネルギーや脱炭素型技術の開発・普及は、生産コストの低減につながるため、企業も積極的である。民生部門でも、省エネルギー機器の導入や断熱住宅の普及など、可能性は十分ある。運輸部門では、燃費が大幅に改善されたエコカー（ハイブリッド車、プラグインハイブリッド車、電気自動車）が普及しつつあり、この傾向が乗用車のみならず商用車にも拡大することで、省エネルギーが進む可能性は大きい。

再生可能エネルギーの推進

もう一つは、再生可能エネルギーの推進である。太陽光、風力、地熱といった再生可能エネルギーには様々なメリットがある。第一に、国産エネルギーであり、エネルギー安全保障に貢献する点である。第二に、非枯渇型資源で資源枯渇を心配する必要がない点である。第三に、従来型電源よりも低コストで経済的な発電技術が確立しつつある点である。近年日本で議論されているカーボンプライシングが導入されれば、非化石燃料である再生可能エネルギーは、より経済的になる。第四に、脱炭素に寄与し、気候変動対策にも貢献する点である。最後に、再生可能エネルギーの利用は、環境、社会、ガバナンスに配慮した投資であるESG投資に敏感な事業者にとってメリットがある点である。近年、事業者は温室効果ガスの直接・間接排出量を算定・報告を求める動きが高まっており、ESG投資を受け入れたい事業者にとって、化石燃料利用よりも再生可能エネルギー利用の方が温室効果ガス排出量が減るため、有利である。

このように日本は、様々なメリットがある再生可能エネルギーを推進する政策をとっている。例えば、再生可能エネルギー全般を推進する固定価格買取制度を、日本では二〇一二年から導入した。この制度は再生可能エネルギー由来の電力を一定期間一定金額で電力

会社がい取り取る仕組みで、再生可能エネルギーへの投資を進めるきっかけとなった。また、洋上風力発電の促進のため、再エネ海域利用法（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律）が二〇一九年に施行された。これにより、国が洋上風力の促進海域を指定し、長期（三〇年）にわたる海域利用を可能にする制度を創設し、海運や漁業などの地域の先行利用者との調整の場である協議会を設置して風力発電事業者の負担を軽減することで、洋上風力発電を大規模に開発することを目指している。これらの取り組みを通じて、二〇二一年三月に閣議決定された第六次エネルギー基本計画では、二〇五〇年カーボンニュートラルに向けて、二〇三〇年の再生可能エネルギーによる発電比率の目標を三六―三八%に高めることとしている。

再生可能エネルギーの課題

しかし、再生可能エネルギーの開発・普及においては、さまざまな課題が示されている。第一に、消費地と生産地のずれである。日照時間が長く太陽光発電所の適地である九州や、風況がよく風力発電の適地である日本海側は、電力消費地である都市部から離れている。再生可能エネルギーの生産地の余剰電力を電力消費地である都市部に送電できれば良いが、

日本では、電力会社（一〇社）ごとに送配電網が整備されており、電力会社間の連系線のネットワークは整備が遅れている。例えば、再生可能エネルギー資源に恵まれている九州電力から中国電力管内へ送電する連系線の容量には限界があり、晴れた九州の太陽光発電所で発電された電力を中国電力や関西電力に送電できる量に限界がある。さらに歴史的経緯から東日本と西日本では使用する電気の周波数が異なる。全国系統の運用容量を確保するために、五〇ヘルツの東日本と六〇ヘルツの西日本の間では、周波数変換所を介して連系しているが、最も大きい東京電力と隣の中部電力との連系能力には上限があるため、電力の融通には限界がある。

したがって、再生可能エネルギーの電力消費地と生産地のずれに対する対応策として、電力会社間で電力を融通するための広域送電網の整備が課題となっている。日本では沖縄電力を除く九電力間のネットワークの強化が必要であり、政府も広域送電網の整備の必要性を認識している。資源エネルギー庁の資料によると、風力発電ポテンシャルが高く、洋上風力の促進地域となっている東北地方の日本海側からの基幹送電線の新設や、北海道電力と東北電力間の連系線強化などが既に対応済みで、今後の対応が期待される取り組み例として、九州における再生可能エネルギーの出力制御緩和に向けた連系線の強化などがある。

げられている。また、これらの送電網の強化は、地震を含む多様な事故やリスクに対する強靱性を確保することにもつながる。電力広域的運営推進機関では、二〇二三年三月に広域系統長期方針を策定し、洋上風力の今後の導入が見込まれる北海道、東北および九州といった再生可能エネルギー適地から大消費地への送電（北海道→東京、九州→関西・中部）を念頭において広域連携系統の増強を検討している（電力広域的運営推進機関 2023: 13）。これに基づき、電力広域的運営推進機関の広域系統整備委員会では、北海道と東北、新潟を結ぶ北海道本州間連系設備（日本海ルート）の検討や、九州と中国を結ぶ中国九州間連系設備の検討が進んでいる。

次の課題が、不安定な運転である。太陽光発電は夜間に発電が不可能であり、昼間であっても天候次第で発電量が低下する。風力発電の発電量は風次第であり、風が弱ければ発電できない。また、風が強すぎる場合にも風力発電の設備の安全性の関係から、風車を回さずに運転を止めることもある。このように、太陽光発電も風力発電も、ともに天候に左右されやすいという課題があり、需要と供給のバランスを保つための工夫が必要になる。

太陽光発電については、昼の余剰電力を多様な形で活用している。例えば、春や秋などの晴れた日中は冷暖房需要が少ないが、太陽光発電の発電量が多いため、発電量が需要を

上回る。この場合、連系線で他電力に電力を融通したり、揚水発電所で上流のダムに水をくみ上げるために電力を用いたりすることで、太陽光発電の余剰発電量を活用している。しかしそれでも発電量が需要を上回る場合は、太陽光発電所に出力制御を求めている。太陽光資源に恵まれている九州電力では、二〇二一年度の出力制御が年間九二回にも及んでおり、二〇二二年度からは九州以外の電力会社でも出力制御が行われている（日本総合研究所、井熊、木通 2023: 152）。今後連系線が拡大し、蓄電が普及すれば、太陽光を昼間に抑制する必要がなくなり、さらに太陽光発電所を拡大する余地が出てくる。

風力発電については、広域で風力発電を行うことにより、一部地域で風が弱くても、他地域で補うことが可能になり、風力発電の出力変動の緩和が可能になる。風力発電については、日本では山間地の風況が良いため、内陸部の立地が多い。しかし、低周波騒音などの悪影響を訴える人も多く、山林を伐採して作る風力発電施設を環境破壊だと捉える人もいる。これらの課題を緩和するためにも、比較的安定的な風が吹く環境にある洋上風力発電の活用が進められている。

第三の課題として、風力・太陽光発電設備や蓄電池原料など、再生可能エネルギーの技術資源の偏在がある。太陽光発電のパネルに必要な多結晶シリコンを製造する世界の大手

シリコンメーカー五社のうち四社が中国の新疆ウイグル自治区にあり、製造量のシェアは約五〇%を占めている（日本総合研究所、井熊、木通 2023: 161）。また、シリコンウエハーの九三%、太陽電池セルの七五%、太陽電池モジュールの七三%の生産を中国企業が担っている（平田 2023: 177）。電気自動車やリチウムイオン電池の生産に必要なりチウムやグラファイトの生産は中国が主である（山下 2022: 112-122）。新疆ウイグル自治区の人権問題、米中対立の激化、ロシアのウクライナ侵攻の余波などによって、米中で経済安全保障を重視する傾向が高まっており、供給網が分断され、原料の輸入が困難になる可能性がある。これは、太陽光発電を普及する上で不安要素となっている。そのため、再生可能エネルギーの資源を確保するための外交が重要になる。

次世代エネルギーの開発と普及

最後に、次世代エネルギーとして注目されている水素の開発と普及について説明したい。水素の生産に当たっては、化石燃料を原料に用いる場合と、水を電気分解して生産する場合の二種類がある。化石燃料由来の水素は、生産過程で二酸化炭素が発生するので、この二酸化炭素を処理せずに生産される水素をグレー水素、地中に埋めるなどの処理をして生

産される水素をブルー水素と呼ぶ。環境負荷が少ない水素の生産は、再生可能エネルギー由来の電気でも水を電気分解して作るグリーン水素である。そのため、石油や天然ガス生産を通じて、地中に二酸化炭素を埋める潜在力があり、かつ豊富な太陽光発電の潜在力がある中東諸国が注目されている。途上国への水素技術の移転は、水素外交による途上国の取り込みにつながる。水素の貯蔵、運搬、供給技術については、日本企業による技術開発が進んでおり、今後これらの技術協力を通じて、新たな形での国際技術協力と水素外交の可能性が出てくる。

これまでの議論のまとめとして、ロシアのウクライナ侵攻によって生じたリスクを三つあげたい。第一に、エネルギーの量的遮断の問題である。この問題は、日本では対応が進んでいる。次に、エネルギー価格の高騰の問題である。化石燃料の価格高騰は、現在は価格のピークを越えており、各国政府の補助金を通じて、消費者に対する価格高騰の悪影響を緩和することができた。第三に、原子力発電所攻撃のリスクがあげられる。原子力発電所を沿岸部に多く抱える日本は、この問題に対する適切な対応へ向けた準備が必要である。

ロシアのウクライナ侵攻によるエネルギー安全保障確保に対して、日本は、省エネルギーと再生可能エネルギーの推進によって対応している。この政策を通じて、エネルギー危機への対応と同時に、脱炭素への貢献も目指しており、エネルギー政策に加え脱炭素を目指すGX政策に注目する必要がある。また、中長期的には、エネルギーの視点から見た外交政策も重要である。

追記 本研究はJSPS科研費JP222K01375の助成を受けたものです。

《参考文献》

- エネルギー・金属鉱物資源機構 (JOGMEC) (二〇二二)「ロシア情勢 (二〇二二年八月モスクワ事務所)」
(https://oilgas.nfo.jogmec.go.jp/_res/projects/default_project/_page/001/009/471/202208_monthly_report_r.pdf 二〇二四年三月一八日閲覧)
- 大島堅一 (二〇二二)『炭素排出ゼロ時代の地域分散型エネルギーシステム』日本評論社
- 資源エネルギー庁 (二〇二二)『エネルギー白書2023』
- 竹内康雄 (二〇二二)『環境覇権——欧州発、激化するパワーゲーム』日本経済新聞出版
- 電力広域的運営推進機関 (二〇二二)「広域系統長期方針 (広域連系系統のマスタープラン)」(<https://www.>

octo.or.jp/kouikikeitou/chokinhoushin/files/chokinhoushin_23_01_01.pdf 二〇二四年三月一八日閲覧)

東京電力プレスリリース (二〇〇九) 『新潟県中越沖地震後の当社柏崎刈羽原子力発電所7号機の営業運転再開にこころ』 (<https://www.tepco.co.jp/cc/press/09122802-j.html> 二〇二四年三月一八日閲覧)

日本エネルギー経済研究所 計量分析ユニット (二〇二二) 『EDMC / エネルギー・経済統計要覧 (2023年版)』理工図書

日本総合研究所、井熊均、木通秀樹 (二〇二二) 『岐路にある再生可能エネルギー』エネルギーフォーラム

日本貿易振興機構ホームページ (二〇二二年九月二三日) 『政府、5隻目のFSRUの詳細を発表、グリーン水素インフラ整備も進む』 (<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/09/64f8ad07e46fa331.html> 二〇二四年三月一八日閲覧)

原田大輔 (二〇二二) 『エネルギー危機の真相——ロシア・ウクライナ戦争と石油ガス資源の未来』筑摩書房

平田竹男 (二〇二二) 『世界資源エネルギー入門——主要国の基本戦略と未来地図』東洋経済新報社

山下真一 (二〇二二) 『資源カオスと脱炭素危機』日経BP

World Bank (2024), Commodity Markets, “Pink Sheet” Data, Monthly prices, <https://www.worldbank.org/en/research/commodity-markets> (last visited, March 18, 2024)

《より深く知るために》

大島堅一 (二〇二二) 『炭素排出ゼロ時代の地域分散型エネルギーシステム』日本評論社

- 太田宏（二〇一六）『主要国の環境とエネルギーをめぐる比較政治——持続可能社会への選択』東信堂
- 高橋洋（二〇一七）『エネルギー政策論』岩波書店
- 原田大輔（二〇二三）『エネルギー危機の真相——ロシア・ウクライナ戦争と石油ガス資源の未来』筑摩書房
- 平田竹男（二〇二三）『世界資源エネルギー入門——主要国の基本戦略と未来地図』東洋経済新報社

第Ⅲ部

続・平和文化を育むために

第8章 知られざるフィリピン残留日本兵

——一九五五年十一月・ルソン島ソルソゴンの悲劇

永井 均

戦争が終わったことを知らず、一〇年もの間、ロビンソン・クルーソーのような生活を送っていた一人の残留日本兵が、昨夜、本〔ソルソゴン〕州バコンのバトホン地区で市民に捕らえられた (*The Manila Chronicle*, 4 November 1955)。

フィリピン現地紙の『マニラ・クロニクル』は、一九五五年十一月二日の水曜日の夜にフィリピン・ルソン島南部のソルソゴン州バコン町で、一人の元日本兵の身柄が現地の住民によって拘束された事件について驚きをもって伝えた。この元日本兵は名前を木下登と

いい、当時三三歳の元海軍水兵長であった。木下は村でコメを確保しようとしたところ、住民に見つかってしまい、捕捉されたのである。⁽¹⁾日本によるフィリピン占領の時代（一九四一―四五年）を経て、四五年の夏に日本が敗戦してから一〇年余りの歳月が流れていた。

フィリピンの残留日本兵については、前年の一九五四年にルバング島でその存在が確認されていた。すなわち、この年の五月七日にルバング島のゴンティンで元日本陸軍の兵士、小野田寛郎元少尉と島田庄一元伍長、そして小塚金七元一等兵の三名が、現地で演習中のフィリピン国軍と遭遇し、交戦の末に島田が射殺されたのである。小野田と小塚は応戦しながら、かろうじてジャングルへと逃れた（永井 2020: 63）。島田元伍長が殺害され、そして小野田元少尉と小塚元一等兵が逃亡したニュースは日本社会に衝撃をもって報じられた（『朝日新聞』一九五四年五月九日付夕刊、一二日付、一三日付）。まさに、その翌年に今度はルソン島のソルソゴンで残留日本兵の存在が確認されたのである。

今日、ソルソゴンの残留日本兵については、一般にほとんど知られていない。あたかも忘却の淵に沈んでしまったかのように。そもそも、木下登とはいかなる人物で、なぜ戦後もソルソゴンという異郷の地に留まっていたのか。彼は終戦後、現地でどのような生活を送っていたのだろうか。彼が住民に捕まった時、いかなる状況にあり、その後の処遇はど

のように推移したのだろうか。本稿では、かかる問題関心のもと、この元海軍兵が直面した戦争と戦後、そして彼の処遇をめぐる外交交渉について、日本の外交文書と日比両国の新聞報道を手がかりに読み解いてみたい。

1 木下元水兵長

木下登元水兵長は一九二一年一月に和歌山県日高郡で生まれた。一九四四年、二二歳の時に海軍に入団し、同年八月に大天丸で呉（広島）からフィリピンに向かった。九月半ば、木下を乗せた大天丸はマニラ港に到着したが、不運なことに、その頃の戦局は日本にとって守勢に転じる分岐点にあった。米軍は反攻作戦を本格化させており、九月二一日にマニラを初空襲し、翌一〇月二〇日には日米海軍の間でレイテ沖海戦の幕が切って落とされた。

急迫する事態にあつて、フィリピンに到着したばかりの木下登（第三五警備隊所属）はソルソゴン方面への派遣を命じられる。不運は重なり、彼が乗っていた船は航海途上で米軍機から攻撃を受けて沈没した。彼は海に投げ出されたものの、泳いで岸边にたどり着いた。その時、約二〇名の戦友が生き残ったが、やがて分散し、木下は他の四名と行動を共にす

るようになった。彼らはイロシンを経て、ブルサン方面へと移動した。

これより先、日本軍は一九四一年一二月にソルソゴンに侵攻し、その後、この地域を占領支配していた。現地住民の目には日本軍は抑圧者として映った。道端で日本兵に会った時、人々はお辞儀をしなければビンタなどの暴力を振るわれ、また抗日ゲリラの容疑やゲリラ支援の廉かどで拷問を受け、殺害されることさえあった。一九四二年六月一三日に殺された蘇天賜——地元での通称名はレオカディオ・コロ——など一〇名の中華系住民や、四三年一〇月六日に処刑された医師のエミリオ・シエラたちが犠牲者として知られる (Gilana n.d.: 8-9, 25-26)。その一方で、他の地域と同様、ソルソゴンにも抗日ゲリラが組織されたが、州知事代理サルバトル・エスクデロが率いるゲリラと、フィリピン国家警察軍 (Philippine Constabulary 以下、P.C.) の現地司令官リセリオ・ラプス少佐のゲリラの二大勢力に分裂してしまい、この武力衝突に地元住民も巻き込まれ、負傷し、あるいは命を落とした (Gilana n.d.: 22-24; Jamorain 2007: 81-82)。このように、日本占領下のソルソゴンにあって、人々は日本軍の暴力だけでなく、ゲリラの闘争の巻き添えで死傷するなど、危険と隣り合わせの日々を送っていたのである (Jose 1971: 42)。

さて、レイテ沖海戦やマニラ市街戦を制した米軍は、一九四五年四月一日にルソン島南

部のレガスピに上陸し、四月六日にソルソゴンのバコンに入り、ほどなくソルソゴン地域を解放した (Gilana n.d.: 33-35)。戦争は一九四五年八月に終わるが (在フィリピン日本軍の最高指揮官・山下奉文大將が降伏文書に署名したのは九月三日)、木下らはその後も山中に潜伏し続けた。しかし、戦後、カモテ (サツマイモ) を盗んでいるところを現地の住民に見つかり、木下以外の四名が射殺されてしまう。木下は尋問 (後述) の中で、これが一九五四年三月のことと述べている。独りになった木下はバコン町付近の緑豊かな山の中に身を隠し、カモテやバナナ、野生動物を食べて命をつないだ (Manila Bulletin, 4 November 1955)。戦友が殺された場面を目撃したからだろう、彼は住民との遭遇を極度に恐れ、山を下りて村に行くことはなかったし、住民の姿を見かけた時は怖くなって身を隠した。山中は寒さが厳しく、食糧も欠乏し、病気にかかったこともあった²⁾。このように、木下は長く投降することを得ず、また食糧の確保が困難な生活が続ける中で、一九五五年一月二日を迎えるのである。

2 身柄の拘束、遅れた引き渡し

木下登は一九五五年一月二日の夜 (正確な時間は記録に残されていない)、バコンでコメを盗んでいたところを住民に見つかった。四日付の『マニラ・ブレティン』など現地の新聞

によれば、木下は住民に棍棒で殴られて意識を失い、ソルソゴン州のフィリピン国家警察軍（PC）の本部に突き出された。木下が裸に近い姿だったため、フィリピン軍は彼に衣類を提供したという（*The Philippines Herald*, 4 November 1955; *The Manila Chronicle*, 4, 16 November 1955）。現地紙はまた、PC本部に到着した木下が、帝国海軍の兵士として「負けて祖国に帰ることは恥なので」、ここで自分を殺してくれ、とPCのフィリピン兵に訴えた、とも伝えている。⁽³⁾

当時一三歳で、バコン町に住んでいたミンダ・ドウアソは、この元日本兵が捕まった事件について耳にしていた。彼女が当時聞いたところでは、日本兵が山から下りてきて、バコンのバレテ地区の水田にあった農民の休憩場所——「クボ（Kubo）」と呼ばれた——に隠れていたところを農民に見つかり、捕まったのだという。コメなどの食糧を得ようとしたのだと考えられた。捕まった日本兵はバコンの町役場に連行され、その後、ソルソゴンのPC本部に移送されたと聞いた。この報に接した彼女は、その日本兵はきっと現地の言葉や英語を話せないだろうから「かわいそうに思った」⁽⁴⁾。

それから二日後、一月四日付の『マニラ・クロニクル』や『フィリピン・ヘラルド』、『マニラ・ブレティン』など現地紙は、ソルソゴンで捕まった元日本兵のニュースを一斉に

報じた。これら新聞報道によれば、木下は通訳を務めたホセ・ヤマから日本が戦争に敗れたことを聞いて驚き、にわかになんか信じなかったが、最後はあきらめたという。木下逮捕のニュースは日本でも報じられ、例えば彼の地元紙『和歌山新聞』（二月五日付）は、厚生省未帰還調査部の情報として、木下が海軍第三五警備隊の水兵長だと伝えている。

フィリピン現地の報道にいち早く反応したのが在マニラ日本政府在外事務所（以下、在外事務所と略記）であった。当時、日本とフィリピンの間には国交がなく、両国に大使館は置かれていなかった。一九五一年九月のサンフランシスコ講和会議で調印された平和条約が五二年四月に発効し、日本は独立を回復したが、フィリピンは条約に署名する一方で、賠償条項に不満を抱いて長く批准しなかった。国交正常化に至っていないため、マニラには大使館ではなく在外事務所が設置されたのである。一九五二年一〇月のことであった（永井 2013: 185, 190-191）。在外事務所はソルソゴン事件に関する報道を受け、「比島地区未帰還者連名簿」（厚生省未帰還調査部、一九五五年七月）を調べて、この元日本兵が「木下登」であることを確認した。そして、前述の新聞報道があった一二月四日中にフィリピン外務省に⁵⁾対して木下の身柄の引き渡しを公文で要請した。

木下の身柄はしかし、ソルソゴンのPC本部に留め置かれたまま、いたずらに時間だけ

が経過する。前述した十一月四日の在外事務所による身柄引き渡し要請に対し、フィリピン外務省からは九日に関係当局に「右公文を移牒した」と知らせるにとどまっていた。日本側の動きも鈍かった。在外事務所は、身柄の引き渡しを求めてから一週間後の十一月一日の金曜日になって、ようやく係官をソルソゴンに派遣したい旨をフィリピン外務省の情報部長アルベルト・カティグバッグに打診した。これに対してカティグバッグ部長は、本件についてはすでに国軍の「第二軍団司令部に調査のため護送方訓令済み」であるため、「行違いになる恐れ」もあるから木下との面会はマニラで行われたい、と告げた。だが、その後も事態は動かず、在外事務所は週明けの月曜日、十一月四日にフィリピン外務省に改めて催促した。^⑥すでに初動から一〇日余りが経っていたが、木下はその間、日本政府による庇護を受けることなく、フィリピン人の拘束下に置かれていたのである。

翌十一月五日になって、カティグバッグ部長から在外事務所に対して、フィリピン国軍の総司令部——マニラ北東のケソン市にあるマーフィー基地 (Camp Murphy) ——の渉外部長C・モンターノ大尉と接触するように、との申し出があった。在外事務所は翌一六日の早朝に係官をモンターノ大尉のもとに派遣する手はずを整えた。^⑦

十一月五日、木下元水兵長の身柄がようやくソルソゴンからマニラ方面に送られる。

移送先はラグナ州カンルーバンにある国軍の第二軍管区司令部 (Second Military Area, Armed Forces of the Philippines) のビセンテ・リム基地 (Camp Vicente Lim) であった。ソルソゴン PC本部の司令官イサガニ・アベリャ少佐は上司の指示を受けて、木下をカンルーバンに移送する手続きを講じた。木下はビコール急行列車で移送されたが、日本占領時代に日本軍に家族や友人を殺された市民が、移動途中に木下に危害を加えないようにPC第四三中队のアブンディオ・ヒカナル軍曹が護衛として付き添った (Evening News, 16 November 1955; The Manila Chronicle, 16, 17 November 1955)。戦後一〇年経っても、日本軍による圧政の記憶、フィリピン国民の間になお残る厳しい対日感情を物語るエピソードである。

3 家族宛の手紙と尋問

木下登はビセンテ・リム基地に移送される前、ソルソゴンのPC本部にいる時期に、両親に宛てて次のような手紙(日付は不明)を書いている。

拝啓

お父さんお母さん弟秀夫元気ですか、毎日お暮しあそばされていますか御伺がい申し

上げます。私永らくソロソゴンブルサンという山で一人〔に〕なり、食糧がないのでヒリツピン人の作ったさつまいもを掘つて毎日たべておりました。あまり作物をあらすのでヒリツピン人になぐられてソロソゴンという兵隊のおるところに連れられてきました。それで仕方がないので私兵隊さん殺して下さいと何度となくあた〔ま〕を〔下〕げましたが、あなた日本え送つてあげますといつて非常に御親切に取り扱つてくれ写真までとつてくれましたからその姿をみて下さい。いろいろはしい話は帰つてからはなしします。

登より
⑧

この手紙を収めた日本外交文書には、「入手経由」が「比赤より日赤に送付、日赤より電話連絡による」との「註」があり、また一月九日付の『マニラ・クロニクル』の記事から、フィリピン赤十字社が仲介して木下に手紙を書かせたことが分かる。もつとも文章については、日本赤十字社から電話で聞き取ったことをそのまま文字に起こしたため、「文意の通じないところ」があつた（固有名詞等にも誤記があり得る）。この手紙で注意を払うべき点は、木下が飢えを満たすために住民の畑から食糧を盗んでいたこと、捕まった時、彼が殴

打されるなど住民から手荒い扱いを受けたこと、「兵隊のおるところ」(ソルソゴンのPC本部を意味しよう)で自分を殺すように懇請したこと、フィリピン軍は木下を厚遇し、日本への送還を約束したこと、などである。自分を殺してくれとフィリピン軍に求めた現地紙の報道(前述)が、本人の言葉で裏づけられたことは注目に値しよう。他方で、手紙の末尾の「いろいろくはしい話は帰つてからはなしします」の記載からは、手紙をソルソゴンで書いた時点では、木下は日本への帰国を考えていたことも窺える。それまでの彼の言動に鑑みる時、木下の心の揺れ——死を望む一方で、祖国への帰国の希望も捨てきれない——が透けて見えるようだ。

一九五五年十一月五日の午前八時、木下登の身柄がソルソゴンからビセンテ・リム基地に到着した。⁽⁹⁾第二軍管区の副司令官(PC関係担当)の事務所⁽¹⁰⁾で身柄の移管手続きがなされていた時、木下は周囲の将校たちに、自分はいつ斬首されるのか、とジェスチャーを交えて尋ねたという。地域広報官のヘクター・サキン大尉は木下に対して、フィリピン人は旧敵にそのような復讐はしないし、身の安全は保証され、誰からも危害を加えられることはない⁽¹¹⁾と説明して、木下を安心させようとした(Evening News, 16 November 1955; The Manila Chronicle, 17 November 1955)。けれども、木下⁽¹²⁾にしてみれば、フィリピン人が戦後に戦友を

射殺した場面を目撃し、自身も捕まる際に現地住民から殴打を受けた経験から、サキン大尉の言葉を額面通りに受け取ることなどできなかつたに違いない。彼の不安を解き、絶望感を和らげるには、同胞——当時にあつては、例えば在外事務所関係者——がいち早く接触することが有効とも考えられるが、この日も日本人が現われることはなかつた。庇護が必要な時に、それが得られなかつたことは木下にとつて不運であつた。こうして周りに同胞が誰一人いない孤独な環境の中で、木下が発したシグナルは結果的に見過ごされることとなる。

さて、一月一五日、第二軍管区司令官アルフレド・サントス准将が木下と面会し、その様子は『マニラ・クロニクル』や『マニラ・ブレティン』など翌日の現地紙に写真付きで報じられた。木下は、当日夜にはファビアン・ベール大尉から尋問を受けている。通訳はファウステイーノ・アグエドが務めた。ソルソゴンでの恐怖の逮捕劇に始まり、二週間には及ぶ異国での「捕虜」生活、ソルソゴンからマニラ方面への列車での長距離移動、さらには国軍への身柄の移管など、木下が直面した日々は、彼の心身を疲弊させるに充分であつたろう。そうした状況の中で尋問が開始される。その冒頭、ベール大尉は木下に次のように語りかけた。¹⁰

捕虜の取り扱いに関するジュネーヴ条約により、あなたは自分の名前、軍の階級と認識票番号 (serial number) 以外について、発言を強いられることはありません。しかし、我々の国の間の戦争はすでに終わっているのです、この尋問に協力して欲しいと思います。これらの点について理解しましたか。

ベール大尉は、一九四九年八月一二日に締結された捕虜の取り扱いに関するジュネーヴ条約 (いわゆる第三条約) の第一七条を念頭に話をしたと思われるが、これに対して木下は「理解しました」と答えている。その後、尋問が進んでいく。焦点は木下の経歴やフィリピンの戦争体験、終戦後の状況などであった。尋問調査によれば、木下は米軍によるマニラ空襲 (一九四四年九月) を受けて、ソルソゴンのブルサン近くのサンフランシスコ地区に向ったが、乗船した船が米軍に撃沈され、その後、何とか海岸まで泳ぎ着き、イロシンからブルサンに移動した。尋問によれば、木下は終戦後、ブルサンで戦友四名と潜伏生活を送っていたところ、一九五四年三月にカモテを掘り出していた時にフィリピン人から攻撃を受け、戦友四名が射殺された。木下だけが逃げ延びた。

「これまで、どうやって生き延びたのですか」とのベール大尉の質問に対し、木下は「ブ

ルサン山に隠れていました。カモテやパイヤ、バナナを植えたりしました」と答えている。彼は、山中はとても寒く、三日間、何も食べなかつたため、二度病気になることも語った。「洞窟で暮らしましたが、そこは本当に寒かったです。多くの野生動物を目にしましたし、住民を見た時は怖くなって身を隠しました」。武装した人々を二度見たが、彼はすぐに逃げ出したと語っている。

ベール大尉が「なぜ今、ここにいるのだと思いますか」と質問すると、木下は「コメ（palay）を盗もうとバコンまで下ってきた時、住民に捕まってしまったのです。私は捕縛され、その後、ソルソゴンのPCの拘束下に置かれました」と答えた。そして尋問の最後は次のようなやり取りで終わっている。

Q 現在、病気にかかっていますか。

A はい、胃の調子が悪いです。

Q 今の気持ちはいかがですか、幸せですか。

A

Q フィリピン国軍の兵士や部隊に対して不満はありますか。

A ないです。

Q 捕まったことに感謝しないのですか。

A 感謝しています。実際、私は日本に帰りたくいです。

「今の気持ちはいかがですか、幸せですか」との問いに、木下が返事をした形跡はなく、その部分だけが空白となっている。このことは彼が沈黙した事実を意味するだけでなく、素直に「幸せ」とは言えない、彼の心の内の不安や絶望感を示唆しているのではないか。その後、「捕まったことに感謝しないのですか」と聞かれた木下は、「感謝しています。実際、私は日本に帰りたくいです」と答えた。尋問は一五日の午後九時頃から午前〇時まで約三時間行われた。木下をリラックスさせようと、国軍はコーヒーやパン、タバコなどを提供した。

「実際、私は日本に帰りたくいです (In fact I want to go back to Japan)」——尋問調書の末尾のこの言葉が、木下の生前の「肉声」を記録した最後のものとなった。というのも、ほどなく彼はビセンテ・リム基地の構内で縊死したからである。

4 急逝の波紋と葬送

夜中に三時間かけて行われた尋問が終わってから、わずか数時間の後、一九五五年一月一六日の未明に木下登元水兵長は自ら命を絶った。一月二日の夜にソルソゴンで捕まっていた以来、一五日間の長き時間を、木下は在外事務所の職員など日本人と面会できないまま、いわば孤独のうちに自死したのである。一月一六日付のフィリピン国軍の報告書によれば、木下は尋問を終えた一六日午前〇時過ぎに営倉^{えいそう}担当下士官 (Stockade Sergeant) に引き渡された。報告書や外交文書の記載から、木下が営倉に入れられたことは明らかで、彼は軍法違反を犯したフィリピン人兵と同じ懲罰房に収容されたことになる。報告書によれば、一六日の午前五時三〇分、同じ営倉に収容されていた(フィリピン人)受刑者の一人が営倉のトイレに行った際、首を吊った状態の木下を発見した。報告書はまた、木下が、ズボンのベルトとして使っていた赤色の綿製のヒモを首に巻いて自殺を図ったとしている。国軍当局は、「¹²落胆した日本人がよく陥るように」木下も自殺によって死亡したのではないかと推測した。

在外事務所は一月一五日にカティグバッグ情報部長からの連絡を受け(前述)、翌一六

日の早朝に係官（中川豊吉一等書記官）を国軍総司令部のモンターノ大尉のもとに派遣したが、そこで木下が一六日の午前二時頃にビセンテ・リム基地の「営倉において縊死を遂げた」との連絡が大尉に入ったことを告げられた。¹³この日、『イヴニング・ニュース』など現地紙は「捕らわれの残留日本兵、首を吊って自殺」などと報じた。木下が住民に捕まってから、二週間もの時日が経過していた。

この悲報に接した在外事務所の卜部敏男参事官——後年、在フィリピン日本大使となり、小野田元陸軍少尉の「救出」に尽力する——は、一月一六日当日の午前一〇時半にラウル・マンガラス外務次官を往訪し、事実関係について照会した。この時、マンガラスは何ら通報を受けていないと語った。卜部は、「当方が数次に亘り直接面会を要望した経緯を述べて右要望が許可されず然もかかる結果となりたるは誠に遺憾であり、右が日比関係に及ぼす影響を考慮するとき心痛に耐えざるものがある」と不満を述べた。マンガラスは事実確認をしたうえで、明日にでも話し合いの場を持ちたいと応じた。¹⁴

その直後から、木下水兵長の自殺の件をめぐる日比間で応酬がなされる。きっかけは同じ一六日の午前一時三〇分、カティグバッグ情報部長から在外事務所に入った一本の電話であった。カティグバッグは電話の中で、木下が縊死したことを確認した旨を伝え

るとともに、在外事務所に木下の遺体の引き取りと葬儀費用の負担を要望した。遺体の引き取り要請はともかく、葬儀費用の日本側負担を求めたカティグバッグの一方的な提案に、ト部参事官は強い不快感を抱いたようである。ト部はフィリピンの対日賠償交渉首席代表のフェリノ・ネリ大使に不満を漏らしたのだろう。ネリはト部に対し、カティグバッグの発言は「誠に遺憾なもの」で、「ここに正式に撤回する」と述べた。ト部はまた、「日本兵木下の自殺は日本国民の対比感情に微妙な影響あるべく、この際日本の国連加盟問題が賠償問題との取引に利用されるとの印象を与えることは如何かと存ぜられる」と、マンガラプス次官に指摘したのと同様、木下の自殺事件が日比関係に与える悪影響について言及し、木下の自殺の一因がフィリピン側の責任（身柄移管の遅れなど）にあることを暗に示唆した。これに対してネリは、「木下と直接面会の機会を与えなかつた」理由について、ソルソゴンが交通の便が悪く、マニラから離れていること、当時、国内は中間選挙の最中で、政府機関の間での連絡が遅くなったことを指摘して、ト部に理解を求めた。⁽¹⁵⁾

ネリ大使はさらに、「木下は戦争終了を知らず教えられたところに従つて自殺せるものなるにつき」、木下の遺体を「相当の敬礼」をもって在外事務所に引き渡したいとト部に約束した。そしてすぐに国軍の参謀総長ヘスース・バルガス中将に電話をかけて事情を説明し、

同参謀総長がネリの見解に「全く同意見」であり、遺体を引き渡す際には「木下の死を悼み、且つその愛国心を賞讃する書簡を發出する」旨を述べた、との参謀総長の言葉を卜部に伝えた。このようなやり取りがあつて初めて、卜部の溜飲も下がつたのだらう。卜部はフィリピン側が「相当の敬礼をもつて」木下の遺体を引き渡すのであれば、火葬費用は日本側で負担してもよい、とネリに譲歩を示した。¹⁶

事態が落ち着くかに見えた刹那、新たな問題が持ち上がる。翌一月二七日、『フィリピ
ン・ヘラルド』紙が第二軍管区筋からの情報として、木下は住民に捕えられた際、殴打さ
れて前歯を二本折り、身体の一部を骨折し、また左上膊不随となつたため、ソルソゴンの
PCに身柄を引き渡されても、結局は処刑されるのではないか、と恐れて自殺したのでは
ないか、との見方を示したのである。この報道に接した卜部参事官は直ちにネリ大使を往
訪し、かかる報道に鑑みて、日本人医師に検死させたいと申し入れ、受け入れられるとこ
ろとなつた。検死を担当したのは、当時実施中の旧日本軍の艦船引揚げ作業に同行してい
た重信求馬しげのふもとめ医師である。重信医師は約二〇分間の検死を行い、「前歯の脱落は数年前のもの
にて、又骨折も傷痕も全く認められなかつた」と判定した。在外事務所は検死結果を踏ま
え、第二軍管区筋の情報は「自殺を阻止し得なかつた言訳乃至責任転嫁に過ぎず、結局木

下の捕虜たることを恥じた心理は、フィリピン軍の理解し得なかつた」とし、自殺を防げなかつた背景には、「捕虜」の捉え方をめぐる木下とフィリピン側との「心理的ギャップ」があつたと結論づけた。⁽¹⁷⁾ その一方で、二週間余りも木下と接触できなかった在外事務所自身の対応の遅さを問題視することはなかつた。

こうして一月一七日の夕方四時、マニラのアスカラガ通り沿いにあるキオゲ葬儀所 (Funeraria Quiogue) において遺体の返還式が行われる。室内に安置された棺の側には儀仗兵が立ち、軍楽吹奏が流れる中、また多くの在留邦人が参列する中で、フィリピン国軍のモントーノ渉外部長と外務省のカティグバッグ情報部長から卜部参事官に木下の遺体が引き渡された。⁽¹⁸⁾ 返還式の中で国軍参謀総長バルガス中将の弔意を表する書簡(二月一七日付)が卜部参事官に手渡された。その内容は次の通りである。

貴国の同胞の一人である木下登伍長 (Corporal) の早すぎる死についてお知らせし、深い遺憾の意を表します。彼の遺体は現在、マニラのキオゲ葬儀所に安置されています。遺体は最終的な処理のために貴官に引き渡される予定です。フィリピン国軍を代表して、心よりお悔やみ申し上げます。⁽¹⁹⁾

なお、卜部参事官も遺体の返還式に合わせてプレスリリースを発表している。卜部はその声明の中で特に木下の死因に言及し、木下が市民に捕えられた時に殴られ、将来の処刑を恐れて自殺したという話もあるが、重信医師によれば遺体には虐待を受けた形跡はなく、木下は「〔捕虜を恥と捉える〕旧日本軍の伝統に従って」死亡したと推測され、フィリピン軍が軍人の名誉をもって彼の遺体を選じたのもそのためと考えられる、と指摘した⁽²⁰⁾。エルネスト・ビトン記者が一月一八日付の『イヴニング・ニュース』紙上で提起した、日比両当局の「不手際」——例えば、ソルソゴンPCによる木下の移送の遅れや第二軍管区の不十分な自殺予防措置、ソルソゴンへの係官の急派を強く求めなかった在外事務所⁽²¹⁾の淡泊な対応など——がなければ自殺は免れたのではないか、との問いが、日本とフィリピンの関係者の間で省みられることはなかった。

遺体の返還式の翌日、一月一八日に木下登の遺体は火葬に付され、その遺骨は二六日の夜、羽田空港に到着した運輸省航空局の泉靖二——前日までマニラでの国際民間航空機関太平洋地区航空会議に出席——の胸に抱かれて「無言の帰国」をした（『毎日新聞』一九五五年二月一八日付夕刊、二七日付）。

5 残された教訓

一九五五年一月初旬、木下登の生存が確認されたことを知った母ヨネは、このニュースに喜び、息子が「一日も早く内地送還になるよう」切に願った。終戦直後、戦死公報が届き、いったん葬儀まで執り行ったヨネであったが、一九四七年八月に戦友から息子の生存可能性を聞き、戦死公報を村役場に返却して息子の帰りをひたすら待ち続けた（『和歌山新聞』一九五五年一月五日付）。それだけに、息子が生きていることを知った時の喜びはひとしおであり、その訃報は彼女に大きなショックを与えた。涙を押さえながら語った次の言葉にも、彼女の深い悲しみがにじみ出ている。

何ということをしてくれたのでしょう。登は昭和十九年の八月から音信不通になっていました。あの子は小さい時からまじめ一方でしたが、いまだに昔の兵隊さんの精神が頭にこびりついていたのでしょう。帰ってくるというので、部落総出で出迎えることになっていたので（秋岡 1955: 69）。

戦争が終わっても投降せず、約一〇年間をソルソゴンで生き延びた末、帰国を目前に自殺した元海軍兵の痛ましい悲劇。一九五五年一月のこの事件は、日本の外交担当者に（そしてフィリピン側にも）様々な教訓を残したと思われる。例えば、残留日本兵の扱いに当たっては、日比両国の当局が緊密に連携することが重要で、何よりも迅速な対応が求められること、元日本兵は終戦後も虜囚の身となることに抵抗感があり、そうした彼らの心中への配慮が不可欠であること、さらに潜伏先の住民と残留日本兵との関係、わけても現地住民の感情や反応にも注意を払う必要があること、などを指摘することができよう。

ソルソゴンでの事件が起きた一九五五年当時、フィリピン各地には残留日本兵が潜んでおり、以上のような諸要素は彼らの「救出」を成功に導く鍵ともなり得るものであった。⁽²¹⁾もとより、これらの要素を他のケースに単純に当てはめればよい、というものではない。現実には、残留日本兵たちの個性や彼らの個人的な戦場体験、所属した部隊・グループ内の文化、潜伏先での行動とそこから派生する住民感情、さらには両国の外交当局者の判断と対応など、予断を許さない、いくつもの媒介変数が存在していたのである。

〔付記〕 本論文は科学研究費「フィリピンの『残留日本兵』問題史——地域、外交、記憶の視

角から」(基盤研究C、研究課題番号23K11560)の研究成果の一部である。

注

- (1) 『マニラ・クロニクル』(一九五五年一月四日付)の同記事はマテオ・カピンピン記者が前日の三日にソルソゴンから送ったものである。記事中の“Batohan”はバコン町に見当たらず、“Batohan”(バトハン)の誤りと思われる。なお、「」内は筆者による補足である(以下、同様)。木下登の経歴については、Interrogation of Koroshita Nogora [sic] (hereafter Interrogation of Noboru Kinoshita), 15 November 1955 (『南方地区残留旧日本軍人の捜索、救出及び送還関係 フィリピン関係』第一六回公開外交記録K7.1.0.17-1、外務省外交史料館所蔵)、『和歌山新聞』一九五五年一月五日付、秋岡家栄「生きていた戦陣訓」——ジャングル11年、比島元日本兵の死」(『週刊朝日』一九五五年一月四日号)六四—六五頁、などを参照した。本稿執筆の時点で履歴書の原本を確認できなかったため、以下、木下の経歴等についての事実関係には誤記や不確かな点があり得る。予め諒とされたい。敬称はこれを略した。

(2) Interrogation of Noboru Kinoshita, 15 November 1955, *ibid.*

(3) *Daily Mirror*, 8 November 1955. 敵の捕虜になることを恥辱とし、虜囚より自死を選ぶ

- ことを肯定する考え方は、東條英機陸相が天皇の裁可を得て一九四一年一月八日に示達した「戦陣訓」(本訓其の二、第八「名を惜しむ」)によって国民に流布された(『朝日新聞』一九四一年一月八日付)。「戦陣訓」は形式上、陸軍の指針であったが、そこで示された観念は海軍兵士にも影響を与えた可能性がある(ウルリック・ストラウス(吹浦忠正監訳)『戦陣訓の呪縛——捕虜たちの太平洋戦争』中央公論新社、二〇〇五年六六―六七、九九、一一二頁)。
- (4) 筆者によるミンダ・ドゥアソ氏へのインタビュー(二〇二四年三月七日、ソルソゴン州バコンの自宅にて)。
- (5) 中川融外務省アジア局長より田辺繁雄引揚援護局長宛電報「比島における元日本兵木下登の逮捕及び自殺に関する件」一九五五年一月二六日(前掲『南方地区残留旧日本軍人の捜索、救出及び送還関係 フィリピン関係』所収)。
- (6) ト部敏男在外事務所長代理より重光葵外務大臣宛電報「元日本兵木下登の逮捕に関する件」一九五五年一月一六日(同前所収)。
- (7) 同前。
- (8) 「木下登が親族^(ママ)あて書いた手紙」日付なし(前掲『南方地区残留旧日本軍人の捜索、救出及び送還関係 フィリピン関係』所収)。なお、父は一九四七年に死去していたが、当時、母と弟は健在だった(『和歌山新聞』一九五五年一月五日付)。

- (9) Pablo T. Mendoza to ACoFS, G2 IMA, "Death of Kimosita Noboro [sic]," 16 November 1955 (同前『南方地区残留旧日本軍人の捜索、救出及び送還関係 フィリピン関係』所収)。
- (10) Interrogation of Noboru Kinoshita, 15 November 1955, op. cit.
- (11) Mendoza to ACoFS, G2 IMA, 16 November 1955, op. cit.
- (12) *Ibid.*
- (13) 前掲、ト部在外事務所長代理より重光外務大臣宛電報「元日本兵木下登の逮捕に関する件」一九五五年一月一六日。
- (14) 同前。
- (15) 同前。ト部在外事務所長代理より重光外務大臣宛電報「元日本兵木下の逮捕に関する件」一九五五年一月一六日（前掲『南方地区残留旧日本軍人の捜索、救出及び送還関係 フィリピン関係』所収）。
- (16) 同前、ト部在外事務所長代理より重光外務大臣宛電報「元日本兵木下の逮捕に関する件」一九五五年一月一六日。
- (17) ト部在外事務所長代理より重光外務大臣宛電報「元日本兵木下の自殺に関する件」一九五五年一月一七日（前掲『南方地区残留旧日本軍人の捜索、救出及び送還関係 フィリピン関係』所収）。
- (18) 前掲、中川アジア局長より田辺引揚援護局長宛電報「比島における元日本兵木下登の逮

捕及び自殺に関する件」一九五五年一月二六日。『和歌山新聞』一九五五年一月二日付。

(19) Jesus Vargas to Toshio Urabe, 17 November 1955 (前掲『南方地区残留旧日本軍人の捜索、救出及び送還関係』フィリピン関係)所収。原文は英語で、日本語訳は筆者による。

(20) Toshio Urabe, "Statement," 17 November 1955 (同前『南方地区残留旧日本軍人の捜索、救出及び送還関係』フィリピン関係)所収)。

(21) 例えば、一九五六年一〇月にフィリピンのミンドロ島で残留日本兵の存在が確認された時、重光葵外相は朝海浩一郎在フィリピン日本大使に対し、五四年五月のルバング島での島田射殺事件とソルソゴンでの木下の自殺事件を念頭に、次のように指示している。「〔フィリピン〕軍との交渉、係官の派遣に際してはルバング島及び木下登の例にもかんがみ、旧日本兵の生命の安全につき、なおこの上とも万全の措置を講ぜられたい」(重光外務大臣より朝海在フィリピン大使宛電報「ミンドロ島旧日本兵の帰順勧告に関する件」一九五六年一〇月一八日、『南方地区残留旧日本軍人の捜索、救出及び送還関係』フィリピン関係 ミンドロ島関係』第一六回公開外交記録K:7.1.0.17-1-2、外務省外交史料館所蔵)。

《参考文献》

- 秋岡家栄（一九五五）「生きていた。戦陣訓——ジャングル11年、比島元日本兵の死」『週刊朝日』一九五五年
一二月四日号
- 永井均（二〇一三）『フィリピンBC級戦犯裁判』講談社
- 永井均（二〇二〇）「残留日本兵とメデア——小野田寛郎元少尉の帰還をめぐる」『広島平和研究』第七号
- Gilana, Antonio G. (n.d.), *Mga Panunduman Ta*, vol. 4: Bulan during the Second World War (1941-1945),
privately published.
- Jamoralin, Reynaldo T. ed. (2007), *Tracing from Solsogon to Sorsogon*, 2nd ed., Sorsogon City: Sorsogon Arts
Council, National Commission for Culture and the Arts, Sorsogon City Government.
- Jose, Cristina D. (1971), *Facts about Sorsogon*, Manila: National Media Production Center.

執筆者一覧（掲載順）

四條 知恵（広島市立大学広島平和研究所准教授）

石田 淳（東京大学大学院総合文化研究科教授）

吉川 元（広島市立大学名誉教授）

田中美千子（中国新聞社編集委員）

山田 康博（大阪大学名誉教授）

友次 晋介（大阪経済大学国際共創学部准教授）

沖村 理史（広島市立大学広島平和研究所教授）

永井 均（広島市立大学広島平和研究所教授）

核戦争の危機と被爆地

（広島平和研究所ブックレット第10巻、*HPI Booklet* Vol. 10）

2024年9月30日 第1刷発行

編集：広島市立大学 広島平和研究所 企画委員会
河上暁弘、孫 賢鎮、四條知恵（編集責任者）

発行者：広島市立大学 広島平和研究所

所長：大芝 亮

〒731-3194

広島市安佐南区大塚東3-4-1

電話 082-830-1811

印刷者：レタープレス株式会社

電話 082-844-7500

ISSN 2189-9657 / ISBN 978-4-908987-09-0



Hiroshima Peace Institute

ISSN 2189-9657

ISBN 978-4-908987-09-0